

農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組  
合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び  
共済事業のみに係るものを除く。）

平成23年2月

（令和8年3月最終改正）

農林水産省経営局

## 【改正履歴】

制定：平成23年2月28日付け22 経営第6374号 経営局長通知  
改正：平成24年3月28日付け23 経営第3572号 経営局長通知  
改正：平成24年8月22日付け24 経営第1587号 経営局長通知  
改正：平成25年5月15日付け25 経営第290号 経営局長通知  
改正：平成25年6月14日付け25 経営第617号 経営局長通知  
改正：平成26年1月23日付け25 経営第2992号 経営局長通知  
改正：平成26年7月4日付け26 経営第1029号 経営局長通知  
改正：平成27年3月18日付け27 経営第3135号 経営局長通知  
改正：平成27年5月1日付け27 経営第192号 経営局長通知  
改正：平成28年4月1日付け27 経営第3376号 経営局長通知  
改正：平成29年4月21日付け29 経営第141号 経営局長通知  
改正：平成29年5月17日付け29 経営第516号 経営局長通知  
改正：平成29年5月30日付け29 経営第696号 経営局長通知  
改正：平成30年7月12日付け30 経営第903号 経営局長通知  
改正：平成30年11月20日付け30 経営第1669号 経営局長通知  
改正：平成30年12月25日付け30 経営第2165号 経営局長通知  
改正：令和元年5月24日付け元経営第194号 経営局長通知  
改正：令和2年12月25日付け2 経営第2427号 経営局長通知  
改正：令和3年12月24日付け3 経営第2302号 経営局長通知  
改正：令和4年3月31日付け3 経営第3167号 経営局長通知  
改正：令和4年12月21日付け4 経営第2211号 経営局長通知  
改正：令和5年1月27日付け4 経営第2524号 経営局長通知  
改正：令和5年3月29日付け4 経営第3141号 経営局長通知  
改正：令和6年3月29日付け5 経営第3114号 経営局長通知  
改正：令和6年12月18日付け6 経営第2087号 経営局長通知  
改正：令和8年3月31日付け7 経営第2533号 経営局長通知

### 附 則

(施行日)

第1条 この規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 II-1-2-1及びII-1-2-2については、平成23年4月1日以降に開始される事業年度から適用することとし、新しい事業年度が開始されるまでの間は、なお従前の例（「農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について」（事務ガイドライン）（平成14年3月1日付け13 経営第6051号 経営局長通知）。以下同じ。）による。

第3条 II-1-4については、施行日以後に組合が不祥事件等の発生を知ったものについて適用し、施行日前に組合が不祥事件等の発生を知ったものについては、なお従前の例による。

第4条 II-2については、平成23年4月1日以降に開始される事業年度から適用することとし、新しい事業年度が開始されるまでの間は、なお従前の例による。ただし、II-2に基づく指導監督について、本監督指針の規定が適用される以前に法第93条第1項の規定により行政庁より求められた改善計画が提出されている場合には、本監督指針が適用された後も当該計画に沿って指導監督を行うものとする。

2 II-2の適用日以後に、前項ただし書に規定する改善計画に対して、改善の進捗状況が自己資本の基準を達成する年限を延長せざるを得ないほどかい離したものとなる等当該改善計画が目標として不適当なものとなったと認めるときは、本監督指針の規定に基づきあらためて指導監督を行うものとする。

第5条 V-2-2については、平成23年4月1日以降に開始される事業年度に係る監査から適用することとし、新しい事業年度が開始されるまでの間は、なお従前の例による。

附 則 （平成24年3月28日付け23経営第3572号経営局長通知）

（施行日）

第1条 この規定による変更は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規定による変更後のⅢ-2-3-1-1及びⅢ-2-3-1-2については、平成23年4月1日以降に開始する事業年度に係る書類について適用する。

附 則 （平成28年4月1日付け27経営第3376号経営局長通知）

（施行日）

第1条 この規定による変更は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規定の施行の際現に存する農業協同組合については、この規定による変更後のII-1-2-3-2（3）、II-1-2-3-3及びⅢ-2-1-7-3は、施行日から起算して3年を経過した日以後最初に招集される通常総会又は経営管理委員会の終了の時までは、適用しない。

第3条 この規定の施行の際現に存する農業協同組合又は農業協同組合連合会については、この規定による変更後のⅢ-2-3-1-1、Ⅲ-2-3-1-2並びにⅢ-2-3-2（2）及び（3）は、施行日から起算して3年6月を経過した日から適用し、同日前は、なお従前の例による。

第4条 この規定による変更後のⅢ-2-5-3については、平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る資料の提出について適用し、同日前に終了した事業年度に係る資料の提出については、なお従前の例による。

第5条 この規定の施行の際現に存する回転出資金については、なお従前の例による。

附 則 （平成29年4月21日付け29経営第141号経営局長通知）

（施行日）

第1条 この規定による変更は、平成29年4月21日から施行する。

（経過措置）

第2条 この規定による変更後のⅢ-2-3-3（2）については、平成29年4月1日以後に開始する事業年度に係る資料の提出について適用し、同日前に終了した事業年度に

係る資料の提出については、なお従前の例による。

附 則 （平成 30 年 7 月 12 日付け 30 経営第 903 号経営局長通知）  
（施行日）

この規定による変更は、平成 30 年 7 月 12 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 11 月 20 日付け 30 経営第 1669 号経営局長通知）  
（施行日）

この規定による変更は、平成 30 年 11 月 20 日から施行する。

附 則 （平成 30 年 12 月 25 日付け 30 経営第 2165 号経営局長通知）  
（施行日）

この規定による変更は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 5 月 24 日付け元経営第 194 号経営局長通知）  
（施行日）

第 1 条 この通知は、令和元年 5 月 24 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この通知による改正前の本要綱に基づいて実施された事業については、なお従前の例による。

第 3 条 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次条において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。

第 4 条 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和 2 年 12 月 25 日付け 2 経営第 2427 号経営局長通知）  
（施行日）

第 1 条 この規定による変更は、令和 2 年 12 月 25 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規定の施行の際現にあるこの規定による改正前の様式により使用されている書類は、この規定による改正後の様式によるものとみなす。

附 則 （令和 3 年 12 月 24 日付け 3 経営第 2302 号経営局長通知）  
（施行日）

この規定による変更は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 3 月 31 日付け 3 経営第 3167 号経営局長通知）  
（施行日）

この規定による変更は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 4 年 12 月 21 日付け 4 経営第 2211 号経営局長通知）

(施行日)

この規定による変更は、令和4年12月21日から施行する。

附 則 (令和5年1月27日付け4経営第2524号経営局長通知)

(施行日)

本通知は、令和5年1月27日から施行する。

附 則 (令和5年3月29日付け4経営第3141号経営局長通知)

(施行日)

本通知は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年3月29日付け5経営第3114号経営局長通知)

(施行日)

本通知は、令和6年4月1日から施行する。ただし、Ⅱ-1-6-3、Ⅱ-1-7-2及びⅢ-2-2-1の規定は公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月18日付け6経営第2087号経営局長通知)

(施行日)

本通知は、令和6年12月18日から施行する。

附 則 (令和8年3月31日付け7経営第2533号経営局長通知)

(施行日)

第1条 本通知は、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令(令和8年農林水産省令第24号)の施行の日(令和8年3月31日)から施行する。

(経過措置)

第2条 本通知による改正後のⅢ-2-3-1-1(「リース取引に関する会計基準(平成5年6月17日付け企業会計審議会第1部会)」を「リースに関する会計基準(令和6年9月13日付け企業会計基準委員会)」に改める改正規定に限る。)、Ⅲ-2-3-1-2、Ⅲ-2-3-2、Ⅲ-2-3-3並びにⅡ-2-1-2別紙様式2-1及び別紙様式2-2は、令和9年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和7年4月1日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、本通知による改正後の規定を適用することができる。

○ 略語とその定義一覧

略語	定義
法	農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）
施行令	農業協同組合法施行令（昭和 37 年政令第 271 号）
施行規則	農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号）
信用事業命令	農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成 5 年大蔵省・農林水産省令第 1 号）
告示	農業協同組合法施行規程（平成 17 年農林水産省告示第 528 号）
平成 27 年改正法	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）
法令、定款又は法令に基づく行政処分など	法令、法令に基づいてする処分、定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程
事務ガイドライン	農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人の指導監督等（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）に当たっての留意事項について（平成 14 年 3 月 1 日付け 13 経営第 6051 号農林水産省経営局長通知）
系統金融機関向け監督指針	系統金融機関向けの総合的な監督指針（平成 17 年 4 月 1 日付け金監第 806 号・16 経営第 8903 号金融庁監督局長・農林水産省経営局長通知）
共済事業向け監督指針	共済事業向けの総合的な監督指針（平成 18 年 3 月 31 日付け 17 経営第 7481 号経営局長通知）
組合員	組合員及び会員
農協	農業協同組合
連合会	農業協同組合連合会
組織変更後連合会	農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 12 条の規定による組織変更後の連合会
組合	農業協同組合及び農業協同組合連合会
組合等	農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
経営管理委員設置組合	農業協同組合法第 30 条の 2 第 5 項に規定する経営管理委員設置組合
経営管理委員未設置組合	経営管理委員を置かない組合
経営局長	農林水産省経営局長
協同組織課	農林水産省経営局協同組織課
沖縄総合事務局	内閣府沖縄総合事務局
地方農政局等	地方農政局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局、北海道にあっては協同組織課）
機構法	農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）

基盤強化法	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）
J A S 法	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）
独占禁止法	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
個人情報保護法	個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
政府指針	企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）
保護法等ガイドライン	個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 6 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 7 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 8 号）、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（平成 28 年個人情報保護委員会告示第 9 号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 5 号）

- ・本監督指針は、農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人を対象としている。
- ・また、取扱いが異なるものについては、文中の略語によって対象を限定しているので注意されたい。（「農協」、「組合」、「組合等」との書き分け。）

## 目 次

### I 基本的考え方

- I-1 監督指針策定の趣旨 . . . . . P 1
  - I-1-1 監督指針策定の趣旨
  - I-1-2 監督指針の位置付け
- I-2 監督に関する基本的考え方 . . . . . P 2
  - I-2-1 監督の目的と監督部局の役割
  - I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方

### II 組合の監督上の評価項目

- II-1 経営管理体制 . . . . . P 5
  - II-1-1 経営目的の妥当性 . . . . . P 5
    - II-1-1-1 意義
    - II-1-1-2 主な着眼点
    - II-1-1-3 監督手法・対応
  - II-1-2 業務及び執行体制 . . . . . P 7
    - II-1-2-1 組合員資格の確認 . . . . . P 7
      - II-1-2-1-1 意義
      - II-1-2-1-2 主な着眼点
      - II-1-2-1-3 監督手法・対応
    - II-1-2-2 員外利用制限の遵守 . . . . . P 8
      - II-1-2-2-1 意義
      - II-1-2-2-2 主な着眼点
      - II-1-2-2-3 監督手法・対応
    - II-1-2-3 役員体制 . . . . . P 11
      - II-1-2-3-1 意義
      - II-1-2-3-2 主な着眼点
      - II-1-2-3-3 監督手法・対応
  - II-1-3 法令等遵守態勢の整備 . . . . . P 20
    - II-1-3-1 意義
    - II-1-3-2 主な着眼点
    - II-1-3-3 監督手法・対応
  - II-1-4 不祥事件等の対応 . . . . . P 24
    - II-1-4-1 意義
    - II-1-4-2 主な着眼点
    - II-1-4-3 監督手法・対応
  - II-1-5 反社会的勢力による被害の防止 . . . . . P 30
    - II-1-5-1 意義

II-1-5-2	主な着眼点	
II-1-5-3	監督手法・対応	
II-1-6	個人情報保護対応	・ ・ ・ ・ ・ P 3 3
II-1-6-1	意義	
II-1-6-2	主な着眼点	
II-1-6-3	監督手法・対応	
II-1-7	組合員に対する説明態勢等の整備	・ ・ ・ ・ ・ P 3 5
II-1-7-1	意義	
II-1-7-2	主な着眼点	
II-1-7-3	監督手法・対応	
II-1-8	ITによるシステム	・ ・ ・ ・ ・ P 3 8
II-1-8-1	意義	
II-1-8-2	主な着眼点	
II-1-8-3	監督手法・対応	
II-2	財務の健全性・透明性	・ ・ ・ ・ ・ P 3 8
II-2-1	自己資本基準を満たしていない組合に対する指導	・ ・ ・ ・ P 3 9
II-2-1-1	意義	
II-2-1-2	監督手法・対応	
II-2-2	早期指導	・ ・ ・ ・ ・ P 4 4
II-2-2-1	意義	
II-2-2-2	主な着眼点	
II-2-2-3	監督手法・対応	
II-3	事業実施体制	・ ・ ・ ・ ・ P 4 5
II-3-1	組合員に対する営農・経営支援	・ ・ ・ ・ ・ P 4 5
II-3-1-1	意義	
II-3-1-2	主な着眼点	
II-3-1-3	監督手法・対応	
II-3-2	販売・購買事業	・ ・ ・ ・ ・ P 4 6
II-3-2-1	意義	
II-3-2-2	主な着眼点	
II-3-2-3	監督手法・対応	
II-3-3	組合員組織	・ ・ ・ ・ ・ P 4 9
II-3-3-1	意義	
II-3-3-2	主な着眼点	
II-3-3-3	監督手法・対応	
II-3-4	共同利用施設（利用事業）	・ ・ ・ ・ ・ P 5 0
II-3-4-1	意義	
II-3-4-2	主な着眼点	
II-3-4-3	監督手法・対応	
II-3-5	医療・福祉事業	・ ・ ・ ・ ・ P 5 1

II-3-5-1	意義	
II-3-5-2	主な着眼点	
II-3-5-3	監督手法・対応	
II-3-6	農地信託事業	・ ・ ・ ・ ・ P 5 5
II-3-6-1	意義	
II-3-6-2	主な着眼点	
II-3-6-3	監督手法・対応	
II-3-7	宅地等供給事業	・ ・ ・ ・ ・ P 5 5
II-3-7-1	意義	
II-3-7-2	主な着眼点	
II-3-7-3	監督手法・対応	
II-3-8	農業経営受託事業	・ ・ ・ ・ ・ P 5 7
II-3-8-1	意義	
II-3-8-2	主な着眼点	
II-3-8-3	監督手法・対応	
II-3-9	農業経営事業	・ ・ ・ ・ ・ P 5 8
II-3-9-1	意義	
II-3-9-2	主な着眼点	
II-3-9-3	監督手法・対応	
II-4	組合員及び農村地域等への貢献	・ ・ ・ ・ ・ P 5 9
II-4-1	意義	
II-4-2	主な着眼点	
II-4-3	監督手法・対応	
II-5	障害者等への対応	・ ・ ・ ・ ・ P 6 0
II-5-1	意義	
II-5-2	主な着眼点	
II-5-3	監督手法・対応	
II-6	自己改革の実行、継続及び強化	・ ・ ・ ・ ・ P 6 1
II-6-1	自己改革の実行、継続及び強化	
II-6-2	自己改革を実践するための具体的な方針の策定と実践サイクルの構築	
II-6-2-1	意義	
II-6-2-2	主な着眼点	
II-6-2-3	監督手法・対応	
II-7	組合員の事業利用	・ ・ ・ ・ ・ P 6 4
II-7-1	意義	
II-7-2	主な着眼点	
II-7-3	監督手法・対応	

### Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

Ⅲ－１	監督事務の流れ	・ ・ ・ ・ ・	P 6 6
Ⅲ－１－１	オフサイト・モニタリング	・ ・ ・ ・ ・	P 6 6
Ⅲ－１－２	検査部局との連携	・ ・ ・ ・ ・	P 6 7
Ⅲ－１－２－１	本検査着手前		
Ⅲ－１－２－２	検査終了後		
Ⅲ－１－２－３	報告命令の発出等		
Ⅲ－１－３	組合に対する苦情等	・ ・ ・ ・ ・	P 6 8
Ⅲ－１－３－１	苦情・相談等を受けた場合の対応		
Ⅲ－１－４	法解釈への照会	・ ・ ・ ・ ・	P 7 0
Ⅲ－１－４－１	照会を受ける内容の範囲		
Ⅲ－１－４－２	照会に対する回答方法		
Ⅲ－２	法令等に係る事務処理上の留意事項	・ ・ ・ ・ ・	P 7 0
Ⅲ－２－１	組合の組織	・ ・ ・ ・ ・	P 7 0
Ⅲ－２－１－１	組合の設立、定款変更及び解散	・ ・ ・ ・ ・	P 7 0
Ⅲ－２－１－１－１	申請書類		
Ⅲ－２－１－１－２	審査要領（主な着眼点）		
Ⅲ－２－１－１－３	留意事項		
Ⅲ－２－１－２	組合の各種規程の承認等	・ ・ ・ ・ ・	P 7 5
Ⅲ－２－１－２－１	農地信託規程の承認		
Ⅲ－２－１－２－２	宅地等供給事業実施規程の承認		
Ⅲ－２－１－２－３	農業経営規程の承認		
Ⅲ－２－１－３	組合の合併	・ ・ ・ ・ ・	P 7 8
Ⅲ－２－１－３－１	事業計画の樹立		
Ⅲ－２－１－３－２	申請及び認可		
Ⅲ－２－１－４	組合の新設分割	・ ・ ・ ・ ・	P 8 3
Ⅲ－２－１－４－１	事業計画の樹立		
Ⅲ－２－１－４－２	申請及び認可		
Ⅲ－２－１－５	組合の組織変更	・ ・ ・ ・ ・	P 8 7
Ⅲ－２－１－５－１	株式会社への組織変更の照会等があった場合の着眼点		
Ⅲ－２－１－５－２	一般社団法人への組織変更の照会等があった場合の着眼点		
Ⅲ－２－１－５－３	消費生活協同組合への組織変更の照会等があった場合の着眼点		
Ⅲ－２－１－５－４	医療法人への組織変更の照会等があった場合の着眼点		
Ⅲ－２－１－６	休眠組合への対応	・ ・ ・ ・ ・	P 9 1
Ⅲ－２－１－６－１	意義		
Ⅲ－２－１－６－２	主な着眼点		
Ⅲ－２－１－６－３	監督手法・対応		

Ⅲ-2-1-7	役員等	・ ・ ・ ・ ・	P 9 3
Ⅲ-2-1-7-1	女性役員の登用について		
Ⅲ-2-1-7-2	競業禁止義務		
Ⅲ-2-1-7-3	役員要件の例外規定の承認		
Ⅲ-2-1-7-4	総会への役員選任議案提出の留意事項		
Ⅲ-2-2	情報開示の適切性・十分性	・ ・ ・ ・ ・	P 9 5
Ⅲ-2-2-1	財務書類の開示制度		
Ⅲ-2-2-2	全般的な開示態勢の整備		
Ⅲ-2-3	財務書類作成に当たっての留意事項	・ ・ ・ ・ ・	P 9 7
Ⅲ-2-3-1	会計処理の原則	・ ・ ・ ・ ・	P 9 7
Ⅲ-2-3-1-1	会計監査人設置組合等の会計処理		
Ⅲ-2-3-1-2	会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理		
Ⅲ-2-3-1-3	会計環境の変化への対応		
Ⅲ-2-3-2	資産及び負債等の評価	・ ・ ・ ・ ・	P 9 9
Ⅲ-2-3-3	決算書類の作成	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 1
Ⅲ-2-3-4	部門別損益計算書の作成	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 3
Ⅲ-2-3-4-1	総合農協の部門別損益計算書		
Ⅲ-2-3-4-2	経済連等の部門別損益計算書		
Ⅲ-2-3-4-3	厚生連の部門別損益計算書		
Ⅲ-2-3-5	業務報告書の作成	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 6
Ⅲ-2-4	組合の事業等	・ ・ ・ ・ ・	P 1 0 9
Ⅲ-2-4-1	不動産賃貸の留意事項		
Ⅲ-2-4-2	附帯事業の取扱い		
Ⅲ-2-5	子会社等	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
Ⅲ-2-5-1	定義	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
Ⅲ-2-5-2	特定事業等に相当する事業を行う子会社等について		
		・ ・ ・	P 1 1 4
Ⅲ-2-5-3	子会社等の設立等	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 4
Ⅲ-2-5-3-1	意義		
Ⅲ-2-5-3-2	主な着眼点		
Ⅲ-2-5-3-3	監督手法・対応		
Ⅲ-2-5-4	子会社等の管理	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 6
Ⅲ-2-5-4-1	意義		
Ⅲ-2-5-4-2	主な着眼点		
Ⅲ-2-5-4-3	監督手法・対応		
Ⅲ-2-5-5	資料の提出	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 6

#### IV 農事組合法人の監督上の評価項目

IV-1	意義	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 9
IV-2	主な着眼点	・ ・ ・ ・ ・	P 1 1 9
IV-3	監督手法・対応	・ ・ ・ ・ ・	P 1 2 4

## V 行政指導等を行う際の留意点等

- V-1 行政指導等を行う際の留意点 . . . . . P 1 2 7
- V-2 面談等を行う際の留意点 . . . . . P 1 2 8

## VI 行政処分を行う際の留意点

- VI-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて . . . . . P 1 3 0
  - VI-1-1 行政処分
  - VI-1-2 標準処理期間
  - VI-1-3 法第 94 条の 2 に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除
- VI-2 行政手続法との関係等 . . . . . P 1 3 3
- VI-3 意見交換制度 . . . . . P 1 3 4
  - VI-3-1 意義
  - VI-3-2 監督手法・対応
- VI-4 関係当局等との連携及び連絡 . . . . . P 1 3 5
- VI-5 不利益処分の公表に関する考え方 . . . . . P 1 3 5

## VII 組織変更後連合会の監督上の留意点

- VII-1 監督上の評価項目 . . . . . P 1 3 6
  - VII-1-1 組織変更後連合会の行う監査事業の意義
  - VII-1-2 組織変更後連合会の行う監査事業の主な着眼点
  - VII-1-3 組織変更後連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応
- VII-2 事務処理上の留意点 . . . . . P 1 3 6
  - VII-2-1 監査規程の認可
  - VII-2-2 組織変更後連合会の定款変更

- 別添 1 連絡文書集 . . . . . P 1 3 8
- 別添 2 標準処理期間 . . . . . P 1 4 0
- 別添 3 別紙様式・記載例・定款例 . . . . . P 1 4 2

## I 基本的考え方

### I-1 監督指針策定の趣旨

#### I-1-1 監督指針策定の趣旨

(1) 組合は、法に基づき設立される農業者の自主的な協同組織であり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることが求められる。また、組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をすることが求められるとともに、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めることが求められている（法第7条）。

また、農事組合法人は組合員の農業生産の協業化を進めることを通じて、その共同の利益を増進することを目的として、法に基づき設立される協同組織であり、その目的の達成のために、適正に運営される必要がある。

このような中で、農林水産省としては、組合等の本来の機能や役割が効率的・効果的に発揮されるよう、経営の健全化や法令等遵守態勢の確保に向けた自主的な取組を促進し、必要な場合には法に基づく監督を適時適切に行うこととしている。

本監督指針は、このような観点から、組合等の運営が健全かつ適切に行われているかどうかについて、行政庁として監督する上で必要な着眼点、監督手法等を明記し、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を統一的に確立することに資するとともに、本監督指針に記述された留意点等を踏まえた健全かつ適切な運営体制の確保に組合等が自主的に取り組むことを期待するものである。

(2) 行政における組合の取扱いについては、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）等において、組合が農業者が自主的に設立した民間組織であることを踏まえ、

ア 行政は、農協も農業者の団体の一つとして、他の農業者やその団体等と同等に扱う

イ 行政は、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うこととされている。

これまでも、補助金の交付先を農協系統に限定しない、各種施策の企画・立案に当たり組合以外の団体とのイコール・フットィングの確保に留意する等の対応を行ってきたところであるが、組合等の監督に当たっては、こうした点を強く意識する必要がある。

(参考) 規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）（抜粋）

## II 分野別措置事項

### 4 農業分野

#### (2) 個別措置事項

##### ④ 農業協同組合の見直し

##### 20 他団体とのイコールフットィング

農林水産省は、農協と地域に存在する他の農業者団体を対等に扱うとともに、農協を安易に行政のツールとして使わないことを徹底し、行政代行

を依頼するときは、公正なルールを明示し、相当の手数料を支払って行うものとする。

## I-1-2 監督指針の位置付け

(1) 監督指針においては、組合等の組織及び事業（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について、従来の事務ガイドラインの内容も踏まえ、体系的に整理した。なお、監督指針の策定に伴い、事務ガイドラインは廃止した。

また、組合等を直接担当する協同組織課、地方農政局、沖縄総合事務局及び都道府県について、その職員の事務の利便に資するよう、必要な情報を極力集約したオールインワン型の手引書（ハンドブック）として位置付けることとした。

(2) 協同組織課、地方農政局及び沖縄総合事務局は監督指針に基づき組合等の組織及び事業の監督事務を実施するものとする。

(3) また、法第98条の5の規定等により、信用事業を行う組合について都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務とされている。監督指針は、地方自治法第245条の4第1項に基づく「普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告」等として定めるものであり、各都道府県においては、監督指針に基づき適切に組合等の監督をしていくことが求められる。

その際、監督指針が、組合等の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的とするものであることにかんがみ、監督指針の運用に当たっては、組合等の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。

## I-2 監督に関する基本的考え方

### I-2-1 監督の目的と監督部局の役割

(1) 組合の監督の目的は、組合の経営管理体制及び事業実施体制の整備や財務の健全性の維持・向上を図ることにより、組合が農業者の協同組織として「組合員への最大奉仕」という目的に適合し、農業所得の増大に最大限配慮をしつつ事業運営を行うことを確保することにある。さらに、このことを通じて、農業生産力の増大や組合員の経済的、社会的地位の向上を図り、もって国民経済の発展に寄与することへの貢献等国民の期待に応えることにある。

また、農事組合法人の監督の目的は、農事組合法人が法令、定款又は法令に基づく行政処分などを遵守して事業運営を行うことを確保することにある。

(2) 組合等の監督については、いわゆる「オンサイト」と「オフサイト」の双方のモニタリング手法から構成されているが、これは、それぞれのモニタリング手法を適切に

組み合わせることで、実効性の高い組合等の監督を実現するためである。行政組織上は、前者を検査部局が、後者を監督部局が担当しており、両部局が適切な連携の下に、それぞれの機能を的確に発揮することが求められる。

このような枠組みの中で、監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、組合等の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行うことにある。

具体的には、組合等に対して定期的・継続的に経営や事業に関する報告を求めること等により、組合等の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、組合等から収集した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保や事業の適切な運営等に向けた自主的な取組を早期に促していくことが、監督部局の重要な役割といえる。

## I-2-2 組合等の監督に当たっての基本的考え方

上記を踏まえると、組合等の監督に当たっての基本的考え方は次のとおりである。

### (1) 検査部局との適切な連携の確保

監督部局と検査部局が、それぞれの独立性を尊重しつつ、適切に連携し、オンサイトとオフサイトの双方のモニタリング手法を効果的に組み合わせることにより、実効性の高い組合等の監督を実現することが重要である。このため、監督部局においては、検査部局との連携について、以下の点に十分留意することとする。

- ① 検査を通じて把握された問題点については、監督部局は、問題点の改善状況をフォローアップし、その是正につなげていくよう努めること。また、必要に応じて、行政処分等厳正な監督上の措置を講じること。
- ② 監督部局がオフサイト・モニタリングを通じて把握した問題点については、次回検査においてその活用が図られるよう、検査部局に還元すること。

### (2) 組合等との十分な意思疎通の確保

組合等の監督に当たっては、組合等の経営に関する情報を的確に把握・分析し、必要に応じて、監督上の対応につなげていくことが重要である。このため、監督部局においては、組合等からの報告に加え、組合等との健全な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集する必要がある。具体的には、組合等との定期的な面談や意見交換等を通じて、組合等との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するよう努める必要がある。

### (3) 組合等の自主的な努力の尊重

監督部局は、農業者等による協同組織である組合等の自己責任原則に則った経営判断を、法、施行令、施行規則、告示又は定款等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

特に、組合等は、協同組織として、組合員の相互扶助を目的とした組織であるとい

う特性を有しており、組合等の監督に当たっては、組合等の固有の特性を十分に踏まえつつ、法令の趣旨を踏まえた業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

#### (4) 組合等の事業内容や規模を踏まえた監督の実施

組合は、販売・購買事業のみならず、信用事業、共済事業、医療・福祉事業など幅広い分野にわたる事業を行うことができる。このため、組合がどのような事業を行っているのかによって、組合に法令上要求される事項はもちろんのこと、組合が維持すべき経営管理体制の内容や財務の健全性の水準等についても大きく異なることとなる。また、組合の事業規模や業務に従事する職員数についても、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合は信用事業又は共済事業を行う組合に比べて著しく小さいなど、大きく異なっている。したがって、組合の監督に当たっては、組合の事業内容や規模を十分に踏まえて監督手法を選択しなければならない。

また、農事組合法人は、農業の生産行程における協同組織体として、比較的小規模な組織であるという性格を有している。このため、法においては、その設立等の認可は不要で単に届出でよいとするなど、行政庁の関与は最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねることとしている。したがって、農事組合法人の監督に当たっては、このような法の趣旨を十分に踏まえて監督手法を選択しなければならない。

#### (5) 効率的・効果的な監督事務の確保

監督当局及び組合等の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は効率的・効果的に行われる必要がある。したがって、組合等に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については、常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。

## Ⅱ 組合の監督上の評価項目

### Ⅱ－1 経営管理体制

#### Ⅱ－1－1 経営目的の妥当性

##### Ⅱ－1－1－1 意義

(1) 組合の事業運営は、本来、組合が自己責任原則に則った経営判断に基づき行うものであり、その評価については、協同組織の構成員である組合員等の利用者に委ねられるものである。したがって、組合の取組については、業務の健全かつ適正な運営が確保されている限りにおいて、組合の自主性が尊重されることが重要である。

ただし、組合は法に基づき、農業者の協同組織として設立されたものであり、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をするという（法第7条第1項）目的の達成に向けた運営が行われる必要がある。

また、平成27年改正法による改正前の法第8条の「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないことを意味していた。しかしながら、この規定は、そもそも組合は利益を得てはならない（儲けてはならない）との誤った解釈をされる傾向もあったため、平成27年改正法により削除された。その上で、平成27年改正法においては、組合が農産物の有利販売等に積極的に取り組むことを促すために、

- ① 組合は、その事業を行うに当たっては、農業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない（法第7条第2項）
- ② 組合は、農畜産物の販売その他の事業において、事業の的確な遂行により高い収益性を実現し、事業から生じた収益をもって、経営の健全性を確保しつつ事業の成長発展を図るための投資又は事業利用分量配当に充てるよう努めなければならない（法第7条第3項）

との規定が追加されたところであり、組合においては、これらの規定の趣旨を踏まえた事業運営が行われる必要がある。

（注）平成27年改正法により「営利を目的として事業を行ってはならない」旨の規定は削除されたが、出資配当に上限を設けた法第52条第2項の規定は引き続き維持されており、株式会社のように出資配当を目的として事業を行ってはならないという組合の性格については、平成27年改正法の前後で何ら変更はない。

(2) 組合は、事業運営に当たって、組合員との徹底した対話を通じ、農業所得の増大を図るための取組を始めとする組合員のニーズを的確に捉えることが重要である。それを基に、組合の事業の方針を定め、事業計画又は中期計画（以下「事業計画等」という。）に反映し、かつ、組合員にその内容を分かりやすく周知した上で事業を適切に行い、組合員に対して実績、取組状況等の情報を丁寧に説明し、組合員による評価等を踏まえた見直しを組合の事業の方針及び次期の事業計画等に反映するという一連のサイクルを構築することが重要である。

(3) こうしたサイクルを実践していくためには、信用事業をはじめとして組合を取り巻く環境が厳しさを増す中、地域農業を支える組合の事業を継続及び強化していけるよ

う、健全で持続性のある経営を確保していくことが前提となる。

この健全で持続性のある経営の確保には、財務面だけでなく、組合の組織、事業及び経営を支える職員等の確保・育成にも留意が必要である。

- (4) 行政庁は、組合の事業の目的及び方針が、農業所得の増大を図る等の法の目的に合致するものであるかを検証しつつ、組合の組織、事業及び経営が健全かつ適正に運営されているか並びに組合員に適切な情報開示を行い組合が自律的に運営されているかを指導監督していくことが必要である。

## II-1-1-2 主な着眼点

### (1) 組合の事業の方針の明確化

- ① 組合は農業者の協同組織として設立されたものであり、組合の事業の方針において、組合の販売力の強化、生産コストの低減に資する資材供給、集落・地域における農地集積の促進等の農業経営支援機能の強化について、農業所得の増大に向けた組合の取組姿勢を明らかにしているか。
- ② 組合の事業の方針を踏まえ、事業計画等において、例えば、販路の拡大や販売手法、資材供給の効率化、農地の集積、担い手の確保・育成等の実施内容が具体化されているか。また、組合の事業の方針及び事業計画等の内容及び取組結果は組合員に分かりやすく知らされ、組合員の評価を踏まえ、必要な見直しが随時なされているか。
- ③ 事業計画等は、組合員との徹底的な対話を行い、組合員の意向を踏まえ、地域の実情に即した実現可能なものとなっているか。
- ④ 事業計画等は、以下に掲げる内容を反映し総会で決定したものになっているか。
  - ア 事業計画等において実施されることとなっている取組については、具体的な数値目標等が設定され、いつまでに実施するかという期限が示されていること
  - イ 農協全体及び信用事業、共済事業、販売事業、購買事業等の各事業ごとの現状を踏まえた将来の収益及び費用の見通し並びに現状の見通しに収支改善を踏まえた将来の収益及び費用の見通し（以下「中長期の収支シミュレーション」という。）により、事業及び経営上の課題を洗い出すとともに、健全で持続性のある経営を確保する上で必要な目標利益等が設定されていること
  - ウ 他の事業の利益で赤字を常態的に補てんしている事業について赤字原因等を明らかにした上で、組合全体の事業の方針に基づくコストとされている金額を除き、当該赤字額を事業の効率的運営等により段階的に縮減するものとなっていること
  - エ 事業別、支所・支店別、主要施設別等組合の損益管理単位で赤字原因を把握及び分析し、改善に取り組むべき内容を踏まえたものとなっていること
- ⑤ 組合の事業の方針及び事業計画等を実現するために必要な職員等の確保・育成に関する取組が行われているか。

### (2) 事業の実施態勢

- ① 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の進捗状況を管理できる態勢が構築され、適切に進捗管理を行いつつ実践されているか。
- ② 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等の具体的な内容や進捗状況、採算性、職員等の確保・育成に関する取組状況等について、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされているか。
- ③ 組合の員外利用の状況についても、組合員への説明を行う態勢が構築され、適切に説明がなされていることが望ましい。
- ④ 組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等と進捗状況の比較及び分析を行う態勢が構築され、目標未達の要因を分析した上で、組合員の評価と意向を踏まえた対応策等の修正等を行っているか。

### Ⅱ－１－１－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等について提出を求めるとともに、説明を求め、各組合の取組状況を把握するものとする。

また、ヒアリングを通じて問題点が把握された場合には、農協改革の原点に立って早期の改善を促すこととする。

### Ⅱ－１－２ 業務及び執行体制

農協の業務運営に当たっては、次に掲げる事項について実態把握に努めるとともに、改善が必要であると認める場合には、是正指導を行うこととする。

#### Ⅱ－１－２－１ 組合員資格の確認

##### Ⅱ－１－２－１－１ 意義

農協の組合員たる資格は、法第12条第1項各号に掲げる者であって当該農協の定款で定めるものとされている。特に、正組合員については、農協の管理運営に参画する権利（役員選挙権、総会の議決権等のいわゆる共益権）を有することから、その資格の有無を確認することは、農業者の組織する組合としての性格を維持するために、極めて重要である。

このため、当該農協の定款で定める組合員資格要件を満たしているかどうかを定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続を行う等その適切な管理を行うことが求められる。

##### Ⅱ－１－２－１－２ 主な着眼点

- (1) 新規で農協に加入する者（相続により新たに組合に加入する者を含む。）については、当該農協の定款等に従い、加入申込書や組合員資格調書その他必要な書類が提出され、農協内の承諾手続が適切になされているか。
- (2) 任意脱退や当然脱退、除名となった者について、その脱退等の手続が適正かつ速やかに行われているか。

- (3) 上記(1)及び(2)の処理を適切に行うための態勢が整えられ、各種変更事項が組合員名簿に遅滞なく反映されているか。
- (4) 機構法第26条第1項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第7条第1項によりなお従前の例によることとされる旧基盤強化法(以下(6)において「旧基盤強化法」という。)第28条第1項に基づき、引き続き正組合員資格が認められる特例措置を定款に規定している農協にあつては、特例措置適用者について定款に基づき理事会の確認を受けているか。また、定款に特例措置の規定をおくことについて、組合員の意向や動向等を踏まえてその必要性を個々に検証しているか。
- (5) 組合員資格について1年に1回以上定期的に確認し、資格を満たさない者については資格変更手続等を行っているか。
- (注) 定期的な確認方法としては、例えば、往復はがきを利用し、組合員資格の届出内容(氏名、住所、組合員たる資格の別等)に変更がないかを回答してもらう方法や出資配当通知、賦課金通知等と併せて組合員資格の確認を行うことも考えられる。
- (6) 法第27条で定められている組合員名簿の記載事項のほか、組合員を適切に管理するために必要な基本情報(農地面積、農業従事日数、機構法又は旧基盤強化法の特例か否か等)を把握していることが望ましい。

## II-1-2-1-3 監督手法・対応

### (1) 実態の確認

毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング(例えば総合的なヒアリング)又は法第94条に基づく検査の結果によって、農協の組合員資格の確認状況及び態勢等を確認する。

業務報告書の提出がない場合又は業務報告書に組合員資格の確認に関する記載がない場合は、法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出して確認することとする。

- (2) (1)のヒアリング等の結果、II-1-2-1-2の主な着眼点に掲げる事項が実施されていないと認められる場合には、改善に向けた取組を求める。

## II-1-2-2 員外利用制限の遵守

### II-1-2-2-1 意義

組合が行う事業は本来組合員の利用に供することを第一とするものであり、組合員以外の利用は、法第10条第17項に規定するように、組合員の利用に差し支えない一定の限度内に限り認められているものである。

このため、組合に対して員外利用の制限を遵守するよう監督を徹底する必要がある。

## Ⅱ－１－２－２－２ 主な着眼点

(1) 員外利用状況の把握単位として法第10条第1項各号又は各項に定める事業ごとに実態に即して区分し、把握されているか（別紙参考参照）。

(2) 員外利用を管理するために、組合において、利用者名寄せ等のシステムによるほか、現金取引分野においては例えば組合員カードの提示を求める等事業実態を踏まえ、員外利用状況が把握できる態勢が整っているか。（連合会の事業を個々の組合員が直接利用するような場合にあっては、会員である組合の組合員利用か否かを把握できる態勢が整っているか。）

(注) 員外利用状況の把握は、事業年度末において、当該事業年度における事業の利用分量（金額）をそれぞれ累計したもので行う。

また、員外利用状況の把握態勢が整備中であることなどにより十分でない場合には、員外利用規制違反に該当するか否かの判別を次のように行う。

① サンプル調査等で推計可能な場合は、その方法により員外利用を計算する。なお、サンプルについては調査期間が特異な一定時期に偏っていないなど、その推計方法が妥当なものであることが必要である。

② 推計もできない場合は、利用者が組合員か否かを特定できない取引分は員外利用として計算する。

※ ①により、当面、サンプル調査等による推計を行うとしても、員外利用全体の把握に向けて態勢整備に努める必要がある。

(3) 事業ごとの推進方針が、員外利用規制を遵守することを踏まえたものになっているか。

(4) 年度途中で年度末において員外利用規制違反のおそれがある水準にあることを把握した場合には、事業年度末に員外利用規制違反にならないための具体的な対応策を講じているか。

(5) 員外利用規制違反に該当する組合にあっては、自主的に改善計画を策定し、計画に即した措置が取られるなど改善に向けた取組が行われているか。

(6) コンプライアンス担当部署は、事業担当部署が員外利用規制を遵守するよう監督しているか。

## Ⅱ－１－２－２－３ 監督手法・対応

(1) 実態の把握

① 毎年度提出される業務報告書に加え、毎年度実施するヒアリング（例えば決算ヒアリング）等により、組合における員外利用状況について把握する。

業務報告書の提出がない場合、業務報告書に員外利用に関する記載がない場合等は、必要に応じて法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出して員外利用の状

況について報告を求める。

- ② ①により提出された業務報告書やヒアリング等により、組合の員外利用状況の把握態勢に不備が認められ、員外利用率の正確性に疑いがある場合は、必要に応じて法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出して員外利用状況の把握態勢の構築に向けた取組状況について報告を求める。

(2) 法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令の発出

(1) の実態の把握により、員外利用規制違反が判明した場合には、改善に向けた取組を担保するため、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、員外利用規制違反の改善に向けた改善計画の提出を求める。

(3) 改善計画に対する検証

行政庁は、以下の観点から違反の程度、事業ごとの事情等を踏まえて、より実効性・現実性のある計画になっているか改善計画を検証するものとする。

なお、厚生農業協同組合連合会（以下「厚生連」という。）の医療事業等の利用については、厚生連の行う医療事業等が他の経済事業と異なり、人命等に関わる事業であり、厚生連は医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づく公的医療機関を設置して地域医療を担うなど、極めて公益性の高い組織であることに留意し、近年の地域医療を取り巻く状況の下で、地域における医療機関が当該厚生連病院しか存在しない場合や、地方公共団体から地域の拠点病院等として位置付けられ機能維持の支援等を受けている場合など、個別の地域の事情を十分に勘案しつつ、その上で、員外利用状況の改善に向けた取組が行われているか等を踏まえ、以下の①のア～オのうち必要な内容を含んでいるか確認するものとする。

① 改善計画の内容

ア 員外利用規制に違反している原因・理由

イ 員外利用規制違反を改善するための具体的な方策

具体的な方策とは、例えば、以下の事項を踏まえた各事業の性質に応じて実効性のあるものをいう。

ただし、違反状況が著しく、改善するまでに複数年を要すると見込まれる場合には、違反の原因となっている事業に関し、継続の必要性を検討しているかを確認する。

a 組合員利用の計画的な促進

b 継続的な事業利用者の組合への加入促進

c 組合員以外の者の利用の抑制

ウ 員外利用把握体制の構築

エ 員外利用規制違反を改善する期限（年度）

員外利用規制違反の改善時期は、員外利用規制違反のあった事業年度の翌事業年度末を基本とし、各事業の規模や事業環境、改善方策の内容等の個別事情を踏まえつつ、着実に改善が進むとの観点から設定しているか確認する。

オ 再発防止策

## ② 改善計画の検証の留意点

- ア 原因と改善方策の整合性がとれているか。
- イ 実態に見合った計画となっているか（例えば根拠なく「毎年〇%の組合員利用の増加」というような計画になっていないか、他の類似施設の状況などを勘案しているか等、計画が合理的な根拠に基づいているかを確認する。）。
- ウ 必要に応じて解消に向けた担当部署の設置や他の組合との連携協力など組織的な対応策が具体的に策定されているか。

## (4) 改善計画の実施状況の確認と指導

報告徴求命令により受領した改善計画については、その後の実施状況をヒアリング又は定期的な報告により確認し、指導するものとする。

## (5) 法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出

(2) により提出された改善計画が実行されておらず、員外利用規制違反を改善しようとする姿勢や取組が認められない場合など、自主的な改善努力に委ねていては改善が図られないと認められるときは、必要措置命令を発出する前にヒアリングを行い、改善計画の計画値等を達成できなかった原因等を検証した上で、以下のうち必要なものの実施を含む法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を判断する。

- ① 組合員以外の継続的な利用者に対する組合への加入の働きかけや員外者の利用の制限など員外利用規制違反を改善するための具体的で実効性のある方策の策定及び実行
- ② (①の方策では改善が望めない場合) 連合会や類似の事業を行う法人への事業(又は施設)の譲渡又は事業の廃止など員外利用規制違反を抜本的に改善するための具体的な方策の策定  
なお、厚生連にあっては、組合員の利用率が低く、今後も組合員による利用の拡大が見込めない事業について、地域における医療体制を維持するとの観点から地方公共団体等と協議の上、具体的な対策を策定する。
- ③ 役員の職務分担の見直しや一定期間内に改善できない場合の役員の監督責任の明確化
- ④ ①～③の項目についての実効性を担保するための措置として、進捗・運用状況の客観的把握と検証するための態勢の構築
- ⑤ ①～④の内容を反映させた改善計画の提出

(注) 改善時期は翌事業年度末を基本とし、事業の譲渡又は事業の廃止などにより員外利用規制違反の改善を図る場合は3年以内を目途とする。厚生連においては、実施主体の変更により員外利用規制違反の改善を図る場合は3年以内を目途とする。

## II-1-2-3 役員体制

### II-1-2-3-1 意義

組合が、農業者の協同組織として「組合員への最大の奉仕」という目的を実現し、農業所得の増大に最大限配慮をした事業運営を実施できるか否かは、組合の業務執行の決定等を行う役員体制のいかんによるところが大きいと考えられる。

このため、組合において、農業所得の増大に向けた経済活動を積極的に行っていく観点から、役員体制をどうするかなどについて、組合員と組合の役職員との間で徹底した議論が行われることが重要である。

併せて、役員がその責務を十全に果たすとともに、経営に対する規律付けを有効に機能させ、適切な経営管理（ガバナンス。以下同じ。）が行われるようにすることが重要である。

## Ⅱ－１－２－３－２ 主な着眼点

組合員への最大奉仕という目的に合致し、農業所得の増大に最大限配慮をした事業運営を実現するとともに、その前提となる経営管理を有効に機能させるためには、経営管理委員会会長（経営管理委員会会長に準ずる職を含む。以下同じ。）・経営管理委員・経営管理委員会（経営管理委員会及び各役職を設置している組合に限る。以下同じ。）、代表理事・理事・理事会・監事・監事会（監事会を設置している組合に限る。以下同じ。）及びすべての職階における職員が自らの役割を理解しそのプロセスに十分関与することが必要となるが、その中でも、経営管理委員会会長・経営管理委員・経営管理委員会、代表理事・理事・理事会及び監事・監事会が果たす責務が重大である。

また、平成27年改正法では、農協の理事について、その定数の過半数を原則として「認定農業者」又は「農畜産物の販売その他の当該農協が行う事業又は法人の経営に関し実践的な能力を有する者」（以下「実践的能力者」という。）とすること（法第30条第12項、第30条の2第4項及び第7項）、年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮すること（第30条第13項、第30条の2第4項）が規定されたところであり、これらの規定に適合した役員体制とすることはもとより、農協が、農業所得の増大に向けた経済活動を積極的に行っていく観点から、役員体制をどうするかなどについて、組合員と農協の役職員との間で徹底した議論が行われることが重要である。

### （１）代表理事

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、率先して法令等遵守態勢の構築に取り組んでいるか。
- ② 代表理事は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 代表理事は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、内部監査の結果等について対策を講じているか。
- ④ 経営管理委員会を置く組合においては、代表理事は経営管理委員会で決定された経営方針に沿った業務の執行を適切に行っているか。
- ⑤ 代表理事は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、

組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか（経営管理委員未設置組合の場合は、理事会で決定された基本方針を明確に示し、組織内外に宣言しているか。）。

また、代表理事は、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するとともに定期的にその有効性を検証しているか。

## （２）経営管理委員会会長

- ① 法令等遵守を経営上の重要課題の一つとして位置付け、代表理事の法令等遵守態勢の構築への取組について適切に監視しているか。また、経営管理委員会会長は、必要に応じ法令等遵守態勢の構築のための指示等を行っているか。
- ② 経営管理委員会会長は、リスク管理部門を軽視することが収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。
- ③ 経営管理委員会会長は、内部監査の重要性を認識し、定期的にその機能状況を確認するとともに、必要に応じ代表理事等に対しその機能構築、内部監査の結果等への適切な措置等のための指示等を行っているか。
- ④ 経営管理委員会会長は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、組合に対する公共の信頼を維持し、組合の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、政府指針の内容を踏まえて経営管理委員会で決定された基本方針を明確に示し、代表理事とともに、組織内外に宣言しているか。

また、経営管理委員会会長は、代表理事に対し、組織内外に宣言した基本方針を実現するための組織内体制の整備、職員の安全確保等の必要な態勢を構築するよう指示等を行い、定期的にその有効性を検証しているか。

## （３）経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会

### ① 経営管理委員設置組合

ア 経営管理委員は、経営管理委員会会長の独断専行をけん制・抑止し、経営管理委員会における業務の基本方針等の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。また、理事は、代表理事の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

イ 経営管理委員会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務の基本方針を明確に定めているか。また、理事会はその基本方針に沿った業務を執行するための方針（以下「業務執行方針」という。）を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。さらに、経営管理委員会及び理事会は、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直し又は見直しの指示を行っているか。

ウ 経営管理委員及び経営管理委員会並びに理事及び理事会は、法令等遵守に関

し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、経営管理委員及び理事は、兼職・兼業先の組合又は法人の職務に係る法令等遵守に関し、誠実に取り組んでいるか。さらに、経営管理委員会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を理事会に整備させるとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

エ 経営管理委員会及び理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

オ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、理事会は、リスク管理の方針を定期的又は必要に応じ随時見直しているか。

カ 経営管理委員会及び理事会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行、管理体制の整備等に活用しているか。

キ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理を検証し、その構築を図っているか。

ク 経営管理委員会及び理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果等については適切な措置を講じているか。

ケ 常務に従事する理事についての経営管理委員会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。また、任期中においても定期的又は必要に応じ随時検証されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

法令等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、組合事業の健全かつ適切な運営に必要なコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他組合の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

その場合、例えば当該組合又は当該組合と同種の事業を行う会社その他の団体において、役員又は監督若しくは管理の地位にある従業員として従事した経験を有するといったことが判断材料になり得るものと考えられる。

b 十分な社会的信用

法第 30 条の 4 に規定する欠格事由のほか、以下の点を勘案する。

(a) 反社会的行為に関与していないか。

(b) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（過去に暴力団員であった者を含む。以下「暴力団員」という。）ではないか、又は過去を含め暴力団と密接な関係を有していないか。

(c) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。例えば、兼職・兼業先の組合又は法人の職務に係る法令等遵守状況も判断材料になり得るものと考えられる。

② 経営管理委員未設置組合

ア 理事は、業務執行にあたる代表理事等の独断専行をけん制・抑止し、理事会における業務執行の意思決定及び理事の業務執行の指導監督に積極的に参加しているか。

イ 理事会は、組合が目指すべき全体像等に基づいた業務執行方針を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

ウ 理事及び理事会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、組織全体における内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、理事は、兼職・兼業先の組合又は法人の職務に係る法令等遵守に関し、誠実に取り組んでいるか。さらに、理事会は、政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。

エ 理事会は、リスク管理部門を軽視することが事業収益に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

特に担当理事はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

オ 理事会は、戦略目標を踏まえたリスク管理の方針を明確に定め、組織内に周知しているか。また、リスク管理の方針は、定期的又は必要に応じ随時見直しているか。さらに、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行及び管理体制の整備等に活用しているか。

カ 理事会は、あらゆる職階における職員に対し経営管理の重要性を強調・明示する風土を組織内に醸成するとともに、適切かつ有効な経営管理の手法を検討し、その構築を図っているか。

キ 理事会は、内部監査の重要性を認識し、内部監査の目的を適切に設定するとともに、内部監査部門の機能が十分発揮できる機能を構築（内部監査部門の独立性の確保を含む。）し、定期的にその機能状況を確認しているか。また、被監査部門等におけるリスク管理の状況等を踏まえた上で、監査方針、重点項目等の内部監査計画の基本事項を承認しているか。さらに、内部監査の結果等については適

切な措置を講じているか。

ク 常務に従事する理事についての理事会における選任プロセス等においては、その適格性について、「経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」及び「十分な社会的信用」として、例えば、以下のような要素が適切に勘案されているか。また、任期中においても定期的又は必要に応じ随時検証されているか。

a 経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験

法令等の関連諸規制や監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し、実行するに足る知識・経験、組合事業の健全かつ適切な運営に必要なとなるコンプライアンス及びリスク管理に関する十分な知識・経験、その他農協の行うことができる業務を適切に遂行することができる知識・経験を有しているか。

その場合、例えば当該組合又は当該組合と同種の事業を行う会社その他の団体において、役員又は監督若しくは管理の地位にある従業員として従事した経験を有するといったことが判断材料になり得るものと考えられる。

b 十分な社会的信用

法第 30 条の 4 に規定する欠格事由のほか、以下の点を勘案する。

(a) 反社会的行為に関与していないか。

(b) 暴力団員ではないか、又は 暴力団と密接な関係を有していないか。

(c) 上記のほか社会通念に照らし、「十分な社会的信用」を有しているとは認められない事由はないか。例えば、兼職・兼業先の組合又は法人の職務に係る法令等遵守状況も判断材料になり得るものと考えられる。

③ 経営管理委員及び理事の構成

ア 組合の理事の定数の少なくとも 3 分の 2（経営管理委員設置組合にあつては、経営管理委員の定数の少なくとも 4 分の 3）は、正組合員たる個人又は正組合員たる法人の役員であるか。

(注 1) 定款に規定する理事等の定数に幅が設けられている場合は、実際に就任している理事等の数に基づき、「3 分の 2」等の数を算出する。

(注 2) 正会員には、農協連合会にあつては、その正会員たる農協連合会の正会員やその正会員たる農協の正組合員を含む（法第 30 条第 11 項）。

イ 農協にあつては、理事又は経営管理委員の構成が、法第 30 条第 12 項（法第 30 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）又は第 30 条の 2 第 7 項の規定に適合しているか。

この場合において、実践的能力者（法第 30 条第 12 項第 2 号）に該当するかどうかは、当該農協の事業や経営の方向性を踏まえて、あくまでも各農協において判断するものであるが、選任理由等については、理事又は経営管理委員を選任する総会等において、組合員等に十分説明する必要がある。

なお、理事又は経営管理委員の選任に当たっては、各候補者が「認定農業者」又は「実践的能力者」（法第 30 条第 12 項ただし書（法第 30 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく例外を適用する場合にあつては、「認

定農業者」、施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「認定農業者に準ずる者」又は「実践的能力者」) に該当するかどうかを役員選任議案等を通じて組合員等に周知する必要がある。

(注 1) 定款に規定する理事等の定数に幅が設けられている場合は、実際に就任している理事等の数に基づき、「過半数」等の数を算出する。

(注 2) 施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する「認定農業者に準ずる者」として具体的に想定される者を例示すると、以下のとおりである。なお、施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号ハ、ヘ及びチに規定する「親族」の範囲は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に規定する親族とするが、「認定農業者に準ずる者」に該当する親族は、認定農業者等の行う農業に従事し、その経営に参画する者に限られることに留意する。

- ・ 施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号イに掲げる者・・・農場長など、当該法人の農業経営に関し一定の権限及び責任を有する者。
- ・ 同号ホに掲げる者・・・経営所得安定対策の対象となる集落営農組織の役員。
- ・ 同号ヘに掲げる者・・・畜産クラスター計画などにおいて位置付けられた地域の中心的な経営体。
- ・ 同号トに掲げる者・・・都道府県において指導農業士として認定された者。なお、農業指導士、農業経営士など名称は問わない。
- ・ 同号チに掲げる者・・・認定農業者ではないものの、市町村が定める基本構想に掲げられた経営規模や所得等の指標の水準に到達している者（いわゆる基本構想水準到達者）。
- ・ 同号リに掲げる者・・・生産部会等の代表者。なお、品目別の組織か品目横断的な組織かは問わないが、農業の振興と直接関係しない組織は対象外であること、当該農協に置かれる組織のみが対象であること、ここでの「代表者」とは単に当該組合員組織の推薦等を受けた者という趣旨ではないことに留意する。

(注 3) 認定農業者については、農協から市町村に対し認定農業者に関する情報の照会があった際は適切に対応する旨が、市町村に対して周知されている（農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日経営第 564 号農林水産省経営局長通知）第 6 の 11 及び別紙 6）。

(注 4) 認定農業者に準ずる者のうち、認定就農者については、農協から市町村に対し認定就農者に関する情報の照会があった際は適切に対応する旨が、市町村に対して周知されている（農業経営基盤強化促進法の基本要綱第 7 の 13 及び別紙 6）。

また、認定農業者に準ずる者のうち、施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 1 号ヘ及びトに掲げる者については、都道府県及び市町村に対して、これらの者に関する照会が農協からあった際には情報の提供に協力するよう依頼がされている（「認定農業者に準ずる者」に関する農業協同組合への情報提供について（依頼）（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 生畜第 290 号・28 経営第 548 号農林水産省生産局畜産部畜産企画課長・経営局経営政策課長・経営局就農・女性課長・経

営局協同組織課長通知) )。

(注5) 行政庁において、理事又は経営管理委員が認定農業者又は認定農業者に準ずる者に該当するかどうかを検証する必要がある場合には、総会参考書類のうち当該理事又は経営管理委員に係る略歴を確認するとともに、選任理由等についての総会等における組合員への説明内容を聴取するものとする。

ウ 施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 2 号若しくは第 3 号又は第 2 項第 2 号若しくは第 3 号の例外規定を適用する場合において、同条第 1 項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロ又は第 2 項第 2 号ロ若しくは第 3 号ロの規定による当該農協の正組合員である認定農業者の数に関する調査は、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任の可能な限り直近の時点で行われているか。

また、当該調査結果の公表は、原則として、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任に先立って行われているか。

エ 施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 3 号又は第 2 項第 3 号の例外規定を適用する場合において、同条第 1 項第 3 号イ又は第 2 項第 3 号イの規定による行政庁の承認は、原則として、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任に先立って受けているか。

また、同条第 1 項第 3 号ハ又は第 2 項第 3 号ハの規定による理由の公表は、原則として、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任に先立って行われているか。

オ 施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 4 号又は第 2 項第 4 号の例外規定を適用する場合において、同条第 1 項第 4 号イ又は第 2 項第 4 号イの規定による特別な理由の公表は、原則として、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任に先立って行われているか。

また、同条第 1 項第 4 号ロ又は第 2 項第 4 号ロの規定による農林水産大臣の承認は、原則として、理事又は経営管理委員の全部改選に係る選挙又は選任に先立って受けているか。

カ 農協の理事又は経営管理委員の年齢及び性別に著しい偏りが生じないようにするため、例えば、理事又は経営管理委員の選任プロセスにおいて、若い世代や女性の役員への積極的な登用に向けた働きかけを行うなどの配慮が行われているか。

#### ④ その他（経営管理委員設置組合、経営管理委員未設置組合共通）

ア 役職員の兼職・兼業

法第 30 条の 5 に規定（例外は施行規則第 79 条に規定）されているように組合の役職員が他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は事業を営んでいないか。

なお、兼職・兼業を規制する趣旨は、組合員の負託に応えるために職務に専念する点にあり、法令上問題はなくても、役職員の兼職・兼業によって当該組合の職務が疎かになっていないか。

イ 経営管理委員

経営管理委員については、兼職・兼業の制限がないが、経営管理委員会会長として常務に従事する場合であって、他の組合若しくは法人の職務に従事し、又は

事業を営むことによって、経営管理委員会会長としての業務に支障が生じていないか。

ウ 理事（経営管理委員設置組合の理事はアを適用する。）

a 理事については、一定の要件の下、兼職・兼業が認められているが、例えば、兼職・兼業の件数が多く、組合の業務に時間を割けていないなど、理事としての業務に支障が生じていないか。

b 理事間の業務分担は組合内部での規約等により明確化されているか。

エ 職員兼務理事について

a 業務を執行する理事が職員を兼務している場合において、当該理事の職員としての身分が組合との雇用関係として継続していることによって、当該理事による他の理事へのけん制が適正に行われなくなっているなどの支障が生じていないか。

b 特に、職員兼務理事を含む常勤理事が法第 30 条第 3 項に定める下限の 3 人体制の信用事業を行う組合の場合は、「a」のような支障が生じないよう十分留意するとともに、仮に支障が生じているような場合には職員兼務理事を解消すること等により、組合業務の一層の高度化・専門化に対応した責任ある業務体制を確保するよう努めているか。

オ 信用事業専任理事について

a 信用事業と共済事業は関連性が高く、信用事業専任理事が共済事業を担当することもやむを得ないと考えられるが、それにより、業務に支障が生じていないか。

b 信用事業の規模が大きい組合であって、不良債権比率が高い場合、又は不祥事件等の発生がみられる場合等に、信用事業専任理事の他に審査等を担当する理事を別に置くことなどにより、相互けん制が図られているか。

c 信用業務専任理事が職員兼務理事でもある場合は、職員として、信用事業（共済事業を兼務する場合は共済事業を含む。）以外の業務を行っていないか。

d 信用事業専任理事が兼職する場合は、子会社等が施行規則第 79 条に定める兼業先であっても信用事業と関連しない兼業先となっていないか。

#### （4）監事

① 監事は、制度の趣旨に則り、その独立性が確保されているか。

② 監事は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

③ 監事会を設けている場合であっても、各監事は、あくまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

### II-1-2-3-3 監督手法・対応

（1）定期的なヒアリング（例えば総合的なヒアリング）及び通常監督事務等を通じて、経営管理について検証することとする。

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリ

ングを行い、着実な改善を促す。

- (2) 定期的なヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、法第30条第12項など法令の規定に適合した役員体制となっているかについて検証するほか、農協において、農業所得の増大に向けた経済活動を積極的に行っていく観点から、役員体制をどうするかなどについて、組合員と農協の役職員との間で徹底した議論が行われることを促す。
- (3) また、Ⅱ-1-2-3-2に掲げる事項について、重大な問題が生じるおそれがある場合には、必要に応じて法第93条第1項に基づき報告を求める。報告の結果、自主的な改善に委ねたのでは組合の事業運営に支障を来すと認められる場合には、例えば役員体制や役員の職務分担の見直し及び措置の進捗・運用状況の客観的把握と検証態勢の構築などの内容を含む法第95条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。
- (4) 常務に従事する理事が、Ⅱ-1-2-3-2(3)①ケ及びⅡ-1-2-3-2(3)②クに掲げる勘案すべき要素に照らし不適格と認められる場合であって、又はその選任に当たり、十分な要素が勘案されていないと認められる場合であって、事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認められるときは、その適格性や経営管理の遂行状況、それらについての組合の認識、及び選任プロセス等についてヒアリングを行い、必要な場合には法第93条第1項に基づき報告を求めるものとする。
- (5) 報告の結果、組合に法令、定款又は法令に基づく行政処分に対する違反が認められ、経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、自主的な改善努力に委ねたのでは、事業の健全かつ適切な運営に支障を来すおそれがあると認められるときには、法第95条第1項に基づき必要措置命令を発出するものとする。

(注) Ⅱ-1-2-3-2(3)①ケ及びⅡ-1-2-3-2(3)②クに掲げる常務に従事する理事の知識・経験及び社会的信用に係る着眼点は、各組合の常務に従事する理事の選任プロセス等における自主的な取組を基本としつつ、その過程において適格性が適切に判断されているかどうかを当局が確認するための事項の例示であり、また、特定の事項への該当をもって直ちにその適格性を判断するためのものではない。常務に従事する理事の選任議案の決定等に当たっては、まずは組合自身はその責任において、上記着眼点も踏まえつつ、その時々時点における理事個人の資質を総合的に勘案して適切に判断すべきものであることに留意する必要がある。

## Ⅱ-1-3 法令等遵守態勢の整備

### Ⅱ-1-3-1 意義

組合は、その事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的としているが、法令等を厳格に遵守し、健全かつ適切な業務運営に努めることは、その前提であり、また、組合員からの信頼を確立するためにも重要である。

組合においては、法令等の遵守が経営上の重要な課題の一つであることに鑑み、役員のリダーシップの下、それぞれの規模・特性に応じた方針、内部規程等を策定し、組合の法令等遵守態勢を整備することが必要である。

特に、農産物や生産資材の流通や医療サービスの提供等その事業規模から見て、連合会がわが国の経済や国民生活に一定の地位を占めている現状を踏まえれば、本所のみならず支所、都道府県本部から子会社に至るまで、国民の信頼に足る法令等遵守態勢が構築されていることが強く求められる。

また、公益通報者の心理的安全性を含めた実効性のある内部公益通報対応体制を整備・運用することは、法令等遵守の推進や組織の自浄作用の向上、職場環境の整備等に寄与し、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼の獲得にも資するものであり、組合が適切に事業を運営することにより組合員に対して充実したサービスを提供していく上で重要なことである。

これまでの行政庁として措置した事例や最近の政策的な動向を踏まえ、法令等遵守について、特に留意すべき点は以下のとおりである。

## II-1-3-2 主な着眼点

### (1) 法令等遵守（コンプライアンス）態勢

- ① 組合の代表理事が法令等遵守を組合の業務執行上の重要課題と位置付け、全役職員の法令等の遵守意識を向上させるための「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、周知徹底が図られているか。
- ② 法令等遵守状況について内部監査を行うことなどによりコンプライアンス態勢の構築に努めるとともに、事業内容、組合の規模等に応じて、例えば、コンプライアンス専任役員を置く、代表理事を長とするコンプライアンス委員会を設置するなどコンプライアンスに関する情報を一元的に収集、管理、分析、検討し、組合内及び子会社に対して、適時・適切に措置を講じることができる体制を構築しているか。
- ③ 法令等違反事案が発生した場合にとるべき事後的措置（例えば、原因究明の検討体制の整備など）が明確化されているか。また、役職員の当事者責任及び監督責任についてのルールが明確化されているか。

### (2) 内部けん制体制

適切な事務の遂行を確保する、あるいは事故、不正等を未然に防ぐための対策として、内部けん制態勢が確立されているか。

具体的には、

- ① すべての事務手続や事務処理に関する職務分掌が規程等により明確化され、当該規程等に基づき、取扱者以外の者による照合、権限者による承認等の手続が行われているか。
- ② 支店及び事業所の長自らが業務の運営、管理を改善するための自主点検を実施するための要領が策定されているか。また、当該要領に基づいて自主検査が行われているか。
- ③ 人事管理に当たっては、信用事業及び共済事業の職員については、事故防止等の

観点から、系統金融機関向け監督指針Ⅱ－3－3－2（4）、共済事業向け監督指針Ⅱ－3－14－1－2（4）に基づくローテーション等について取り組んでいるか。

- ④ 現金を扱う職務などを行っている職員（管理者を含む。）については、連続休暇、研修、内部出向制度等、又はこれらの組合せにより、最低限年1回1週間以上連続して職場を離れる等の対策を行っているか。

### （3）役職員等からの通報等に対する態勢の整備

- ① 役職員や組合員・取引先などの関係者が法令等違反の不正について通報・相談する仕組みが整備されているか。
- ② 公益通報者の心理的安全性が確保された通報・相談への対応体制が構築されているか。
- ③ 内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、外部委託先の中立性・公正性が確保されているか。

（注）公益通報者保護法（平成16年法律第122号）においては、事業者（組合も含まれる。）は、公益通報に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置等をとらなければならないこととされている。

- ・ 公益通報を受け、通報対象事実の調査等の業務に従事する者を定めること
- ・ 部門横断的な公益通報対応業務を行う体制を整備すること（受付窓口の設置等、組織の長その他幹部からの独立性の確保に関する措置、業務の実施に関する措置、利益相反の排除に関する措置（特に、公益通報者保護法に基づく指針（令和3年内閣府告示第118号）の解説（令和3年10月消費者庁）において、「いわゆる顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とすることについては、顧問弁護士に内部公益通報をすることを躊躇（ちゅうちょ）する者が存在し、そのことが通報対象事実の早期把握を妨げるおそれがあることにも留意する。また、顧問弁護士を内部公益通報受付窓口とする場合には、例えば、その旨を労働者等及び役員並びに退職者向けに明示する等により、内部公益通報受付窓口の利用者が通報先を選択するに当たっての判断に資する情報を提供することが望ましい」、「内部公益通報事案の事実関係の調査等通報対応に係る業務を外部委託する場合には、事案の内容を踏まえて、中立性・公正性に疑義が生じるおそれ又は利益相反が生じるおそれがある法律事務所や民間の専門機関等の起用は避けることが適当である」と規定されていることに留意すること。））
- ・ 公益通報者を保護する体制を整備すること（不利益な取扱いの防止に関する措置、範囲外共有等の防止に関する措置）
- ・ 内部公益通報対応体制を実効的に機能させる措置をとること（労働者等に対する教育・周知、是正措置等の通知に関する措置、記録の保管・運用実績の労働者への開示等に関する措置、内部規程の策定及び運用に関する措置）

### （4）内部監査体制

法令等遵守態勢の確立と組合の抱える諸リスクへの対応強化を図るため、リスク管理を含む管理態勢の適切性・有効性を主要な視点として、内部監査が実施されている

か。

具体的には、

- ① 内部監査部署の独立性は確保されているか。
- ② 内部監査部署には、知識・経験を有する職員を組合の規模に応じて配置しているか。
- ③ 内部監査に係る規程が整備されているか。
- ④ 内部監査はリスク評価の結果に基づき策定された計画に基づき全部署を対象として実施されているか。
- ⑤ 監事や会計監査人等と連携し効率的に監査を実施しているか。
- ⑥ 抜き打ち点検や外部確認の実施など内部監査の実効性の確保に留意しているか。
- ⑦ 監査結果は理事に報告し、被監査部署や関連部署にフィードバックする態勢が整っているか。
- ⑧ 監査により問題点が確認された事項について、理事の関与の下で改善状況をフォローアップする態勢が整っているか。
- ⑨ 子会社を有する組合については、組合の子会社管理部署は、その規模に応じ、適時に子会社の内部監査体制をチェックし、不十分な場合には親組合として補完する措置を講じているか。

### Ⅱ－１－３－３ 監督手法・対応

(1) オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書等）により、Ⅱ－１－３－２に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。

(2) (1) の確認により、Ⅱ－１－３－２に掲げる事項の実効性等に疑義が生じた場合は、ヒアリングを行って検証し、改善を促す。

(3) (1) の確認又は(2) の検証により、法令等違反若しくは法令等遵守態勢に問題があると認められ、又はこれらのおそれがあると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等について、必要に応じて、法第93条第1項に基づく報告を求めることとする。

その結果、

- ① 信用事業又は共済事業を行う組合については、法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反に至らなくとも、法令等遵守態勢の重大な欠陥が認められるなど組合の事業の健全な運営を確保するために必要な場合には、法第94条の2に基づく業務改善命令
- ② 理事が理事会の決議に違反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反していることが明らかとなった場合には、法第95条第1項に基づく必要措置命令

を発出し、その後、定期的に改善状況を報告させるなど、再発防止に向けた取組が確実に行われるよう措置することとする。

## Ⅱ－１－４ 不祥事件等の対応

### Ⅱ－１－４－１ 意義

組合における不祥事件等（※）の発生は、組合員への背信行為であるばかりでなく、近年の企業不祥事に対する国民の厳しい視線にかんがみても、農協系統組織全体に対する国民の信用を失墜させ、農産物の販売等にまで影響が及ぶおそれがあり、組合員の利益や組合の社会的信用に関わる重大な問題である。

行政庁としては、組合における不祥事件等を根絶すべく、組合に法令等の遵守態勢を整備させることを目的として、Ⅱ－１－３に基づき、指導監督を行うとともに、発生した不祥事件等については、その原因等について明らかにさせ、法令等遵守態勢の整備などの再発防止策を確実に実行させることを目的として、法に基づく監督措置を適時適切に発動することにより、不祥事件等の再発を防止する態勢づくりを組合に行わせることが必要である。

このような観点から、監督措置は不祥事件等発生組合及び当事者に対する制裁を第一義的な目的として行うのではなく、あくまでも法令等に違反する行為の是正、組織としての組合の運営・執行体制を健全なものに改善させることを目的として発動していく必要がある。

また、行政庁が不祥事件等に対して法に基づく監督措置を講じるかどうかの判断は、個人的な犯罪行為の有無に着目するのではなく、不祥事件等の発生プロセスにおいて組合としての法令等違反がなかったか、組合の業務の運営・執行体制の健全性が確保されているか等に着目して個々の事案ごとに行うものとする。

不祥事件等に対する監督上の対応については、以下のとおり取り扱うこととする。

※ 「不祥事件」とは、施行規則第 231 条第 5 項に定められている「不祥事件」をいい、「不祥事件等」とは、「不祥事件」に加え、JAS 法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合を含むものとする。

### Ⅱ－１－４－２ 主な着眼点

不祥事件等と業務の適切性の関係については、以下の着眼点に基づき検証する。

#### (1) 不祥事件等発生・発覚時の対応要領等の整備

- ① 不祥事件等が発覚した場合の具体的な取扱いに関する要領が定められているか。
- ② 不祥事件等の発覚時にあらかじめ定められた統括部署への連絡体制が確立されているか。
- ③ 不祥事件等の調査・解明を事件とは独立した部署で行う体制となっており、事件の事実関係の調査、関係者の責任追及、監督責任の明確化を図る体制が整備されているか。
- ④ 行政庁への報告及び警察等関係機関への連絡・通報体制が確立されているか。
- ⑤ 公表の必要性について、組織的に判断を行い、公表が必要と判断した場合にとるべき対応をあらかじめ定めているか。
- ⑥ 組合員に対し、不祥事件等の内容に応じ、適時に開示する態勢となっているか。
- ⑦ 不祥事件等が発生した場合の責任が及ぶ範囲及び処分の内容についての具体的基

準を策定するなど、組合及び子会社の役職員の当事者責任及び監督責任の取り方についてのルールをあらかじめ明確にしているか。

## (2) 発覚時における対応

- ① 統括部署への報告が迅速に行われ、役員及び関連部署への報告を行っているか。
- ② 刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関への連絡・通報を行っているか。
- ③ 事件とは独立した部署での事実関係の調査・解明の実施をしているか。役員が関与しているおそれがある場合には、第三者委員会の設置など調査の客観性確保のための措置をとっているか。
- ④ 組合内で類似案件が発生しているかどうかの調査を同種の事業や事務処理を行っている全部署（子会社を含む。）で実施しているか。
- ⑤ 二次被害の発生するおそれのある事案については、その防止のための取組を行っているか。
- ⑥ 利用者等の健康に影響を及ぼすおそれがある事案については、公表、出荷停止、回収など関係機関への連絡・通報及びその防止のための取組を行っているか。
- ⑦ 被害者がいる場合、被害者への説明、被害の補てん、取引の是正などの措置が適切に行われているか。

## (3) 原因究明に関する取組

- ① 事実関係の究明に加え、不祥事件等の発生した背景や内部けん制機能が有効に機能していたかなど不祥事件等を未然に防げなかった組織上の問題点について合理的な検証がなされているか。
- ② 究明された事実及び就業規則等に基づき、当該事件についての当事者責任及び監督責任が明確化されているか。

## (4) 再発防止に向けた取組

- ① 再発防止策は不祥事件等の発生原因に照らして十分か。
- ② 再発防止策の履行状況をチェックするための体制及びチェックにより改善すべき事項とされた事項を改善する仕組みが整備されているか。
- ③ 改善の見込みがないと組合自身が判断する場合には、事業からの撤退を含め、抜本的な事業方式の見直しが行われているか。
- ④ 不祥事件等が発生する可能性が高い事業、事務において、不祥事件等の発生防止に向け、次に掲げる態勢整備が行われているか。
  - ア 職員が直接現金を収受する事業について、当該職員以外の管理者などが常時点検するなどの現金管理の態勢の整備
  - イ 信用調査の実施や取引限度額の設定を行うなど、債権管理について適切な取組の実施
  - ウ 経理の事務代行などを組合が実施している場合の複数の者が点検を行う態勢の整備

- エ 期中、期末において、担当者以外による在庫確認の実施など、適正な在庫管理を行う態勢の整備
- オ 組合が業者を指定し、組合の業務を代行する場合などにおいて、指定業者について、適切な信用調査や契約の締結等

## II-1-4-3 監督手法・対応

### (1) 行政庁への届出

組合の不祥事件については、法第 97 条第 12 号及び施行規則第 231 条第 1 項第 18 号（信用事業を行う組合については、法第 97 条第 12 号並びに、施行規則第 231 条第 1 項第 18 号及び信用事業命令第 58 条第 1 項第 15 号）に基づき行政庁へ届出されることとなるが、都道府県知事が当該届出を受けた場合は、速やかに地方農政局長（沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、北海道にあっては経営局長）宛て報告するよう求めるものとする。なお、地方農政局及び内閣府沖縄総合事務局においては、報告の内容について協同組織課に速やかに情報提供するものとする。

この場合において、施行規則第 231 条第 5 項第 6 号（信用事業を行う組合については、施行規則第 231 条第 5 項第 6 号及び信用事業命令第 58 条第 2 項第 5 号）に該当するものとしては、例えば、架空契約（実在しない契約者・被共済者名義を使って作成している契約をいう。）及び名義借契約（組合の役職員が、利用者から名義使用だけの了解を取り付け、共済掛金は当該役職員が支払って作成している契約をいう。）が発生した場合が考えられる。

なお、第一報が電話やメール等により口頭、別紙様式 1 以外の様式でなされた場合には、施行規則第 231 条第 6 項（信用事業を行う組合については、施行規則第 231 条第 6 項及び信用事業命令第 58 条第 3 項）に基づき、当該不祥事件の発生を組合が知った日から 1 ヶ月以内に文書による届出を行わせる。

また、JAS 法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、必要に応じ、報告を求めるものとする。

### (2) 届出の内容等

組合における不祥事件の届出は、不祥事件の概要、発生部署、当事者、発生期間、実損見込額、発覚の端緒、事後措置、処分の内容等を求めることとする（様式については、別紙様式 1 を参照。）。

なお、一部事項について未確定のものがある場合であっても、業務の適切な運営や財務の健全性に支障を来すおそれのある場合には、不祥事件の発覚後速やかに届出が行われるよう指導する。

### (3) 組合に対する措置

不祥事件等が発生した組合に対する措置については、以下のとおりとする。

- ① JAS 法や独占禁止法などに違反する行為により、組合が組織としてこれらの法令に基づく処分を受けた場合には、法第 93 条第 1 項に基づき、当該事案が発生した原因、当該事案に係る責任の所在や法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等

について報告させる。

② 不祥事件の届出を受けた際は、以下のア～ウの要因について確認を行う。

ア 事案の重大性・悪質性

事案の重大性・悪質性について、以下の要素を斟酌して判断するものとする。ただし、以下の点に準じる場合や他に考慮すべき事項がある場合があることに留意することとする。

a 公益侵害の程度

例えば、組合員に対して優越的地位を濫用して公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか。

b 利用者被害の程度

(a) 広範囲にわたって多数の被害者が被害を受けたか。

(b) 個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

c 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、何ら対抗措置を講じることなく、漫然と同様の行為を続けていないか。

d 行為が行われた期間や反復性

(a) 不祥事件が行われた期間や発覚するまでの期間が長期にわたっていないか。

「長期」の判断は、期間中の内部監査の実施の有無、管理者のチェック機会の頻度等を勘案し、個別に判断することとするが、おおむね1年以上の場合は、原則として「長期」として認識する。

(b) 不祥事件に係る累計事故金額が多額であるか。

この場合の事故金額は、組合の損失額ではなく、不祥事件に係る対象の金額の累計で判断する。なお、当該事件を行ったことにより、組合として指名停止等の措置を受けた場合には、このことにより被る被害額についても考慮する。

「多額」の判断は、組合の規模、自己資本額等に応じて、個別に判断することとするが、累計事故金額がおおむね3千万円以上の場合は原則として「多額」と認識する。なお、直近事業年度末の自己資本の額（組合員資本の額）が10億円未満の組合においては、その額のおおむね3%に相当する額以上の場合は、原則として「多額」と認識する。

(c) 過去に、当該組合において不祥事件が発生し、再発防止策を講じるとしながら、同種の不祥事件がおおむね3年以内に繰り返し発生していないか。

「同種」の判断は、全く同一の手口によるものに限らず、行為の形態に着目して判断する。また、部門が違う場合でも、行為の形態が類似していれば「同種」と判断する。例えば、定期積金掛金の横領と共済掛金の横領は、ともに集金現金を着服している点で類似しているため、同種と判断する。

e 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたものか、過失によるものか。

f 組織性の有無

- (a) 不祥事件が現場の担当者個人の判断で行われたものか、管理者も関わっていなかったか。更に経営陣の関与はあったのか。
- (b) 当事者が単独で不祥事件を起こした場合ではなく複数の者が同時期にそれぞれ不祥事件を起こしていたり、不祥事件が複数の当事者により共謀して行われていないか。
- (c) 不祥事件の当事者が組合の役員、管理者である場合や組合の役員、管理者の指示を受けて不祥事件が行われていた場合など組合の役員、管理者が関与していないか。
- (d) 子会社における不祥事件について、組合が関与していないか。

g 隠蔽の有無

- (a) 問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。
- (b) 不祥事件と認識した後、役員、管理者が把握していたにもかかわらず、隠蔽していたか。
- (c) 不祥事件の発生部署において不祥事件と認識した後、本来行われるべき内部報告が行われなかった結果、組合としての対応が行われていない場合は、隠蔽があると判断する。
- (d) 届出、調査等の過程で虚偽の報告を行った場合も、(a)、(b)と同様に隠蔽があると判断する。

h 反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

イ 行為の背景となった法令等遵守態勢の適切性

例えば、Ⅱ－１－３－２に掲げる主な着眼点にある法令等遵守態勢が整備されていない、又は有効に機能していないなど、不祥事件の背景となった組合の法令等遵守態勢に問題があるか。

ウ 組合の行為の法令等違反の有無

例えば、組合が要領等を定めた上で行った行為が違法である場合など、法令等に組合の行為が違反しないか。

- ③ ②ア～ウの要因については、ヒアリングや必要な資料の提出を求めることにより、その事実関係について確認を行い、具体的には次の対応をとるものとする。

ア ②アの事案の重大性・悪質性に問題があるおそれがある場合、②イの法令等遵守態勢に問題があるおそれがある場合又は②ウの法令等に組合の行為が違反するおそれがある場合においては、必要に応じて、法第 93 条第 1 項に基づき、当該事件に関する事実関係や事実認識、当該事件の背景や原因及び法令等遵守態勢の整備その他の再発防止策等について報告を命ずる。

イ ②ア～ウについて問題となるおそれがない場合においては、不祥事件届出書を最終報まで受理し、再発防止策等の徹底を指導する。

- ④ ①又は③アの場合において、次に例示する場合のように、事案の重大性・悪質性及び法令等遵守態勢の問題が極めて高い場合には、法第 94 条の 2 に基づく業務改

善命令又は法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する。

ア 例えば独占禁止法に違反して不公正な取引方法を用いる場合など、不祥事件等の内容が農協系統全体への信頼を著しく損なうものである場合

イ 報告徴求命令や処分に基づき提出された再発防止策が有効に機能していない場合

ウ 組合の責任追及、改善取組姿勢に問題があり、命令により再発防止策等の実施を担保する必要がある場合

例えば、不祥事件等と認識した後、直ちに行うべき事実関係・発生原因の調査、組合員への説明、再発防止策の策定・実践等を怠っている場合、迅速に行政庁への報告を行わない、行政庁の調査・指導に対して協力的でない場合、届出、調査等の過程で虚偽の報告や検査の忌避を行った場合には、組合の取組姿勢に問題があると判断する。

上記以外の場合には、①又は③アによる報告徴求命令により報告された再発防止策等について、フォローアップを行う。

⑤ ④による法第 94 条の 2 に基づく業務改善命令又は法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令については、次により対応するものとする。

ア 組合としての法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反が認められる場合には、法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する。

ただし、法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令の前提となる法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令によることができない緊急性のある場合には、法第 94 条の 2 第 2 項に基づく業務改善命令を発出する。

イ 信用事業又は共済事業を行う組合で、組合としての法令、定款又は法令に基づく行政処分などの違反が認められない場合には、法第 94 条の 2 第 2 項に基づく組合の健全性を確保するための業務改善命令を発出する。

⑥ ④により行う必要措置命令、業務改善命令の内容には、例えば以下の項目が考えられる。さらに、事案に応じて必要な事項を加えることで、不祥事件等の再発防止のための具体的な改善措置及び達成期限、達成までの一定期間ごとに取り組みを可能な限り定量的に明示した行程表を明らかにさせて取り組ませることとする。なお、子会社を有する組合については、必要に応じて、子会社に対する措置を含めることとする。

ア 不祥事件等の発生から現在に至るまでの経営の責任の所在の明確化

イ 組合全体としての法令等遵守態勢の確立（全部署における内部けん制体制の機能の確保を含む。）

ウ 内部監査体制の整備、実効性の確保

エ ア～ウを内容とする再発防止策の策定及び実践

オ 再発防止策の進捗・運用状況の客観的把握と検証体制の構築

⑦ 法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する場合において、過去の法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令に従わず、改善に相当の取組を要し、一定期間業務の改善に専念・集中させる必要があると認めるときは、⑥ア～オの措置と併せ、法第 95 条第 2 項に基づき一定期間業務の全部又は一部の停止を命じることとする。

## Ⅱ－１－５ 反社会的勢力による被害の防止

### Ⅱ－１－５－１ 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む組合においては、組合自身や役職員のみならず、組合員等の様々な利害関係者（ステークホルダー）が被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を取引から排除していくことが求められる。

もとより組合として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、組合においては、政府指針の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、役職員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって組合や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

（参考）政府指針

#### （１）反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- ① 組織としての対応
- ② 外部専門機関との連携
- ③ 取引を含めた一切の関係遮断
- ④ 有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤ 裏取引や資金提供の禁止

#### （２）反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

### Ⅱ－１－５－２ 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば次のような点に留意することとする。

### (1) 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく理事等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、当該組合単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

### (2) 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。

特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、次の点に十分留意しているか。

- ① 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努め、関係団体等から提供された情報を積極的に活用しているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該組合における組合員の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。
- ② 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。
- ③ 反社会的勢力との取引が判明した場合及び反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

### (3) 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査の実施や契約書・取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

### (4) 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、反社データベースの充実・強化等により契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

### (5) 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

- ① 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 平素から警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。
- ③ 事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り取引解消を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。
- ④ いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

#### (6) 反社会的勢力による不当要求への対処

- ① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を經由して迅速かつ適切に理事等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与のもと対応を行うこととしているか。
- ② 反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。
- ③ 反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。
- ④ 反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

### II-1-5-3 監督手法・対応

- (1) 検査結果、不祥事件届出書等により、II-1-5-2に掲げる事項がとられ、適切に運用されているか確認するものとする。
- (2) (1)の確認により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、事実関係、原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを実施するとともに、必要に応じて、法第93条第1項に基づく報告を求めるものとする。
- (3) (2)の結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、
  - ① 信用事業又は共済事業を行う組合について、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第94条の2に基づく命令
  - ② 理事が理事会の決議に反するなど法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違

反していることが明らかとなった場合には、法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 95 条第 2 項に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。

- (4) また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 95 条の 2 に基づく厳正な処分について検討するものとする。

## Ⅱ－１－６ 個人情報保護対応

### Ⅱ－１－６－１ 意義

組合においては、その取り扱う個人情報も多く、個人データ又は特定個人情報（以下「個人データ等」という。）の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）による社会的影響はもとより、組合経営に対する影響も大きいことから、個人情報取扱事業者として各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びに個人情報保護法及び保護法等ガイドラインはもとより、他の分野に関するガイドラインを遵守する必要がある。

個人情報取扱事業者である農事組合法人については、組合に準じて指導する。また、個人情報取扱事業者でない組合等についても、個人情報保護法の理念を踏まえ、各種ガイドラインの遵守に努めるよう指導する。

なお、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ－３－２－３、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ－４－７についても参照する。

### Ⅱ－１－６－２ 主な着眼点

個人情報保護の対応については、保護法等ガイドラインや他の分野に関するガイドラインに基づき検証するが、例えば以下の着眼点が挙げられる。

- (1) 個人データ等の漏えい等の防止その他個人データ等の安全管理のための必要かつ適切な措置が講じられているか。  
特に、個人データ等の取扱責任者の設置及び責任の明確化等により、組織体制が整備されているか。
- (2) 職員に個人データ等を取り扱わせるに当たって、個人データ等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行っているか。
- (3) 個人データ等の取扱いの全部又は一部を委託する場合、個人データ等の安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行っているか。
- (4) 個人情報を取得した場合には、その利用目的を本人に通知又は公表しているか。

## II-1-6-3 監督手法・対応

### (1) 行政庁への報告

#### ① 個人データの漏えい等に係る報告

組合（厚生連を除く。）は、個人情報保護法及び個人情報の保護に関する法律施行規則（平成 28 年個人情報保護委員会規則第 3 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①要配慮個人情報が含まれる個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、③不正の目的をもって行われたおそれがある当該組合に対する行為による個人データ（当該組合が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、個人データとして取り扱われることが予定されているものを含む。）の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、④個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態。以下同じ。）が生じたときは、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあつては、都道府県知事）に報告することとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、直ちに地方農政局等宛て報告することとする。また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、直ちに協同組織課宛て報告するものとする。

なお、個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号）第 40 条第 1 項の規定により都道府県知事が個人情報保護法第 146 条第 1 項に規定する検査等事務を行った場合においては、個人情報の保護に関する法律施行令第 40 条第 3 項に基づく個人情報保護委員会への報告は、地方農政局等及び協同組織課を経由して行うものとする。

厚生連は扱う情報の多くが要配慮個人情報であるため、個人データの漏えい等であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものが生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告を行うこととし、当該報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（県の所管する厚生連にあつては、県知事）に情報提供するよう要請することとする。県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局宛て報告するものとする。地方農政局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

#### ② 特定個人情報の漏えい等に係る報告

組合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 29 条の 4 第 1 項及び第 2 項に基づく特定個人情報の漏えい等に関する報告等に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）等の規定、保護法等ガイドライン及び関連通知等により、特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいもの（①不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態、②不正の目的をもって、特定個

人情報が利用・提供され、又は利用・提供されたおそれがある事態、③漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある特定個人情報に係る本人の数が百人を超える事態等)が生じたときは、速やかに個人情報保護委員会に報告することとされている。

また、上記にかかわらず、特定個人情報の漏えい等が生じたときは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の規定により、個人情報保護委員会に報告するよう努めることとされている。

組合が個人情報保護委員会にこれらの報告を行った場合には、速やかに農林水産大臣（都道府県の所管する組合にあつては、都道府県知事）に情報提供するよう要請することとともに、都道府県知事が当該情報提供を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局等宛て報告するものとする。地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

#### (関連通知等)

- ・ 「事業所管大臣への権限の委任等について」（令和 5 年 3 月 2 日付け個情第 334 号個人情報保護委員会委員長通知）
- ・ 「個人情報保護委員会の報告徴求等に係る権限が農林水産大臣に委任されている業種等に従事する個人情報取扱事業者において個人データの漏えい等事案が発生した場合の対応要領」（平成 29 年 5 月 25 日付け 29 広第 66 号大臣官房広報評価課長通知）

#### ③ 信用事業及び共済事業における個人情報の漏えい等に係る報告

上記①及び②に加え、信用事業実施組合及び共済事業実施組合は、信用事業命令第 14 条の 3 の 2 又は施行規則第 30 条の 2 の 2 により、信用事業又は共済事業において、個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、その旨を行政庁に速やかに報告することその他の適切な措置を講じなければならないとされているが、都道府県知事が当該報告を受けた場合は、毎月分を取りまとめの上、翌月 20 日までに地方農政局等宛て報告するものとする。

また、地方農政局及び沖縄総合事務局においては、これらの報告について、協同組織課宛てに報告するものとする。

#### (2) 組合に対する措置

個人情報保護態勢について問題があると認められる場合には、必要に応じて、個人情報保護法に基づき、個人情報保護委員会から委任された、個人情報の取扱いについての報告徴収及び立入検査を行うものとする。

### Ⅱ－１－７ 組合員に対する説明態勢等の整備

#### Ⅱ－１－７－１ 意義

組合はその事業を通じて組合員に最大の奉仕をすることを目的として、組合員の意思決定に基づき運営されるものである。このため、可能な限り組合員の意思が組合の経営に反

映されるよう、組合員に対して必要な情報が提供される必要があり、そのための態勢を確立し適切に運営していくことが求められる。

また、組合員からの相談・苦情（以下「苦情等」という。）への迅速・公平かつ適切な対処も、組合員に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の一つであり、組合員の信頼性を確保するため重要なものである。組合は組合員から申出があった苦情等に対し、自ら迅速・公平かつ適切に対処すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

## II-1-7-2 主な着眼点

### (1) 組合員に対する必要な情報の提供

- ① 組合員に対して説明等を行う際には、総会での説明等にとどまらず、生産部会等の組合員組織等を活用して、組合の事業の方針や中長期の収支シミュレーション及びそれらを踏まえた事業計画等を説明するとともに、対象となる組合員に対し、以下の情報を分かりやすく提供等をするを促すものとする。

ア 組合と取引を行うに当たっての契約書締結の要否及び契約の内容

イ 米穀等の共同計算全体についての運営ルール及び共同計算の収支結果、生産者手取額等の共同計算運営に係る情報

なお、米穀等の共同計算については、概算金の設定や費用の控除などについて、農家への所得補償などの交付金との関係で、誤解を与えることがないよう、組合員に対して十分に情報提供をすることが重要であることに留意する必要がある。

- ② 上記情報の提供等を行うため、以下のような取組を促すこととする。

ア 組合員に対する情報提供に関し、経営管理委員会及び理事会が適切に取り組んでいるか。

イ 提供した情報について、組合員から照会があった場合に適切に対応しているか。また、その照会を記録して、情報提供方法等の見直し等に取り組んでいるか。

- ③ 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合にあつては、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高める観点から部門別損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書について、自主的に当該組合のディスクロージャー誌に掲載するなどにより、情報開示することが望ましい。

- ④ 法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合以外の組合においても、事業や財務の情報を自主的・積極的に開示することは、その内容の正確性・適切性が確保される限り、望ましいことに留意する。特に一般的に事業量の大きい連合会においては、その影響が広く会員及び会員の組合員に及ぶことから、事業の方針、事業及び財務の状況、連合会の事業のリスク特性に応じた有用な情報を積極的に開示することが望ましい。

- ⑤ 部門別損益計算書の総会への提出に当たっては、組合員が組合運営の実態についての確に判断を下し、運営改善に積極的に参画できるよう、損益計算書と同様の内訳を明らかにしたり、支所・支店別、場所別、主要施設別等の収支明細を付することなどにより、一層の情報開示がなされることが望ましい。

また、この場合には、部門別の資産についての情報は、部門別に事業の利益を生み出すために使用された資源を明らかにするために有用であることから、部門別損

益情報と併せて情報開示が促進されることが望ましい。

- ⑥ 組合の財務書類の開示に当たっては、組合の事業・財務に関する利用者の知識及び経験に応じた分かりやすいものとなるよう努めるとともに、組合公式WEBサイト等を活用して開示するなど多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われることが望ましい。

特に法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合に対しては、法第 54 条の 3 第 1 項又は第 2 項の説明書類（いわゆるディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられているところであり、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われる観点から、ディスクロージャー誌を組合公式WEBサイトへ掲載するなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成 17 年農林水産省令第 56 号）第 9 条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

## （2）苦情等処理態勢の確立

組合員への説明態勢を補完する苦情等処理態勢が構築され機能しているかどうかは、組合員保護及び組合員の利便性の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本に関わることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。特に、以下の点に留意して態勢を整備することが望ましい。

- ① 組合の苦情等処理態勢が確立されているか。
- ② 担当者の配置等が適正なものとなっているか。
- ③ 窓口の充実、強化を図るための措置が講じられているか。
- ④ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）については、その処理の手続を定めているか。
- ⑤ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）は、処理の手続に従い事務部門及び関係業務部門と連携の上、速やかに処理を行っているか。
- ⑥ 組合員からの苦情等（不祥事件等につながるおそれのある問合せ等も含む。）の内容は、処理結果を含めて、記録簿等により記録・保存するとともに、定期的に事務部門、内部監査部門に報告しているか。
- ⑦ 経営に重大な影響を与えるような問題については、速やかに事務部門、内部監査部門へ報告するとともに、理事会に報告しているか。
- ⑧ 苦情内容について分析し、苦情発生原因を把握し、必要な改善を行っているか。
- ⑨ 「組合員からの苦情」の定義は明確に定められているか。

### Ⅱ－１－７－３ 監督手法・対応

組合員への説明態勢及びそれを補完する苦情等処理機能が構築され機能しているかどうかは、組合員の利便性の観点も含め、組合の健全かつ適切な業務運営の基本にかかわることから、関係する内部管理態勢は高い実効性が求められる。

検査の結果、不祥事件届出書等により、こうした内部管理態勢の実効性等に疑義が生じ

た場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。

## Ⅱ－１－８ ITによるシステム

### Ⅱ－１－８－１ 意義

合併に伴う組合員数の増加や取引先の多様化などを背景に、事業における取引の規模・頻度が増加している中で、IT（情報通信技術）によるシステム（以下、Ⅱ－１－８において「システム」という。）を利用することで事務処理を迅速かつ正確に行えるようになることから、必要に応じ、システムが適切に導入・運営されることが重要である。

また、ホームページ等による情報発信は、組合経営への信頼性の向上に資するものであるが、システム障害やサイバーセキュリティ事案（注）が発生した場合は、その影響は組合経営全体に及びかねないことから、システムが安全かつ安定的に運営されることは組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を確保するための大前提であり、各事業の遂行に当たって遵守すべき法令等の規定並びにサイバーセキュリティ基本法（平成26年法律第104号）はもとより「サイバーセキュリティ経営ガイドライン Ver3.0」（経済産業省 独立行政法人情報処理推進機構）など他の分野に関する監督指針等を遵守する必要がある。

なお、サイバーセキュリティ対策に関して、信用事業実施組合については系統金融機関向け監督指針Ⅱ－３－４－１、共済事業実施組合については共済事業向け監督指針Ⅱ－３－13についても参照する。

（注）「サイバーセキュリティ事案」とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行やDDoS攻撃等の、いわゆる「サイバー攻撃」により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

### Ⅱ－１－８－２ 主な着眼点

- （１）役員は、業務運営・経営管理におけるシステム利用の重要性を理解しているか。
- （２）取引の規模・頻度等に応じ、システム（例えば、受発注、代金精算等に係る管理システム）を整備し、適切に運用しているか。
- （３）役員は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、必要な態勢を整備しているか。

### Ⅱ－１－８－３ 監督手法・対応

検査の結果、不祥事件届出書等により、システムに係る内部管理態勢の実効性等に疑義が生じた場合は、必要に応じヒアリングを行って検証し、業務運営の適切性、健全性に問題があると認められれば改善を促すこととする。

## Ⅱ－２ 財務の健全性・透明性

自己資本基準（施行令第 29 条第 1 項に規定する自己資本の基準をいう。以下同じ。）は、出資組合（以下Ⅱ－2において「組合」という。）の資産構成の適正化を図り、財務面での安全性を高めるため、過度の固定資産投資を抑制するとともに、自己資本の維持・拡充に努めさせようとするものである。返済期限が短期の資金を原資に多額の固定資産投資を行えば、資金が固定化し、資金繰りに支障を来すおそれがある。このため、当該基準では、固定資産や外部出資という回収に長期間を要する資金投下について、返済期限が長期の借入金や返済不要の自己資本を充てることを義務付けている。

自己資本基準は組合が財務の処理を適正ならしめるための基準を定めたものであり、組合においてはこの基準を満たしつつその財産的基礎をより強固にするための取組が求められる。

このようにして財務の健全性が確保されて初めて経営の自主性が確保され、組合員に対して最大の奉仕をするという組合本来の使命も果たし得ることに留意する必要がある。

一方、現実には、単年度では健全な経営を維持しながらも大規模な施設整備等により一時的に自己資本基準が基準を下回る組合も見られるところである。このような自己資本基準を満たしていない組合に対しては、財務改善計画を策定させて計画的かつ自己資本基準の水準に応じて段階的にきめ細かく経営改善の指導等を行うことにより、できるだけ早期に自己資本基準を回復させることとする。

なお、現在、違反していない組合に対しても、将来、基準を下回ることが見込まれる場合には、自己資本基準を満たさない状況に陥らないことを目指して、早期の取組を促すことにより財務の健全性を確保することとする。

## Ⅱ－2－1 自己資本基準を満たしていない組合に対する指導

### Ⅱ－2－1－1 意義

自己資本基準を満たしていない組合については、組合の財務の健全性を確保するための指導を行うとともに、必要な場合には、是正措置命令を適切に措置していくことで、早期是正を促していく必要がある。

### Ⅱ－2－1－2 監督手法・対応

#### （1）法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令の発出

オフサイト・モニタリングや検査の結果により、組合の自己資本基準充足率（施行令第 29 条第 1 項の自己資本の額の同項第 1 号の固定資産の額及び第 2 号の払込済出資金の額の合計額に対する充足割合をいう。以下同じ。）が 100%に達していないと認められる場合は、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、改善計画の提出を求める（別紙様式 2－1 参照）。

なお、厚生連については、決算期ごとに将来の収支見通しを盛り込んだ改善計画の提出を求める（別紙様式 2－2 参照）。

改善計画については、以下に示す区分を踏まえ、より実効性・現実性のある計画になっているかを検証するものとする。

この対応は、組合の財務内容を着実に改善させることを目的とするものであることから、各組合の個別の事情や組合の行う事業の特性等を踏まえ、画一的な取扱いにな

らないよう留意するものとする。

区分	自己資本基準充足率	内容
第1区分	80%以上 100%未満	3年以内に自己資本基準充足率 100%以上を達成する上で合理的であること
第2区分	50%以上 80%未満	3年以内に少なくとも自己資本基準充足率 80%を達成し、6年以内に 100%を達成する上で合理的であること
第3区分	0%以上 50%未満	2年以内に少なくとも自己資本基準充足率 50%を達成し、5年以内に80%、8年以内に100%を達成する上で合理的であること
第4区分	0%未満	1年以内に少なくとも自己資本基準充足率0%を達成し、3年以内に 50%、6年以内に 80%、9年以内に100%を達成する上で合理的であること

## (2) 各区分の取組状況の確認

(1) に基づき改善計画の提出を求めた組合に対しては、毎年度、業務報告書の提出後にヒアリングを実施し、その取組状況の確認を行うものとする。

ヒアリングに際しては、年度別の取組事項の実施状況、決算結果、投資計画等からみた期間内の実現性、役職員の改善に対する姿勢、組合員の協力の状況等について確認するものとする。

その際、改善計画に沿った進捗状況となっていない場合には、その要因・背景を分析するとともに、次年度以降の取組内容の反映等も確認するものとする。

なお、組合の提出した計画が期間内での達成が困難と見込まれる場合であっても、その要因が例えば地震などの自然災害又は外部経営環境の著しい変化により一時的に多額の損失が発生したことによる場合には、行政庁は当該組合に対し計画期間の延長を認めることとする。

## (3) 組合の自己資本基準充足率の区分及びこれに応じた命令

(1) の改善計画を提出した組合が、当該計画期間内に自己資本基準充足率を達成できなかった場合又は(2)のヒアリング等により達成できないことが確実と見込まれる場合において、自主的な改善努力に委ねては改善が図られないと認められるときは、次に掲げる組合の自己資本基準充足率の区分に応じ、法第95条第1項に基づき次の事項を命ずることとする。

厚生連については、病院等の固定資産が多額であることから、第1区分から第3区分までの自己資本基準充足率を達成するために合理的と認められる改善計画の達成期間について、他の組合における期間に1年を加えた期間とする。

なお、組合の責に帰することができない事由等が生じた場合には、その影響等を十分踏まえて判断するものとする（「(11) 計画期間の特例」参照）。

区分	自己資本基準充足率	内容
第1区分	80%以上 100%未満	原則として2年以内（厚生連については3年以内）に自己資本基準充足率 100%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び年度ごとの進捗状況の報告
第2区分	50%以上 80%未満	原則として2年以内（厚生連については3年以内）に自己資本基準充足率 80%を達成するために合理的と認められる改善計画の提出、当該改善計画の実施及び半期ごとの進捗状況の報告
第3区分	0%以上 50%未満	原則として1年以内（厚生連については2年以内）に自己資本基準充足率 50%の達成に資する次の措置の実施及び四半期ごとの進捗状況の報告 1 組合の自己資本を充実するために合理的に認められる改善計画の提出及び実行 2 配当及び役員賞与の禁止 3 不稼働又は業務外の資産の売却等資産の圧縮 4 補改修以外の固定資産の取得の抑制 5 恒常的赤字事業の収支改善方策の策定・実践 6 その他行政庁が必要と認める措置
第4区分	0%未満	速やかに自己資本基準充足率0%の達成に資する次の措置のうち1若しくは2のいずれか又は両方の措置の実行及び四半期ごとの進捗状況の報告 1 自己資本の充実 2 事業の縮小又は廃止を伴う固定資産の売却・子会社等の株式の処分 3 その他行政庁が必要と認める措置

#### (4) 第1区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率 100%を達成するために合理的と認められる改善計画」とは次の項目のうち、①の項目及び②から⑤までの項目を概ね満たすものをいう。

- ① 原則として2年以内（厚生連については3年以内）に自己資本基準充足率が 100%以上の水準を達成すること
- ② 配当及び役員賞与の禁止又は抑制を盛り込んでいること
- ③ 新規投資に当たり、当該投資に係る長期の借入れ、補助金の受入れ、会員・組合員からの出資の受入れ等自己資本基準を低下させないような資本調達が行われていること
- ④ 内部留保により自己資本を充実する計画となっている場合には、内部留保の前提となる剰余金見込額が組合の中期経営計画と整合していること

- ⑤ 不稼働固定資産の売却等資産の圧縮が図られる計画となっていること
- ⑥ 厚生連においては①から⑤に加え、次の内容を含むものであること。
  - ア 病院等の建て替え等がある場合、過大な投資計画となっていないこと。施設の規模は、現状の医療情勢を踏まえたものになっていること。例えば、病床稼働率が低い又は休床病床を抱えているにもかかわらず、移転後の病床数が見合ったものになっていないこと、一床当たりの建物建築費が近隣の同規模同機能施設と比べ過大なものとなっていないこと。
  - イ 患者数、収入単価等の見込みについては、過去3年間の推移や、診療報酬等を勘案し根拠のあるものとなっていること。
  - ウ 医療材料費や給与費等の削減については、実態に見合った計画となっていること。例えば、根拠なく「毎年〇%の削減」としているような計画となっていないこと、要員計画と整合性の取れない給与費の削減となっていないこと。
  - エ 医師・看護師の確保については、根拠のない増員計画となっていないこと。
  - オ 地方公共団体に対して支援等の働きかけを行っていること。

(5) 第2区分に係る改善計画の内容

「自己資本基準充足率80%を達成するための合理的と認められる改善計画」とは次の項目をすべて満たすものをいう。

- ① 原則として2年以内（厚生連については3年以内）に自己資本基準充足率が80%以上の水準を達成する内容であること。
- ② (4) ②から⑥までの内容を満たすものであること。

(6) 第1区分及び第2区分に係る追加的な措置

行政庁は、第1区分又は第2区分に係る措置を命ずる場合に、(3)の表に掲げる措置に加え、必要に応じて、組合が5千万円（当該組合の自己資本の額（施行令第29条第1項に規定する自己資本の額をいう。この項において同じ。）の10%に相当する額が5千万円を下回る場合は当該額（百万円未満切捨て））以上の固定資産の取得又は外部出資をする場合には行政庁に事前協議することも命ずることとする。

(7) 第3区分に係る措置の内容

「自己資本基準充足率50%の達成に資する」措置とは、原則として1年以内（厚生連については2年以内）に自己資本基準充足率が50%以上の水準を達成するための措置として、(3)の表に掲げる措置の内容の欄に記載された1から6の事項の実施を命ずるものとする。

なお、厚生連について、自己資本基準が50%未満となっている要因が特定の病院等に起因するものであって、厚生連の経営の存続が危ぶまれる程度の影響が生じると見込まれる場合において、当該病院等について次の要件のすべてに該当するときは、措置の内容の欄の6の措置として、当該病院等の規模の縮小、存続のあり方（指定管理者となる場合を含む。）等の検討を命ずるものとする。

- ① 地方公共団体等からの支援が見込めないこと

② 会員からの増資等が見込めないこと

(8) 第4区分に係る措置の内容

「自己資本基準充足率0%達成に資する」措置とは、原則として速やかに自己資本基準充足率が0%以上の水準を達成するための措置として、(3)の表に掲げる措置の内容の欄に記載された1若しくは2のいずれか又は両方の事項の実施を命ずるものとする。

また、同欄の3の措置として、必要に応じて、第3区分の措置の内容の欄に記載された1から5の措置を命ずるものとする。

(9) 各区分の措置の履行状況の確認

自己資本基準充足率が100%を下回っている組合に対し、(3)の表に掲げる措置を命ずる場合には、併せてその実績の報告を求め、当該命令に基づく組合の取組をフォローアップし、その改善努力を促すためのヒアリングを行うこととする。

① 組合の自己資本基準充足率が改善した場合には次によることとする。

ア 各区分に係る措置を命じられた組合が、自己資本基準充足率100%を達成した場合には次事業年度以降の報告義務を解除するものとする。

イ 第2区分、第3区分又は第4区分に係る措置を命じられた組合が、その命令に基づく措置を達成した場合には、(1)により当該組合の自己資本基準の区分に応じ、改めて当該区分の措置をとるよう法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出し改善計画の提出を求める。

② 一方、各区分による措置を命じたにもかかわらず、改善する措置の一部又は全部をとらなかった組合に対しては、

ア 命じた措置の実施状況

イ 措置を取らなかった理由及び意思決定の状況

ウ 当面の資金繰りの状況

等について報告を求めるとともに、法に基づき必要な措置を検討するものとする。

(10) 各区分に係る措置の特例

組合が、その自己資本の額が自己資本基準を超えて低下したことを知った後、速やかに、該当する(3)の表の自己資本基準充足率の区分を超えて改善するために合理的と認められる計画を行政庁に提出した場合における当該組合に対して発出する命令は、当該計画の実施後に見込まれる当該組合の自己資本基準充足率に係る区分に掲げる命令とする。

この場合の「合理的と認められる計画」とは、組合員の増資の応諾、固定資産の売買契約の締結等により自己資本基準充足率が原則として6ヶ月以内に(3)の表の区分に係る自己資本基準充足率を超えて確実に改善する内容の計画であることとする。

(11) 計画期間の特例

各区分に係る措置を命じられた組合が計画期間内に達成が困難と見込まれる場合

であっても、その要因が例えば、地震などの自然災害又は外部経営環境の著しい変化により一時的に多額の損失が発生したことによる場合には、行政庁は当該組合に対し計画期間の延長を認めることとする。

## Ⅱ－２－２ 早期指導

### Ⅱ－２－２－１ 意義

- (1) 自己資本基準による是正措置の対象とはならない組合であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、財務基盤の充実への取組がなされる必要がある。
- (2) このため、損失の発生や出資金の流出による自己資本の継続的な減少、多額の投資計画の存在等により、自己資本基準充足率が 100%を下回る蓋然性の高い組合については、オフサイト・モニタリングを通じて、早め早めの経営改善を促していくものとする。
- (3) こうした個々の事象又は状況について、あらかじめ設定した基準に該当することとなった組合に対しては、ヒアリング等を行うことによって、該当する事象又は状況を的確に把握するとともに、組合の自発的なリスク管理を補完する形で、よりの確なりリスク管理を促すこととする。

### Ⅱ－２－２－２ 主な着眼点

組合が、組合員の利用状況、収益性、財務内容等を適切に分析・評価する態勢を整備し、その分析・評価内容に基づき、例えば次に掲げる観点で、組織・事業の見直しに取り組んでいるか。

- (1) 役員は、取扱高、事業総利益、経常利益、当期利益等の量的な指標を参考に、また、部門別損益計算書や場所別、主要施設別の収支明細等により組合の収益性を分析・評価しているか。  
厚生連においては、上記に加え、次に掲げる事項について分析・評価しているか。
  - ① 安全性(自己資本基準、借入金比率、見込み償還期間、固定資産回転率)
  - ② 収益性(医業利益率、総資本医業利益率、経常利益率、償却前医業利益率)
  - ③ 機能性(病床稼働率、平均在院日数、1日平均患者数、患者単価)
  - ④ 施設整備・処分計画(施設の移転新築、増改築、移譲、統合、公設民営化等)
  - ⑤ 医師不足、会員農協・地方公共団体からの支援、員外利用率
- (2) 投資計画がある場合には、当該投資に伴う収支見通し、組合における最近の収益や出資金の動向等を踏まえた資本調達手段の検討がされているか。

### Ⅱ－２－２－３ 監督手法・対応

次の基準に該当する組合に対しては、将来収支見通し、投資計画等についてヒアリングを行い、概ね5年以内に自己資本基準充足率が 100%を下回る蓋然性の高い組合に対しては、今後の対処方針について報告を求め、収支の改善見通しや改善に向けた取組内容を把

握し、着実な改善を促すものとする。なお、当該対処方針については自己資本基準充足率ができるだけ100%を下回らないことを目指して策定されるよう求めるものとする。

なお、法第93条第1項に基づき対処方針の報告を求めた組合に対しては、一時的に自己資本基準充足率が100%を下回った場合であっても、組合において対処方針に基づく改善の取組が行われ、改善の見通しに即した進捗が確認される場合には、Ⅱ-2-1-2の(1)に基づく改善計画の提出は求めないものとする。

(1) 組合（厚生連を除く。）の場合

- ① 自己資本基準充足率が100～120%であって、かつ、自己資本基準充足率が100～120%となった事業年度を含む前2事業年度において連続して経常損失を計上したもの
- ② 自己資本基準充足率が100～120%であって、かつ、自己資本基準充足率が100～120%となった事業年度において出資金が2%以上減少したもの

(2) 厚生連の場合

- ① 直近事業年度において経常損失若しくは当期損失を計上したもの又はそれらの計上が見込まれるもの
- ② 過去3ヶ年（当年を含む）の経営指標（安全性、収益性、機能性等）の推移により将来的に経常損失又は当期損失が見込まれるもの

## **Ⅱ-3 事業実施体制**

組合が農業所得の増大に最大限の配慮をしつつその事業を通じて組合員に最大限奉仕するという目的を果たすためには、その事業方針を明確化し、適切な進捗管理の下で確実に事業実施を図ることが必要である。

また、この場合、組合は、その事業実施に当たっては、法第7条第3項の趣旨を踏まえて、的確な事業活動で高い収益性を実現し、組合員への還元（事業利用分量配当）や将来の事業への投資に充てるよう努めることが必要である。

なお、平成27年改正法において、組合がその事業を行うに当たっては組合員に対しその利用を強制してはならないという規定が追加されたところであり（法第10条の2）、組合員が組合の事業を利用するか否かは、各組合員の自主的な選択によるものであることを徹底する必要がある。

### **Ⅱ-3-1 組合員に対する営農・経営支援**

#### **Ⅱ-3-1-1 意義**

農業者の減少や高齢化等が進み、耕作放棄地も増加している中で、多様化する農業者のニーズや複雑化する流通に的確に対応した事業展開を行い組合員から利用される組合となるためには、営農指導事業をはじめとした組合員に対する営農・経営支援態勢を整備し、組合員とのつながりを強化することが必要である。

組合員に対する営農・経営支援は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであり、例えば以下の点に留意するものとする。

## Ⅱ－３－１－２ 主な着眼点

### (1) 営農・経営支援の取組方針の明確化

- ① 組合員に対する営農・経営支援の基本方針等が事業計画等において具体的な目標を伴った形で明確化されているか。また、その見直しが定期的に行われているか。
- ② 営農指導ごとに、対象となる組合員をできる限り明確化しているか。

### (2) 実施体制

- ① 理事が、適切な営農指導や意欲ある農業者へ出向く活動の必要性を理解し、組合員とのつながりが強化できる実施体制の整備を行っているか。
- ② 適切な営農指導や意欲ある農業者へ出向く活動などが実施できるよう業務に精通した人材の配置やそうした高度な専門性を有する人材育成が行われているか。また、そのことを考慮した人事異動が行われるよう配慮されているか。

### (3) 人材の育成及び能力の向上

営農技術の指導のみならず、販売先のニーズに応じて、地域の生産者を取りまとめる能力、農業者の経営改善を図る能力、生産・販売計画を提案できる能力など、地域の農業生産拡大・農業所得増大に資する人材育成策を策定し、実施しているか。

### (4) 関連部門との連携

- ① 組合員の多様なニーズに応えられるよう、販売部門や購買部門だけでなく、信用部門や共済部門等関連部門と広く連携を行える態勢となっているか。
- ② 組合員の組合利用データを総合的に把握することなどを通じて、各組合員に対して、経営全般に対する支援や経営改善策などの提案を行える態勢となっているか。

### (5) 営農指導事業等におけるコスト管理の実施

営農指導事業や意欲ある農業者へ出向く活動などは、そのほとんどが単独の事業としてコストを賄う収益を上げられていない状況にあると見られるが、適切なコスト管理を行っているか。

## Ⅱ－３－１－３ 監督手法・対応

上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施し、各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

また、(6)について、問題が生じていることが確認された場合等には、市町村と連携して改善を図るものとする。

## Ⅱ－３－２ 販売・購買事業

### Ⅱ－３－２－１ 意義

組合がその事業を通じて、組合員の農業所得の増大を図るためには、販売事業を通じた安定的かつ収益性の高い販売ルートの確保や、購買事業を通じた農業生産資材の流通の合

理化等による農業生産コストの縮減が重要である。

これらの取組については、組合全体としてのサービス供給の効率性の維持・拡大に重要であること等について、組合員に対して十分な説明を行いながら、その対応を強化することが重要である。

また、販売事業や購買事業における手数料や価格の設定又は変更については、これら事業を行うために必要な経費や事業における投資及びリスクに備える財源を補うものである一方で、組合員が負担するものとして、その算定根拠の合理性等を確保する必要がある。

販売・購買事業は、個別の地域の実情や組合員の状況に応じて展開されていくものであるが、上記の観点から例えば以下の点に留意するものとする。

## Ⅱ－３－２－２ 主な着眼点

### (1) 販売・購買事業の収益改善

- ① 販売・購買事業について、各事業別、事業所別などで収益の把握を行い、収益の改善に取り組む態勢が整備されているか。
- ② 特に、恒常的に赤字となっている事業で、今後とも収支改善が見込めない事業については、組合員の意向を適切に踏まえた上で、事業からの撤退を含めた抜本的な事業方式の見直しについて検討を行っているか。

### (2) 販売・購買事業に関する契約等

- ① 販売・購買事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。
- ④ 手数料を設定又は変更する場合若しくは手数料の算定の基礎となる価格や取引の形態等が大きく変化しているにもかかわらず手数料を変更しない場合には、算定の根拠等について組合員に対して説明を行っているか。
- ⑤ 多様なサービスの提供に向け、大口利用者に対する対応の差別化など取引の量や形態に応じて価格、手数料、運賃等の取引条件に差を設ける際に、当該取引条件について組合員に対して説明を行っているか。

### (3) 農産物の有利販売に向けた取組強化

組合員たる農業者と組合の役職員が徹底した話し合いを行うなどした上で、農産物の有利販売に向けた具体的な取組計画を作成しているか。その進捗状況について点検を行うとともに、取組による効果の検証を行っているか。また、取組内容について定期的な見直しを行っているか。さらに、組合員に対しては、当該計画やその進捗状況などについて周知しているか。

### (4) コスト縮減に向けた取組強化

- ① 組合において、例えば次に掲げる取組など、肥料、農薬、農業機械などの生産資材のコスト縮減に向けた取組を積極的に行っているか。
  - ア 複数の調達先を比較して（価格及び品質など）、最も有利なところから調達
  - イ 他の業者（ホームセンター、商系業者等）の価格動向の調査やその調査結果を踏まえた価格引下げなどの対応
  - ウ 組合における生産資材などの物流コストの検証や他の組合などとの連携による広域物流の実施
  - エ 他の組合などとの連携による、農業機械の販売、修理コストの引下げや修理サービスの向上
- ② コスト縮減に向け、具体的な縮減目標を設定した取組計画を作成し、進捗状況について点検するとともに、取組内容について定期的な見直しを行っているか。また、組合員に対して、当該計画やその進捗状況について周知しているか。

#### （5）事業の利用強制の排除及び独占禁止法の遵守

- ① 例えば、
  - ア 組合員に対し、農協からの融資に際して農産物の農協への出荷を条件とすること
  - イ 組合員が農協から農業機械の購入資金を借り入れるに当たり当該機械の農協からの購入を条件とすること
  - ウ 組合員に対して農協以外に出荷することを制限し、農協を利用しないことを理由として共同利用施設の利用を制限することなど、法第 10 条の 2 の規定に反して組合員に事業利用を強制する行為、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たる行為、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為等、独占禁止法に違反する行為又は独占禁止法に違反するおそれのある行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法の指針（平成 19 年 4 月 18 日公正取引委員会）」について、定期的に組合の関係者への周知・徹底が図られ、措置が講じられているか。
- ③ 組合において独占禁止法遵守に向けた適切な体制を整備し、組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談する等、違反が生じないように適切に対処しているか。

#### （6）経済事業未収金の適切な管理に係る指導

- ① 取引品目、取引先等に応じて決済期間が適切に設定されているか。
- ② 貸出金等他の債権との名寄せを行うなど適切な与信先管理を行うとともに、未収金が期日までに回収できない場合にはその管理・回収が適切に行われているか。
- ③ 契約で遅延損害金を請求することができることとしている場合には、その額が法令に従い適正に定められるとともに、遅延損害金の請求、減免等が内部手続を経て適切に行われているか。

#### (7) 米穀等の共同計算について

- ① 生産者と農協の間（連合会の場合は、農協と連合会の間）で、共同計算実施に係る契約が締結されているか。特に、複数年産の共同計算を実施する場合、その旨が契約に明示されているか。
- ② 共同計算全体について、その運営ルールが明確化され、生産者に開示されているか。
- ③ 共同計算に係る業務についての職務権限が内部規程等で明確にされているとともに、当該内部規程、就業規則等に基づき、適正に業務が遂行されているか。
- ④ 共同計算の運営に当たり、共同計算の運営の前提となる年産ごとの集荷・販売方針・精算方法・収支計画などの重要な事項については、理事会や生産者の参加する審議会等の議を経て決定することとされているか。
- ⑤ 定期的に収支・在庫状況を確認するとともに、共同計算の運営・精算等を適正に実施しているかを定期的に監査するなど客観的な管理・監査体制が構築されているか。特に、複数年産の共同計算を実施する場合、年産ごとの管理が行われているか。
- ⑥ ⑤の管理・監査の状況について、理事会や生産者の参加する審議会等に定期的に報告することとされているか。
- ⑦ 各品目ごとに適切な期間を設定し、早期に精算を行っているか。
- ⑧ 共同計算の支出する項目は、その用途等（支出目的、支出範囲、支出基準等）が、理事会や生産者の参加する審議会等の議を経て決定され、適切に支出されているか。
- ⑨ 共同計算運営に係る情報（共同計算の収支結果、生産者手取額等）を会員及び組合員に対し、分かりやすく適切に開示されているか。

#### (8) 食の安全の確保

- ① 販売事業、加工事業を行う組合は、食品事業者として、食の安全を確保するための衛生管理、品質管理に関する態勢やマニュアルの整備が行われているか。
- ② 不適正な食品表示が行われないよう、各事業部門における適正な食品表示の確保に向けた態勢が整備されているか（食品表示のチェックリストの整備、点検態勢の整備等）。

### Ⅱ－3－2－3 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、問題が生じるおそれがある場合等には改善を促すものとする。

### Ⅱ－3－3 組合員組織

#### Ⅱ－3－3－1 意義

いわゆる生産部会などの組合員組織は、組合の組合員が農産物の種類や地区等ごとに構成する組織であり、その成り立ちや組合との関係等は、様々なものが見られる。

これらの組合員組織の運営は、当該組合員組織の構成員の自主性に委ねられていることが一般的であるが、たとえそうであっても、当該組合員組織の行為が実質的又は外形的に当該組合の行為とみなされ得る場合には、法令違反等も含めて、当該組合員組織の行った

行為の責任が当該組合に帰属するおそれがあることに留意する必要がある。

このため、組合においては、少なくとも、当該組合の組織の一部である組合員組織（以下「組合内の組合員組織」という。）とそれ以外の組合員組織（以下「組合外の組合員組織」という。）との区別を明確にし、当該組合の組合員はもちろんのこと、対外的にもこれを明らかにしておく必要がある。また、組合においては、組合外の組合員組織であるにもかかわらず当該組合の組織の一部であるかのような実質又は外形を有しているものを認めた場合には、当該組合員組織に対して是正を働きかけることが重要である。

### II-3-3-2 主な着眼点

(1) 組合は、組合内の組合員組織と組合外の組合員組織との区別を明確にしているか。

その上で、組合は、どの組合員組織が組合内の組合員組織に該当するのかについて、組合員に周知するほか、組合のホームページやディスクロージャー誌等を通じて明らかにしているか。

(2) 組合外の組合員組織であっても、例えば、次に該当するものについては、法令違反等も含めて、当該組合員組織の行った行為の責任が当該組合に帰属するおそれがあることから、組合は、このような組織を認識した場合には、当該組合員組織に対して是正を働きかけているか。

① 当該組合員組織の規約、行為又は意思決定が組合の理事会等で承認又は追認され、組合員等にとって当該組合員組織の意思決定が当該組合の意思決定として理解されている実態が認められるもの

② 当該組合員組織の名称中に当該組合の名称が用いられているもの

### II-3-3-3 監督手法・対応

業務報告書等を通じて、組合内の組合員組織と組合外の組合員組織との区別が明確になされているかを確認する。これらの区別が明確でない組合員組織が認められる場合には、組合に対し、これらの区別を明確化するための取組みを求める。

### II-3-4 共同利用施設（利用事業）

#### II-3-4-1 意義

カントリーエレベーターや集出荷施設など組合が設置する共同利用施設については、稼働率が低下したり、遊休化した場合にこの状態を放置すれば、施設収支が悪化するばかりでなく、これを改善するために組合員から徴収する利用料を引き上げるなどの対応を取らざるを得なくなることが想定される。このため、共同利用施設については、組合員のニーズに応じた柔軟な利用方法を設定するなどの対策を講ずることにより、その有効活用が図られるようにすることが重要である。

#### II-3-4-2 主な着眼点

稼働率が低下するなどにより能力に余剰のある共同利用施設については、その有効活用を図るため、例えば、施設の利用方法が改善されれば利用したいと考えている組合員がい

ないかなど、組合員の意向をくみ取り、そのニーズに応じた施設利用ルールを策定するなどの対策を講じているか。

(関連通知)

「大規模農業者と連携した農業協同組合の共同利用施設の有効活用について」(平成 27 年 1 月 28 日付け 26 経営第 2771 号農林水産省経営局長通知)

### II-3-4-3 監督手法・対応

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各組合の取組状況を把握し、取組が遅れている場合にはその積極的な取組を促すものとする。なお、他の組合の参考となる取組事例を把握した場合にはこれを他の組合等にも広く周知するものとする。

### II-3-5 医療・福祉事業

#### II-3-5-1 意義

厚生連は、法第 1 条の農業生産力の増進や農業者の経済的社会的地位の向上を図る目的で法第 10 条第 1 項第 11 号に規定する医療に関する施設及び同条同項第 12 号に規定する老人の福祉に関する施設の事業(以下「医療事業等」という。)を行っている。

この厚生連の行う医療事業等は、他の経済事業と異なり、

- (1) 人の命に関わる事業であること
- (2) 法第 10 条第 17 項により、特に員外利用制限が 100 分の 100 に緩和されており、協同組織として最大限の員外利用が認められていること
- (3) 医療法第 31 条の規定に基づく公的医療機関を設置する厚生連については、法人税法(昭和 40 年法律第 34 号)において一定の要件に該当するものにつき、財務大臣の指定を受けて公益法人等課税の適用を受け、かつ、厚生連が行う医療事業等については、収益事業に該当しないこととされている。

このように厚生連は、農業者等の組織でありながら、地域医療を担う極めて公益性の高い組織である。

このため、厚生連においては、他の組合と異なり、法人税法の特例措置を受ける上での必要な要件、定款の記載事項や附帯事業の範囲など特有の事項があることから、特に以下の点について留意する必要がある。

#### II-3-5-2 主な着眼点

##### (1) 法人税法上の要件の管理について

医療法第 31 条の規定に基づく公的医療機関を設置する厚生連については、法人税法上一定の要件に該当するものにつき、財務大臣の指定を受けて公益法人等課税(収益事業課税)の適用を受け、かつ、厚生連が行う医療事業等については、収益事業に該当しないこととされている。このため、これらの要件として定められた事項に変更がある場合には、事前に財務省主税局に対して報告する必要があることから、その取扱いについて以下のとおり指導するものとする。

##### ① 法人税法別表 2 関係

厚生連において、次に該当する事由が生じる場合には、事前に所管地方農政局(そ

の地区が県の区域未滿の厚生連については、県の厚生連所管部局を通じ地方農政局)を通じ(その地区が北海道を区域とする厚生連については直接)、協同組織課まで報告するよう指導するものとする(②において同じ。)

ア 主たる事務所の移転(住居表示の変更を含む。)

イ 合併、解散及び組織変更

ウ 医療事業の廃止又は全部の譲渡

エ 病院又は診療所の設置(病院から診療所・特別養護老人ホーム等への転換を含む。)、移転、譲渡及び廃止

## ② 法人税法施行規則第5条の2関係

厚生連が、法人税法施行規則(昭和40年大蔵省令第12号)第5条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する要件を満たす旨を証明する書類として都道府県知事の証明書の添付が求められ、当該証明を受けた内容に変更が生じる場合には、事前に都道府県衛生主管部局へ報告するよう指導するものとする。

なお、当該報告書の写しを所管地方農政局を通じ、協同組織課まで報告するよう指導するものとする。

## (2) 定款の必要記載事項について

法人税等の非課税措置を受ける厚生連の定款変更については、定款に以下の定めが規定されていることが必要であることに留意して指導するものとする。

- ① 事業は、医療に関する事業、保健に関する事業及び老人の福祉に関する事業並びにこれらに附帯する事業に限定すること。
- ② 出資に係る剰余金配当は行わないこと。
- ③ 解散したときは、その残余財産が国、地方公共団体又は他の厚生連に帰属すること。

## (3) 附帯事業の範囲について

厚生連の非課税事業の範ちゅうに含まれる附帯事業については、以下の基準によるものとする。また、定款を受けて厚生連の内部規程として定める規約において具体的な内容が規定されていることが非課税事業の判断において必要となることから、その点に留意して審査を行う。

なお、附帯事業の範ちゅうへ該当するかどうか懸念される事業がある場合には、規約変更に先立って行政庁へ照会を行うよう指導する。

また、照会があった場合において回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局等は、協同組織課へ連絡する。

### ① 附帯事業の範囲

ア 医療に関する事業の附帯事業

a 医学の調査、研究

b 看護師等の養成

c 患者のための生活用品等の供給

d 患者のための車両運行等

- イ 保健に関する事業の附帯事業
  - a 医療品等の供給
  - b 保健に関する調査、情報の提供等
- ウ 老人の福祉に関する附帯事業
  - a 利用者のための生活用品等の供給
  - b 老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供等
- ② 附帯事業の具体的な内容について
  - ア 患者のための生活用品等の供給：病院、診療所内において患者の利便のため必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。
    - a 売店、食堂、病院等に一般的に必要なとされる施設
    - b 自動販売機（飲食物、ガス、氷、ランドリー、電話等）
  - イ 患者のための車両運行：地域の交通事情等により患者のために必要やむを得ない車両の運行に限るものとする。
  - ウ 医薬品等の供給：医療又は健康管理に必要な医薬品等の供給とし、医療又は健康管理指導を前提としたものに限るものとする。
 

例としては、医薬品、体温計、包帯等を配置家庭薬、調剤薬局の方法により供給するものが考えられる。なお、医薬品の製造は、医薬品の供給に当たり、必要やむを得ないもので補完的に行われるものに限ることとする。
  - エ 老人福祉事業の利用者のための生活用品等の供給：療養病床を有する病院、老人保健施設内における利用者の利便のため、又は在宅サービス利用者の介護・療養の利便のために必要な生活用品等の供給に限るものとする。例としては、以下のものが考えられる。
    - a おむつ用品、清掃用具、集尿器、褥瘡予防用具等消耗品の販売
    - b 車椅子、リフト、ベッド等耐久品の販売、貸与
  - オ 老人の福祉に関する調査、教育及び情報の提供：例としては、以下のものが考えられる。
    - a 福祉・介護に関する制度、実態等に関する調査・研究
    - b ホームヘルパー等、介護・福祉専門職者の養成、及び養成研修会への講師派遣、実務研修の受け入れ
    - c 福祉制度、介護技術、事例等の情報提供等

#### (4) 賦課金を課す場合について

定款に賦課金を課することができる旨を規定している厚生連にあつては、賦課金の趣旨を踏まえてその対象事業を非収益事業に限定し、その旨についても具体的に明記されていることが必要であることにも留意する。

### II-3-5-3 監督手法・対応

#### (1) 厚生連に対する留意事項

厚生連にあつては、個々の経営が継続した赤字になっており、患者数や医師確保状況等からみて将来的にも赤字経営が想定される病院等がある場合には、当該病院等に

関係する市町村・都道府県、医師会等との間で当該病院等の位置付け、地域において必要とされる規模・機能、そのために必要となる医師・看護師等の態勢や資金面での支援、経営主体のあり方等を協議する場を早急に設け、例えば、地方公共団体等からの医師等の確保や病院等の経営に対する支援、病院の再編等について、現場の状況を踏まえながら関係者間で協議を行い、合意を形成し、経営の改善を進めることが重要である。

なお、当該協議等に基づき、厚生連が、地方公共団体が開設する病院等の管理・運営を行うべく、地方公共団体から指定を受ける「指定管理者」となる場合については、次の事項に留意し、監督を行うものとする。

① 厚生連が行うことができる医療事業等の範囲に照らし、指定管理者として行う当該病院等の管理・運営が、次の要件を全て満たすものとして、厚生連自らの事業として位置付けられているか検証すること。

ア 病院等の経営権、損益の帰属が厚生連にあること

イ 当該施設の主たる利用者が組合員であり、その管理・業務が組合員のための事業であること

② 厚生連が指定管理者として病院等の管理・運営を行う場合においても、上記のとおり厚生連自らの事業として位置付けられる必要があることから、員外利用規制についても当然適用されることとなること。

③ 厚生連の行う医療事業等に係る法人税は原則非課税となっていることから、厚生連が指定管理者として病院等の管理・運営を行う場合、引き続き法人税が非課税となるよう、事前に所管する国税局又は税務署に経緯等を説明し、了承を得ておく必要があること。

④ 地方公共団体から過去赤字又は赤字が見込まれる病院等の指定管理者について打診された場合は、次の場合や、同団体から赤字補てんを受けるなど、厚生連の経営に悪影響を与えないことが担保されているかなど十分に検証が行われていること

ア 厚生連の経営支援として、地方公共団体が厚生連の赤字病院等を購入し、厚生連が当該病院等の指定管理者となる場合

イ 厚生連の経営支援として、地方公共団体が老朽化した厚生連病院等の機能を他の場所に移転し、厚生連が当該病院等の指定管理者となる場合

## (2) 決算・決算見込みヒアリングにおける留意事項

次の要件のいずれかに該当する厚生連については、決算・決算見込みヒアリングを原則として本省(協同組織課)において直接実施する。

① 自己資本基準充足率について、地方農政局等で実施したⅡ-2-1-2(2)の各区分の取組状況に係るヒアリング等の結果、各区分に定められた期間内での達成が困難と見込まれる厚生連

② 3事業年度連続の赤字の厚生連(土地の売却益や地方公共団体からの単年度決算に対する支援などにより、一過性の要因による黒字の場合も含む。)

③ 不祥事件等が多発(年3件以上)又は重大な不祥事件等(被害額1,000万円以上)が発生した厚生連

## Ⅱ－３－６ 農地信託事業

### Ⅱ－３－６－１ 意義

法第 10 条第 3 項の農地信託事業は、農地及び採草放牧地（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 1 項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下「農地等」という。）の権利移動を円滑に行うことにより、農業構造の改善、組合員の農業経営の改善に資するものとなっている必要がある。

### Ⅱ－３－６－２ 主な着眼点

- (1) 信託の引受を行う不動産は、法第 10 条第 3 項各号に掲げるものとなっているか。なお、施行規則第 1 条第 2 号の「農地又は採草放牧地の利用のため必要な建物その他の工作物」とは、農道、農機具小屋、水利施設等を指すものであり、住宅は含まれない。
- (2) 信託法（平成 18 年法律第 108 号）及び法第 11 条の 43 から第 11 条の 47 までの規定に基づき適切に実施されているか。なお、本事業は、組合員を対象とする農協の事業であり、営業として行われる信託事業の規制法である信託業法（平成 16 年法律第 154 号）は適用されない。
- (3) 農地等の信託が終了した場合において、清算が終了していない場合、受託者は、信託法第 177 条各号に掲げる職務を適切に行っているか。

### Ⅱ－３－６－３ 監督手法・対応

農地信託事業実施農協に対しては、Ⅲ－１－１に定めるヒアリングなどを通じて、上記の着眼点及び信託規程等から当該事業の実施状況を確認するとともに、信託規程に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促すものとする。

また、自主的な努力では信託規程の違反が是正されない場合においては、法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

## Ⅱ－３－７ 宅地等供給事業

### Ⅱ－３－７－１ 意義

法第 10 条第 5 項の宅地等供給事業は、農業と他目的利用とが調和した土地利用を計画的に推進するとともに、組合員の多様な土地活用の円滑化を図り、組合員の生活の安定に資するものとなっている必要がある。

### Ⅱ－３－７－２ 主な着眼点

- (1) 組合が宅地等供給事業を実施する場合には、組合員の委託に基づき行うことを原則とし、自らの収益追求のみを目的として同事業を実施することのないよう適正な事業実施が図られているか。

(2) 法第 10 条第 5 項第 1 号の「転用相当農地等」が農地等である場合には、当該土地は当然に農地法に基づく転用許可を受けることができるような土地であるか。なお、同号の「農地その他の土地」とは、公共用のものを除くすべての土地（田、畑、採草放牧地、山林、宅地等）を指すものである。

(3) 組合が宅地等供給事業を行う場合には、次の法令等に照らして問題がないか。

① 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に関する事項

都市計画区域又は準都市計画区域内若しくは当該区域外の区域において宅地造成等の開発を行う場合には、都市計画法第 29 条の規定により都道府県知事等の許可を要することとなっており、転用相当農地等の区画形質の変更を行う場合には十分注意すること。

特に、市街化調整区域における開発行為については、都市計画法第 34 条により開発行為の制限がされていることに注意が必要である。

② 農地法に関する事項

宅地等供給事業により、組合が農地等を取得する場合及び組合員の委託により農地の区画形質の変更を行う場合には、農地法第 4 条又は第 5 条の規定により都道府県知事又は農林水産大臣の許可を受けること（市街化区域内農地等にあつてはあらかじめ農業委員会に届出）。

③ 宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に関する事項

組合が宅地等供給事業として転用相当農地等の売渡し又は売渡しのあつせん、貸付けのあつせん（住宅その他の施設を建設してする当該土地又は当該施設の売渡し又は売渡しのあつせん、貸付けのあつせんを含む。）を行う場合には、宅地建物取引業者に該当するため、宅地建物取引業法第 3 条の規定により都道府県知事又は国土交通大臣の免許を受けること。

④ 借地借家法（平成 3 年法律第 90 号）に関する事項

土地の貸付けの事業において建物の所有を目的とする借地権（地上権又は賃借権）を設定する場合又は建設した住宅を貸し付ける場合には、借地借家法の規定が適用されること。

(4) 組合が、法第 10 条第 5 項第 2 号又は第 3 号の事業により住宅その他の施設を建設する場合には、当該事業は宅地等供給事業を全体として円滑、かつ、一体的に実施するために補完的に必要となる場合を想定していることから、次のいずれかに該当するものとなっているか。

① 住宅については、本事業により住宅団地等を建設する場合において一部組合員に住宅建設の意欲がない等の理由により組合員自身による住宅建設が行われがたく、そのために全体的、一体的な住宅建設計画との整合性を欠くおそれがある場合

② 住宅以外の施設については、当該施設の本事業に係る住宅団地等の利便を確保するために必要な店舗、駐車場、団地管理施設等の団地の居住者の利便に供する施設である場合

### Ⅱ－３－７－３ 監督手法・対応

宅地等供給事業実施組合に対しては、Ⅲ－１－１に定めるヒアリングなどを通じて、上記の着眼点及び宅地等供給事業実施規程等から当該事業の実施状況を確認するとともに、宅地等供給事業実施規程に違反しているなど適切な事業実施に疑義があると認められる場合は、法第93条第1項に基づく報告徴求命令を発出することにより、実態を把握するとともに改善を促すものとする。

また、自主的な努力では宅地等供給事業実施規程違反が是正されない場合においては、法第95条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

### Ⅱ－３－８ 農業経営受託事業

#### Ⅱ－３－８－１ 意義

法第10条第2項に規定する組合員の委託を受けて行う農業の経営（以下「農業経営受託事業」という。）は、昭和45年の法改正により新たに認められた事業である。これは、その当時、農村の労働力の需給の事情、機械化の進展等から、農業者は農作業の一部から組み合わせ作業、さらには農作業の全部から農作業とはいえない農業経営そのものまでも組合に任せようという段階に進展してきているので、そのような要請に応える途を開こうとすることが検討される一方で、このように農協が農業経営の受託を行うことは、高能率機械などを中心とする大規模経営を可能にし、農業生産力の維持拡大に大きな役割を果たすものと期待されることから、組合員の委託により農業経営を行うことは必ずしも協同組合の本旨に反するものではなく、むしろ、組合の目的である農業生産力の増大に資するものであるためであった。

また、平成4年の法改正により連合会にも農業経営受託事業が行えることとされた。これは、畜産の分野等においては、農家の専門化、大規模化が進展し、農協単独では対応しきれず、経済事業を行う連合会の中には、技術・経営指導の点でこれらの農家に直接対応するなどにより、農協の機能を補完している例もみられており、今後とも担い手の育成、経営の効率化、規模拡大の一層の進展を図る観点から導入されたものである。

#### Ⅱ－３－８－２ 主な着眼点

- (1) 事業を実施するに当たって、定款に定めはあるか。
- (2) 適正な事業運営を図るため、総会の決議を経て、次に掲げる農業経営の受託に関する基本的事項を定めた規程を設定しているか。
  - ① 受託する農業経営の種類（作目）
  - ② 組合員以外で農業経営受託事業を利用できる者は次に掲げる者に限られること
    - ア 組合員と同一の世帯に属する者
    - イ 地区内に住所を有する者
    - ウ 委託した者が地区外に住所を移転し引き続き当該事業を利用する場合
    - エ 農地の所有権を有する者
  - ③ 契約書の締結をすること
  - ④ 契約の期間

- ⑤ 経費の算出方法
- ⑥ 収穫物の所有権は組合に帰属すること
- ⑦ 損益は委託者に帰属すること
- ⑧ 農業改良普及所、市町村、農業委員会等の関係機関、委託者等からなる運営協議会を設置し、事業の運営に関する重要な事項について協議すること
- ⑨ 他の事業と区分して経理すること

(3) 実施する組合は、出資組合であつて、かつ、法第 10 条第 1 項に掲げる事業を併せ行う組合であるか。

(4) 実施に当たっては、委託者の意向を踏まえた営農計画が策定されているか。

(5) 連合会が行う場合は、上記に加え、農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協の間で十分、業務範囲等について調整が行われているか。

### Ⅱ－3－8－3 監督手法・対応

Ⅲ－1－1 に定めるヒアリングなどを通じて、上記の着眼点を確認するとともに、適切な事業実施に疑義があると認められるなど必要な場合には、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、報告を求めるとともに改善を促すものとする。

### Ⅱ－3－9 農業経営事業

#### Ⅱ－3－9－1 意義

農業経営事業については、昭和 45 年に受託農業経営が認められて以来、組合員の営農活動と競合しないと認められる受託農業経営や農地保有合理化法人として行う研修等事業などに限定されてきたところである。

平成 21 年 12 月に施行された農地法等の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 57 号）による改正後の法においては、担い手が不足する農地等が増加する中で、組合自らが、組合員のニーズに基づき、組合員の営農活動と競合しない範囲で、担い手が不足する農地等において農業経営事業を行うことができることとしたところであり、今後、組合が農業経営事業を通じて地域農業の維持を図って行くことが求められている。

また、連合会について農業経営事業が行えることとされたのは、畜産の分野等において、農業経営が専門化、大規模化していること等から、農協では当該経営を適切に行うことが困難であり、連合会が対応した方が本事業を円滑に実施できる場合も考えられることによる。

#### Ⅱ－3－9－2 主な着眼点

(1) 事業開始に当たっては、組合員にその趣旨、その事業を行う地区、作目等の内容を十分周知するとともに、組合内部で十分に意見調整を行っているか。

(2) 組合員の総意の下での安定的な事業運営を確保するとの観点から、農業経営に関す

る事業計画及び事業実績について毎年度総会に付議し、組合員の意思の反映が十分に図られているか。

- (3) 組合員による組合の事業利用の妨げとならないよう、組合の農業経営事業の実施に伴うカントリーエレベーター等共同利用施設の利用、農産物等の販売等が組合員よりも不当に有利な条件で行わないようにしているか。
- (4) 担い手が当該農業経営事業を引き継ぐことやその対象となっている農地等又は農業用施設を利用して農業経営を行うことを希望する場合、これらの経営、農地等の権利等の委譲を適切に行うこととしているか。
- (5) 連合会が行う場合は、上記に加え、農協の機能を補完する観点から行われることを基本とし、連合会と農協との間で十分調整しているか。

### II-3-9-3 監督手法・対応

組合の農業経営事業が組合員の農業経営や組合員の組合の事業利用の妨げとなっている場合などには、原因及び改善策等についてヒアリングを行い、複数年にわたって取組が改善されていない場合など必要な場合には、法第 93 条第 1 項に基づき報告徴求命令を発出し、報告を求めるとともに改善を促すものとする。

## II-4 組合員及び農村地域等への貢献

### II-4-1 意義

- (1) 食料・農業・農村基本法（平成 11 年法律第 106 号）において、農業に関する団体は、農業及びこれに関連する活動を行うに当たり、食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興といった基本理念の実現に主体的に取り組むよう努めることとされている。
- (2) 特に、組合は、農産物の販売や農業生産資材の供給等の農業に直接関連する事業のみならず、信用事業、共済事業、医療事業、福祉事業など幅広く行う農村地域における主要な構成員であり、事業者としての役割にとどまらず、行政や他の事業団体との連携の下で、情報面、人材面でも積極的に農村地域での貢献の役割を果たしていくことが期待される。
- (3) 農村地域への貢献は、組合が自発的に行うものであるが、組合の業務が特定の地域に密着したものであり、当該地域の農業者の多くが組合員として参加していることを踏まえれば、農村地域への貢献のあり方が組合員へのサービスの向上のほか、組合の収益力や財務の健全性に影響を与える可能性がある。このため、行政庁は、農村地域への貢献といった観点から組合に期待される役割の発揮に向けた取り組み状況を見ていくことが重要である。

(4) なお、組合は、農業所得の増大に最大限の配慮をしつつその行う事業によって組合員のために最大の奉仕をすることを目的としており、農村地域への貢献についても、この目的の範囲内で行われる必要がある。組合が農村地域での貢献といった役割を果たしていく際には、あくまでもこのことを常に意識する必要がある。

#### Ⅱ－４－２ 主な着眼点

組合が業務を行うに当たり農村地域への貢献に対する基本的な方針を明らかにしているか。また、その基本方針及び基本方針に沿った活動内容について適時に組合員に情報提供する態勢が整備されているか。

農村地域への貢献が、組合の収益や財務の健全性、正組合員に対するサービスに与える影響について、コストの負担額、組合員の評価等を踏まえ検討しているか。

#### Ⅱ－４－３ 監督手法・対応

Ⅲ－１－１（２）②に規定する総合的なヒアリングや経営者層からのヒアリングの機会を活用し、上記の着眼点を踏まえたヒアリングを必要に応じて実施し、組合の態勢整備について説明を求めるとともに、取組状況を把握する。

### Ⅱ－５ 障害者等への対応

#### Ⅱ－５－１ 意義

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）により、事業者には、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の義務が課せられており、組合はこれを遵守する必要がある。

また、組合は、成年後見制度等の対象でなく意思表示を行う能力がありながら、視覚・聴覚や身体機能の障害のために事務手続等を単独で行うことが困難な者（以下「障害者等」という。）に対しても、視覚や聴覚に障害がない者等と同等のサービスを提供するよう配慮する必要がある。

#### Ⅱ－５－２ 主な着眼点

(1) 「農林水産省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（平成 27 年 12 月 7 日農林水産省告示第 2636 号）の各規定に基づき、適切に対応しているか。また、対応状況を把握・検証の上、対応方法の見直しを行う等、必要な内部管理態勢が整備されているか。

(2) 組合の取引に係る手続において、障害者等の取引の利便性を向上させるよう努めているか。

また、組合の新しい手続の導入の場合に、必要に応じて、障害者等に配慮した仕様を検討しているか。

(3) 組合が、障害者等に配慮した取組を推進するに当たっては、国及び地方自治体などにおける障害者支援に係る施策を確認し、必要に応じて、組合のサービスにおいても利用するなどしているか。

(4) 障害者等から組合に対し、意見（相談、苦情を含む。）があった場合、それらを踏まえた取組を行うよう努めているか。また、障害者等からの意見を完全に実現できない場合であっても、代替策を検討するなどしているか。

### Ⅱ－５－３ 監督手法・対応

日常の監督事務や、障害者等からの苦情を通じて把握された組合における障害者等への対応に係る課題については、深度あるヒアリングを行うことにより内部管理態勢の整備状況を確認することとする。

また、組合の内部管理態勢の整備状況に疑義が生じた場合には、必要に応じ、報告（法第93条に基づく報告を含む。）を求めて検証することとする。当該整備状況に問題が認められる場合には改善を促すこととする。

## Ⅱ－６ 自己改革の実行、継続及び強化

### Ⅱ－６－１ 自己改革の実行、継続及び強化

(1) 組合は、農業者の協同組織であり、担い手をはじめとする農業者のニーズに的確に对应して農産物の販売等を適切に行い、農業者の所得を向上させることなどを通じて地域農業を発展させていくことが何よりも重要である。

(2) このため、組合においては、「農業者の協同組織」という原点を踏まえ、担い手をはじめとする農業者と力を合わせて、農産物の販売力強化などを内容とする自己改革に取り組み、組合員たる農業者、特に担い手からみて、その所得向上に向けた経済活動を積極的に行う組織となる必要がある。

(3) 組合が農業者の所得向上に向けた自己改革を進めていくには、例えば、農産物の販売方法をどうするのか、役員体制をどうするのかなどについて、組合員たる農業者と組合の役職員が徹底した話し合いを行うことが前提となる。また、組合の自己改革については、その進捗状況を点検するとともに、担い手をはじめとする農業者がどのように評価しているのかについても組合が把握し、その取組内容を見直していくことが重要である。

(4) また、自己改革の取組は組合が自らの意思で実践するものであるが、平成27年改正法に基づく制度改革の趣旨及び内容を踏まえ、組合が今後とも変化する事業環境に適時・適切に対応しながら農業者の所得向上に向けて積極的に経済活動を行う組織となるためには、自律的に自己改革の取組を継続及び強化していくことが重要である。

(5) 上記を踏まえ、農協は、組合員との徹底した対話を通じて自己改革を継続及び強化し実践していくため、自己改革を実践していくサイクルを構築する必要がある。

そのため、農協は

① 自己改革を実践するための具体的な方針（農業者の所得向上につながる売上増加やコスト低減等の取組の内容及びその取組の実績を判断するための適切な指標による数値目標（以下「所得向上に関する KPI 等」という。）を含む。）（Ⅱ－6－2 参照）

② 農協全体及び各事業ごとの中長期の収支シミュレーションを踏まえた事業計画等（Ⅱ－1－1 参照）

③ 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針（Ⅱ－7 参照）

を策定し、組合員との徹底的な対話を行い、総会で決定し、実践する。

また、毎年、自己改革の実績、取組状況等について、上記の方針等との比較及び分析を含め、組合員に丁寧に説明するとともに、組合員の評価と意向を踏まえ、事業計画等への反映や上記方針等の修正等を行う。

上記の一連のプロセスを毎年継続して実施していく必要がある。

## Ⅱ－6－2 自己改革を実践するための具体的な方針の策定と実践サイクルの構築

### Ⅱ－6－2－1 意義

(1) 農協が自己改革の取組により農業者の所得向上を実現するには、組合員との徹底的な話し合いを通じて把握した意向を踏まえ、自己改革を実践するとともに、その取組が現に農業者の所得向上の実現に繋がっているか等、取組の実績や効果を測定及び分析し、組合員の評価等を踏まえ取組内容の見直し及び改善を図るといふ、自己改革を実践していくサイクルを構築することが重要である。

(2) この際、信用事業を始めとして農協を取り巻く環境が厳しさを増す中で、信用事業に過度に依存するのではなく、経済事業の黒字化を図ることも目指し、農協は、自己改革として農業者の所得向上のために行う取組について、それぞれの取組に関する具体的な数値目標及び当該目標の達成までの工程等を設定し、これらを自己改革を実践するための具体的な方針として定め、これを総会において決定し、組合員を中心とした自律的な自己改革の実践サイクルが確保されるように進めることが重要である。

(3) 上記の方針を策定するに当たっては、生産資材の有利調達、物流の効率化等、農協と連合会との連携によって実現が図られる取組もあることから、連合会の助言や支援が重要である。連合会自らも生産資材の有利調達、輸出等の改革に取り組み、また、農協との連携を通じて農業者の所得向上に寄与する必要がある。

### Ⅱ－6－2－2 主な着眼点

(1) 農協において、集落座談会や地区別協議会などの会合や組合員組織である生産部会、戸別訪問の機会等の活用により、役職員が組合員たる農業者、特に担い手と徹底的な対話を行い、農業者の所得向上のための具体的な取組内容を検討しているか。

(2) 上記(1)の所得向上のための具体的な取組内容は、それぞれの農協が置かれている事業環境に応じて、所得向上に関するKPI等を設定し、それぞれの取組の工程等と併せ、自己改革を実践するための具体的な方針を策定し、総会で決定しているか。

※ 事業環境とは、管内の主な農畜産物や栽培・飼養形態、生産規模、収穫時期、組合員の状況(主業・兼業別戸数や年齢構成、経営規模等)地理的状況(平地・中山間農業地域、都市的地域等)、物流の状況等のほか、組合の有する施設、人的資源、財務状況等も含まれるものと考えられる。

※ 数値目標は、例えば、銘柄集約資材の取扱量や買取販売数量の販売単価等、農業者の所得向上につながる取組の実績が定量的に測定できる指標を用いるものとし、単に、検討会の開催回数など所得向上の効果の関係性が測定困難なものは適さないことに留意する。

※ 所得向上に関するKPI等の設定は、画一的・統一的に設定されるものではなく、組合員の意見等を踏まえ、農協の管内全域又は地域ごとの事業環境や農業者の所得を向上する上での課題等を分析の上、農協として必要とする取組を決定していること、その取組に対して農協内の実践体制や工程、取組期間等を考慮した実践的かつ実効的な数値目標を設定していること等、質の高いものとすることに留意する。

(3) 当該方針において当事業年度中に取り組むこととした内容を、当事業年度に係る事業計画等に適切に反映し実践しているか。

(4) 毎事業年度、当該方針に基づき実践した取組における実績、取組状況等を、所得向上に関するKPI等と照らして比較及び分析し、その内容をわかりやすく資料にまとめ組合員に丁寧に説明しているか。

(5) 上記(4)の説明によって得られた、取組に対する組合員の評価と意向を踏まえ、更なる改革の取組のため、次期の事業計画等への反映や自己改革を実践するための具体的な方針の修正等を行っているか。

※ 当該方針に盛り込んだ所得向上に関するKPI等のうち、その取組期間が複数年にまたがるものについても、各事業年度においてその取組状況等を点検及び分析し、組合員の評価等を踏まえ必要に応じて取組内容の見直し等を行うことが求められる。

(6) また、連合会においては、農協が自己改革を実践するための具体的な方針を策定するに当たって、例えば、連合会として農協に提供・連携可能な取組の提示や助言、優良事例の横展開等を図るとともに、生産資材価格、輸出、他業種連携、販売網の拡大等の農業者の所得向上のための改革に連携して取り組み、これらを通じて農協が積極的に自己改革に取り組むための支援等を行うための仕組みを構築しているか。

## II-6-2-3 監督手法・対応

- (1) 自己改革を実践するための具体的な方針について事業計画書と併せ提出を求めるとともに、自己改革の実績等については業務報告書のほか、組合員に示した取組の実績や取組状況等に関する資料を求め、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して各農協の自己改革の取組の進捗状況等を把握する。農協における取組の加速化、見直し等が求められる場合には、自律的な自己改革の継続及び強化の観点から、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。また、他の農協の参考となる取組についてはこれを広く周知する。
- (2) 行政庁としても、必要に応じて、担い手等が農協の自己改革の取組をどのように評価しているのかなどについて調査し、必要がある場合には、農協に取組の改善を促す。

## **Ⅱ－７ 組合員の事業利用**

### **Ⅱ－７－１ 意義**

- (1) 組合は、その事業を通じて、准組合員を含め、組合員に最大の奉仕をすることが求められている（法第7条第1項）。

また、准組合員制度は、地域に居住する住民等についても農協の事業を組合員として利用する途を開くために設けられているものであり、地域社会において、農協が、實際上、地域のインフラとしての役割や事業運営の安定化を通じて正組合員へのサービス確保につながる側面を持っており、組合の事業とその運営に対する准組合員の意見・要望等（以下「准組合員の意見等」という。）を把握することも重要である。

しかしながら、農協はあくまでも農業者の協同組織であり、准組合員へのサービスに主眼を置いて、正組合員である農業者へのサービスが疎かになってはならない。

- (2) このため、農協は、農業者の所得向上を図るとの農協改革の原点に立ちつつ、准組合員の意見等を把握し、自己改革の支障とならないよう組合員の判断に基づき事業運営に反映していく仕組みを明確化するため、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を定めることが重要である。

### **Ⅱ－７－２ 主な着眼点**

- (1) 地域の実情に応じ、組合員との話し合い、アンケート調査、集落座談会等により准組合員の意見等を把握し、事業運営に反映させる仕組みを構築しているか。また、農業者の所得向上を図る観点から、農協における准組合員の位置付け及び今後の准組合員に対する事業利用の在り方等を検討しているか。

※ 意見等の把握の手法については、他の農協において実施されている取組も参考にしながら、より農協の実情に沿った取組となるよう検討されていることが望ましい。

- (2) 農協は、正組合員、准組合員又は員外の資格別に事業利用の状況を具体的に把握し、組合員に当該状況を説明するとともに、組合員との徹底的な対話を行うことにより意

見等を把握した上で、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針を策定し、総会で決定しているか。

※ 具体的な事業利用の状況については、協同組織課が実施した「組合員の資格別の事業利用量に関する調査」も参考に、信用事業のうち貯金・貸出、共済事業、購買事業（生産資材、生活物資及びガソリンスタンドの供給高）について、原則として定期的に把握することが望ましい。

(3) 当該方針において当事業年度中に取り組むこととした内容を、当事業年度に係る事業計画等に適切に反映し実践しているか。

(4) 事業年度ごとに、准組合員の意見等の把握、事業利用の状況等について当該方針と照らして分析した内容を組合員に丁寧に説明しているか。

(5) 上記(4)の説明によって得られた組合員の評価と意向を踏まえ、必要に応じて次期の事業計画等への反映、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針の修正等を行っているか。

### II-7-3 監督手法・対応

(1) 准組合員の意思反映及び事業利用についての方針については、事業計画書と併せて提出を求めるとともに、同方針に係る実績については、業務報告書、ヒアリング等により、上記の着眼点を踏まえ各農協の取組の進捗状況を把握する。

農協における取組の加速化、見直し等が求められる場合には、農協改革の原点に立って必要な助言や指導等を行う。また、他の農協の参考となる取組についてはこれを広く周知する。

(2) 行政庁としても、必要に応じて、准組合員の意思反映及び事業利用についての方針が組合員の判断に基づき決定されているか等について調査し、必要がある場合には、農協に取組の改善を促す。

### Ⅲ 組合の監督の事務処理上の留意点

#### Ⅲ-1 監督事務の流れ

##### Ⅲ-1-1 オフサイト・モニタリング

(1) 検査と検査の間においても組合の健全性に係る問題を早期に発見し、改善のための働きかけを行うことが重要であることから、組合の決算に係るヒアリング又は提出された業務報告書等により組合の経営状況を把握する。また、組合から提出のあった各種情報を迅速かつ効率的に分析し、分析結果の組合への還元及びヒアリングなどを通じ、経営の健全性の確保に向けた自主的な取組を促すものとする。

##### (2) 信用事業又は共済事業を行う組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合においては、財務の健全性をはじめ事業の健全な運営の確保が強く求められることから、下記の定期的なヒアリング及び通常の監督事務等を通じて、経営管理について検証し、その向上に向けた取組等を促すこととする。

###### ① 定期的なヒアリング

###### ア 総合的なヒアリング

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、経営管理委員会、理事会、監事・監事会の機能発揮の状況等に関しヒアリングを行うこととする。

###### イ トップヒアリング

トップヒアリングにおいて、組合の経営者に対し、経営戦略及び経営方針等につきヒアリングを行うものとする。

###### ウ 内部監査ヒアリング等

内部監査の機能発揮状況等を把握する観点から、必要に応じ、組合の内部監査部門に対し、内部監査の体制、内部監査の実施状況及び問題点の是正状況等についてヒアリングを実施することとする。また、特に必要があると認められる場合には、組合の監事に対してもヒアリングを実施することとする。

###### エ 総代会の機能向上に向けた取組状況ヒアリング

総代会制を採る組合における総代会の運営方針等に関しては、透明性の向上に向けた取組状況等についてヒアリングを行うものとする。

###### オ 農協系統組織内の関係機関へのヒアリング

農協系統組織内の関係機関（農林中金、信連など）に対し、必要に応じ、ヒアリングを行うものとする。

###### ② 通常の監督事務を通じた経営管理体制の検証

①のアからオまでのヒアリングに加え、毎年度の組合の業務報告書、ディスクロージャー誌の情報の蓄積及び分析を通じて、経営の健全性の状況を常時把握することとする。また、検査結果通知のフォローアップ、不祥事件等の報告、早期指導などの通常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

###### ③ モニタリング結果の記録

モニタリングの結果、事業年度途中において特筆すべき事項が生じた場合は、その都度記録を更新することとする。

#### ④ 監督上の対応

経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因及び改善策等について、ヒアリングを行い、必要な場合には法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令を発出し、報告又は資料の提出を命ずることを通じて、着実な改善を促すものとする。また、重大な問題があり、自主的な改善に委ねたのでは組合の事業運営に支障を来すと認められる場合には、法第 94 条の 2 に基づく業務改善命令又は法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

#### (3) 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合に対するオフサイト・モニタリング

信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合については、その事業内容や規模に応じて必要なヒアリングを行うものとする。また、定期的な面談などを通じて組合との日常的なコミュニケーションを確保するとともに、上記(2)の②及び③により、必要な検証及び記録を行うこととする。

特に、組合から業務報告書が提出されない場合には、このこと自体が法に違反するのみならず、当該組合が他の法令違反や事業停止の状態となっているおそれもあることから、速やかに組合と連絡を取って状況を確認し、必要な場合には法第 93 条第 1 項に基づき組合が法令、定款又は法令に基づく行政処分などを守っているかどうかを確認するために必要な報告を徴し、是正を促すものとする。また、自主的な改善に委ねたのでは着実な是正が図られず、組合員等に不測の損害を与えるおそれがある場合には、法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

#### (4) 定期的な意見交換の実施

国は、組合の監督行政庁である都道府県との間で、管内組合に対する指導上の課題及び指導方針、法令等に違反する行為を行った又は法令等に違反する状態にある組合に対する指導の経過及び改善状況、検査における指摘事項及びその改善状況等についての意見交換を実施する。

### Ⅲ-1-2 検査部局との連携

組合等及びその子会社（信用事業を行う連合会及びその子会社を除く。）に対する検査と監督事務との連携を以下のとおり行うものとする。

#### Ⅲ-1-2-1 本検査着手前

本検査着手に当たって、監督部局は、検査責任者に対し、組合等の現状について、以下の説明を行うものとする。

- (1) 前回検査から当該時点までの当該組合等の主な動き（増資、役員の交替等）
- (2) オフサイト・モニタリングに関する分析結果（直近決算の分析結果を含む。）
- (3) トップ面談、監督部局のヒアリングの結果
- (4) 監督上の措置（報告徴求、行政処分等）の発動及びフォローアップの状況
- (5) 監督部局として検査で重視すべきと考える点
- (6) その他（不祥事件等報告等）

### Ⅲ－１－２－２ 検査終了後

監督部局は、検査指摘内容の把握と監督事務の円滑な実施を図るため、協同組合検査基本要綱（平成9年10月1日付け9組検第2号農林水産事務次官依命通知）第8の1に基づき検査終了後に実施する検査報告会に必ず出席するものとする。

### Ⅲ－１－２－３ 報告命令の発出等

(1) 監督部局は、検査書の交付日と原則として同日付で、組合等に対し、当該検査書における指摘事項のうち必要と認めるものについての事実確認、発生原因分析、改善策、その他を取りまとめた報告書を1ヶ月以内（必要に応じて項目ごとに短縮するものとする。）に提出することを、法第93条第1項に基づき求めるものとする（様式については、別紙様式3を参照。）。

(2) 上記報告書が提出された段階で、組合等から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、検査担当部署とも密な連携を図るものとし、検査責任者又はこれに準ずる者及び検査書の審査を担当した者又はこれに準ずる者の出席を原則として確保するものとする。

(3) 検査結果及び法第93条第1項に基づいて得られた報告書の内容等により、法令等遵守態勢又はリスク管理態勢の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第93条第1項に基づき次回検査までの間定期的に報告を求めるものとする。また、自主的な改善努力に委ねたのでは当該組合等の法令等遵守態勢やリスク管理態勢の整備に支障を来すと認められる場合には、法第94条の2に基づく業務改善を求めるものとする。

なお、検査結果及び法第93条第1項に基づく報告書の内容等により、組合等（子会社を除く）の業務又は会計に法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反する事項を認めるときは、法第95条第1項に基づき必要な措置を採るべき旨を命ずるものとする。

(4) 上記(1)又は(3)に基づく命令により報告書が提出された場合及び法第94条の2又は法第95条第1項に基づく命令又は指示を発した場合は、

- ① 監督部局が協同組織課（総合農協の検査に係るものについては協同組織課及び金融調整課）である場合は、協同組織課から
- ② 監督部局が地方農政局等である場合は協同組織課を経由して検査・監察部に報告するものとする。

### Ⅲ－１－３ 組合に対する苦情等

#### Ⅲ－１－３－１ 苦情・相談等を受けた場合の対応

組合等に関する苦情・相談等を受けた場合、申出の内容に応じて、申出人に対し次のように対応する。

(1) 申出の内容が、公益通報又は公益通報に該当する可能性のある場合

当該申出が、組合等の使用人からのものであって、その内容が、当該使用人の労務提供先で行われた違法行為や法令に基づく処分への違反行為であるため、公益通報(公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第2条第1項に定義される公益通報をいう。)又は公益通報に該当する可能性のある場合は、「農林水産省における外部の労働者等からの公益通報等への対応に関するガイドライン」(平成18年3月31日付け17消安第13896号消費・安全局長通知)に沿って対応するものとする。

(2) 申出の内容が、組合等との個別の契約に関するものの場合

当該申出の内容が、申出人と組合等との個別の契約に関するもの場合は、行政庁は個別取引に関して仲裁等を行う立場にないこと及び法令等に基づき組合等の健全性等を確保することが職務であることを明確に説明し、必要に応じ、当該組合等及び農協系統の苦情・相談窓口を紹介するものとする。

なお、信用事業に関する苦情に関しては、系統金融機関向け監督指針の「Ⅲ-2-1 苦情を受けた場合の対応」により、共済事業に関する苦情に関しては、共済事業向け監督指針の「Ⅲ-1-4 組合に関する苦情・情報提供等」により適切に対応するものとする。

(3) 申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合

当該申出の内容が、違法行為、不当行為又はこれらに当たるおそれのある行為である場合(上記(1)、(2)に該当する場合を除く。)は、次のように対応するものとする。

① 当該申出が、その内容についての処分(命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下本項において同じ。)又は勧告等(勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下本項において同じ。)をする権限を有する組合等の監督部局に対してされた場合は、内容を精査の上、必要な調査を行う。調査の実施に当たっては、当該申出人の秘密を守るため、当該申出人が特定されないよう十分配慮する。

調査の結果、申出の事実がある場合は、法令等に基づく措置その他適切な措置をとる。なお、申出内容が他の部局又は行政機関に関係する事案については、その経過記録や調査結果を当該他の部局又は行政機関に提供する。

② 当該申出が、その内容についての処分又は勧告等をする権限を有しない部局に対してされた場合は、申出人に対し、当該申出についての処分又は勧告等をする権限を有する他の部局又は行政機関を遅滞なく教示する。

ただし、当該通報が匿名の者からされた場合など、当該通報者の連絡先が不明である場合にはこの限りではない。

また、必要に応じ、その申出内容を当該他の部局又は行政機関に連絡するとともに、その後の申出人からの問い合わせ状況及び当該他の部局等による申出内容への対応状況についての情報の共有を図ることとする。

### Ⅲ－１－４ 法解釈への照会

#### Ⅲ－１－４－１ 照会を受ける内容の範囲

法令等その他執行権限を有する法令等に関するものとする。なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むとともに、当該照会を関係部局に回付するものとする。

#### Ⅲ－１－４－２ 照会に対する回答方法

- (1) 本監督指針、審議会等の答申・報告、法の解説書等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答する。
- (2) 回答に当たって判断がつかないもの等については、地方農政局、沖縄総合事務局又は北海道は、協同組織課へ連絡する。
- (3) 協同組織課は、照会の内容又はこれに対する回答の内容が法令の解釈等広く一般に知らしめる必要のある先例としての価値を有すると判断した場合には、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局又は北海道を通じて、書面による回答を行い、当該回答書面を関係部局に配布するものとする。

### Ⅲ－２ 法令等に係る事務処理上の留意事項

#### Ⅲ－２－１ 組合の組織

##### Ⅲ－２－１－１ 組合の設立、定款変更及び解散

組合の設立、定款変更及び解散の認可並びに定款変更及び解散の届出に係る手続は、以下によるものとする。

##### Ⅲ－２－１－１－１ 申請書類

組合の設立、定款変更及び法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合の解散の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第 59 条第 2 項（法第 44 条第 3 項及び第 64 条第 3 項において準用する場合を含む。）において申請者に対して設立等に関する報告書を要求できることとされていることに基づき、法第 59 条第 1 項において提出を求めている定款及び事業計画書を含め、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書（定款や事業計画書等の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めるものとする。

##### (1) 設立に係る認可申請書類

- ① 設立認可申請書（様式については、別紙様式 4 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 定款
- ④ 事業計画書
- ⑤ 設立経過報告書

- ⑥ 法第 55 条に規定する発起人会の開催に関する書類(発起人名簿及び発起人会の開催を証する書類)
- ⑦ 法第 56 条に規定する設立準備会の開催手続に関する書類(設立目論見書、設立準備会公告の写し)
- ⑧ 法第 57 条に規定する設立準備会の開催に関する書類(定款作成委員名簿、設立準備会の議事録の写し)
- ⑨ 法第 58 条に規定する創立総会の開催に関する書類(創立総会の開催公告の写し、創立総会の議事録(謄本))
- ⑩ その他必要な書類(組合員たる資格を有する者の設立同意書綴り、役員就任承諾書の写し等)

(2) 定款変更に係る認可申請書類

- ① 定款変更認可申請書(様式については、別紙様式 5 を参照。)
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文対照表
- ④ 定款全文(現行のもの)
- ⑤ 定款変更の決議をした総会又は総代会(以下「総会等」という。)の議事録(謄本)
- ⑥ その他必要な書類(事業計画書、総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等)  
また、出資一口の金額の減少又は法第 54 条の 5 第 1 項の規定による出資組合から非出資組合への移行に係る定款変更の認可申請の場合は、次の書類についても提出を求めるものとする。
- ⑦ 法第 54 条の 5 第 3 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告(同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告)をしたこと並びに法第 50 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面

(3) 定款変更に係る届出

- ① 定款変更届(様式については、別紙様式 6 を参照。)
- ② 理由書
- ③ 定款変更条文新旧対照表
- ④ 定款全文(現行のもの)
- ⑤ 定款変更の決議をした総会等の議事録(謄本)
- ⑥ その他必要な書類(総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等)

(4) 法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合の解散に係る認可申請書類

- ① 解散認可申請書(様式については、別紙様式 7 を参照。)
- ② 理由書
- ③ 解散の決議をした総会等の議事録(謄本)

- ④ 清算人名簿
- ⑤ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写し等）

(5) 法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合以外の組合の解散に係る届出

- ① 解散届（様式については、別紙様式 8 を参照。）
- ② 施行規則第 208 条に規定する書類

### Ⅲ－２－１－１－２ 審査要領（主な着眼点）

(1) 設立に係る認可について

組合の設立に関し、法第 59 条第 1 項（設立）に基づき認可を行う場合は、次の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

このうち、次の①の事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、組合の設立目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合設立関係者等と十分協議するとともに、必要に応じ法第 59 条第 2 項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の設立に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

#### ① 基本的事項

組合が行うことを予定している事業について、相応する経営的基礎を有しているか。この場合の経営的基礎として、信用事業又は共済事業を行う組合については、少なくとも財産的基礎として法第 10 条の 3 の規定に基づく最低出資金額を、人的基礎として法第 30 条第 3 項に基づく常勤理事の要件をそれぞれ満たしているか。また、信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合についても、財産的基礎として設立後の自己資本基準を勘案し、予定している事業を実施するのに必要な施設を取得するのに必要な資金その他の資金の調達の方法を、人的基礎として事業を適正に実施する役職員体制を有しているか。

#### ② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第 28 条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 設立手続は法第 55 条から第 58 条まで等に照らし、適法に行われているか。

#### ③ 定款の内容に関する事項

- ア 目的、事業等の基本的事項は、法第 1 条、法第 10 条等の規定に照らし適正か。
- イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。
- ウ 組合員に関する規定は、法第 12 条の規定の範囲となっているか。
- エ 経費の分担に関する規定は、会員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会、総代会、経営管理委員会及び理事会に関する規定は、法第 32 条、第 34 条、第 43 条の 2、第 44 条、第 48 条等の規定に照らし、適法に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

## (2) 定款変更に係る認可について

組合の定款変更に關し、法第 44 条第 2 項（定款変更）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項及び上記（1）の③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとする。

ただし、定款変更の内容が組合の事業又は地区の変更に係る場合にあつては、次の形式的事項並びに上記（1）の①及び③の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、慎重に審査するものとし、このうち、上記（1）の①の事項については、この事項が不適正な場合には、組合の業務の健全かつ適正な運営が確保できず、組合の目的の達成が困難となることから、形式的要件のみの審査にとどまらず、提出された事業計画書等の内容を実質的に審査してその妥当性を判断するものとする。また、この場合には、組合と十分協議するとともに、必要に応じ法第 44 条第 3 項において準用する法 59 条第 2 項に基づき説明内容の裏付けとなるデータ等の定款変更に関する報告書の提出を求めたり、系統組織からヒアリングを行うなどにより、事業を行うために必要な経営的基礎を有しているか否かなどを十分調査・検討するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のアからウまでに掲げる事項

イ 定款の変更手続は法第 44 条、第 46 条等に照らし、適法に行われているか。

## (3) 解散に係る認可について

組合の解散に關し、法第 64 条第 2 項（解散）に基づき認可を行う場合は、次の形式的事項について適正な内容となっているかどうかを審査するものとする。

（形式的事項）

ア 上記（1）の②のア及びイに掲げる事項

イ 解散の手続は法第 44 条、第 46 条等に照らし、適法に行われているか。

### Ⅲ－２－１－１－３ 留意事項

#### (1) 定款の内容に疑義がある場合の対応

行政庁は、認可申請のあった定款の内容について、法の規定等に照らして適正か、組合員の利益につながるか等の観点から疑義があると認められる場合には、協同組織課に照会するものとする。

協同組織課は、行政庁から定款認可に関する照会があつた場合には、速やかに回答するとともに、照会の内容又はこれに対する回答の内容が行政庁における事務処理上、先例としての価値を有すると判断した場合には、その内容を関係部局に配布するもの

とする。

## (2) 役員の取扱い等について

### ① 役員の実務執行体制について

組合は、合併の進展や組合による連合会の権利義務の包括承継によりその規模が拡大しており、また、組合員ニーズの多様化による事業範囲の拡大、業務内容の高度化等が進展している中で、組合員の負託に応え、健全に業務運営を行っていくためには、組合の役員が、組合のリスクの状況を適切に把握し、社会・経済環境の変化に対応しつつ業務執行を行う必要がある。

このためには、理事会による迅速な意思決定を可能とし、日常の業務執行に当たる理事の実務精通・職務専念に資する体制を構築することが重要である。また、農協法においては、組合員の意思を代表して業務の基本方針等の業務執行に関する重要事項を決定する者である「経営管理委員」と、その職務に専念し日常的業務執行に当たる「理事」との役割を明確に区分する制度、いわゆる経営管理委員会制度が選択肢として用意されている。

このような趣旨を踏まえ、当面、次の要件に該当する農協については、経営管理委員会制度の導入を促すこととする。

ア 法第 10 条第 1 項第 3 号の事業を行う連合会の権利義務を包括承継した組合

イ 理事数が多数であったり、常勤の理事が多数の兼職をしているなどにより、理事会の適時の開催や迅速な意思決定に支障が生じていると認められる組合

### ② 理事及び経営管理委員の定数に関する定款の審査について

ア 常勤理事数について

業務執行体制を強化する上で、職務に専念する常勤理事を増加させることは望ましいことから、組合の事業に関し専門的知識を有する者を登用するためなど業務執行が強化されることが明らかな場合には、定款変更を認可するものとする。

イ 非常勤理事数について

認定農業者や女性、青年農業者を登用するなど、法第 30 条第 12 項及び第 13 項に対応するために非常勤理事数を増加させる場合には、理事会の適時の開催や迅速な意思決定に支障が生ずるおそれがなく、かつ、認定農業者等の登用のために必要な範囲内での増員であるときに限り、定款変更を認可して差し支えないこととする。

上記以外の場合に非常勤理事数を増加させようとする組合については、定款変更を認可せず経営管理委員会制度を導入するよう指導するものとする。

ウ 経営管理委員数について

経営管理委員は、業務執行に農業者等の意見を反映させることを主眼とするものであり、理事会のように頻繁に開催する必要もないことから、人数がある程度多くても差し支えないものと考えられる。

したがって、経営管理委員会制度導入に際して、経営管理委員会の委員の数が従来の非常勤理事数より多くなっても差し支えないものとする。

また、女性や青年農業者等の担い手の声を反映させるため、これらの者の経営

管理委員への就任が確実なものとなるよう、担い手枠等を設置するよう努めることとする。経営管理委員会制度の導入後、経営管理委員数を増加させようとする場合についても、基本的に定款変更を認可して差し支えないこととする。

### Ⅲ－２－１－２ 組合の各種規程の承認等

#### Ⅲ－２－１－２－１ 農地信託規程の承認

##### (1) 申請書類

法第11条の42第1項又は第3項の規定に基づく信託規程（以下「農地信託規程」という。）の設定若しくは変更の承認申請書又は同条第4項の規定に基づく農地信託規程の変更若しくは廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

##### ① 設定承認申請書類

- ア 農地信託規程承認申請書（様式については、別紙様式9を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農地信託規程全文
- エ 規程を定める決議をした総会等の議事録（謄本）

##### ② 変更承認申請書類

- ア 農地信託規程変更承認申請書（様式については、別紙様式10を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農地信託規程変更新旧対照表
- エ 農地信託規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

##### ③ 変更に係る届出

- ア 農地信託規程変更届（様式については、別紙様式11を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農地信託規程変更新旧対照表
- エ 農地信託規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

##### ④ 廃止に係る届出

- ア 農地信託規程廃止届（様式については、別紙様式12を参照。）
- イ 理由書
- ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録（謄本）

##### (2) 審査要領

① 農地信託規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

- ア 施行規則第50条に規定する記載事項が農地信託規程に記載されていること
- イ 事業実施組合は、信用事業を行う組合に限られること

- ウ 農地法等の法令に違反することとならないこと
  - エ 事業運営の健全性その他組合員の利益保護が十分に確保されていること
  - オ 信託財産の貸付け及び売渡しに関する事項が組合員の農業経営の改善に資するよう定められていること
- ② 農地信託規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付することができる。

### Ⅲ－２－１－２－２ 宅地等供給事業実施規程の承認

#### (1) 申請書類

法第 11 条の 48 第 1 項又は第 3 項の規定に基づく宅地等供給事業実施規程の設定若しくは変更の承認申請書又は同条第 4 項の規定に基づく宅地等供給事業実施規程の変更若しくは廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

#### ① 設定承認申請書類

- ア 宅地等供給事業実施規程承認申請書（様式については、別紙様式 9 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 宅地等供給事業実施規程全文
- エ 規程を定める決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ② 変更承認申請書類

- ア 宅地等供給事業実施規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 10 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表
- エ 宅地等供給事業実施規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ③ 変更に係る届出

- ア 宅地等供給事業実施規程変更届（様式については、別紙様式 11 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 宅地等供給事業実施規程変更新旧対照表
- エ 宅地等供給事業実施規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ④ 廃止に係る届出

- ア 宅地等供給事業実施規程廃止届（様式については、別紙様式 12 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### (2) 審査要領

- ① 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認を行う場合は、次の要件がすべて満たされているか慎重に審査するものとする。

- ア 施行規則第 51 条に規定する記載事項が宅地等供給事業実施規程に記載されていること
  - イ 事業実施組合は、出資組合に限られること
- ② 宅地等供給事業実施規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

### Ⅲ－２－１－２－３ 農業経営規程の承認

#### (1) 申請書類

法第 11 条の 51 第 1 項及び第 3 項の規定に基づく農業経営規程の設定若しくは変更の承認申請書又は同条第 4 項の規定に基づく農業経営規程の変更若しくは廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合においては、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

#### ① 設定承認申請書類

- ア 農業経営規程承認申請書（様式については、別紙様式 9 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農業経営規程全文
- エ 規程を定める決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ② 変更承認申請書類

- ア 農業経営規程変更承認申請書（様式については、別紙様式 10 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農業経営規程変更新旧対照表
- エ 農業経営規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ③ 変更に係る届出

- ア 農業経営規程変更届（様式については、別紙様式 11 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 農業経営規程変更新旧対照表
- エ 農業経営規程全文（現行のもの）
- オ 規程変更の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### ④ 廃止に係る届出

- ア 農業経営規程廃止届（様式については、別紙様式 12 を参照。）
- イ 理由書
- ウ 規程廃止の決議をした総会等の議事録（謄本）

#### (2) 審査要領

- ① 農業経営規程の設定又は変更の承認を行う場合は、施行規則第 52 条に規定する記載事項が農業経営規程に記載されているか、農業経営が法第 11 条の 50 第 1 項各号のいずれの場合に該当するか、同条第 2 項の要件が担保されているか、同条第 3 項に規定する手続を経ているか、慎重に審査するものとする。

- ② 法第 11 条の 50 第 1 項各号の場合は、次のとおりである。
- ア 同項第 1 号の場合により行うときは、対象とする農地等が組合の地区内であり、当該農地等について、現在、担い手が不足し、又は不足することが見込まれるため、農業上の利用が適切に図られていない状況にあり、又は図られなくなることが見込まれることから、組合が当該農地等を賃借し、自ら農業経営（当該農業経営において新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業を実施する場合を含む。）を行うことが組合員のニーズや地域の農業を維持する観点に照らして客観的に妥当であると認められる場合である。
  - イ 同項第 2 号の場合により行うときは、組合が農家の再建・整理を図る際に転廃業農家の農業用施設を引き受けて農業経営を行う場合や、担い手育成のために農業用施設を利用して行う農業経営など施行規則第 51 条の 2 に定める場合である。
- ③ 農業経営規程に記載された事業の実施区域が基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域内にある場合において、農業経営規程の設定又は変更の承認をしようとするときは、法第 11 条の 51 第 5 項に基づき、例えば次のような配慮を行うものとする。
- ア II-3-9-2（1）に記載されている内容について、組合が地域計画の策定に参画する過程において周知・調整を行っているものと取り扱うこと
  - イ II-3-9-2（3）に記載されている内容について、組合員による組合の事業利用の妨げとならないように配慮されているものと取り扱うこと
  - ウ 地域計画の達成に資すると考えられる各種支援施策の活用等の情報提供を行うこと
- ④ ③の場合において、必要があると認めるときは、法第 11 条の 51 第 5 項に基づき、例えば次のような事項の確認を行うため、市町村の意見を聴くものとする。
- ア 地域計画における組合の位置付けが不明確なときに、当該地域計画と当該組合が行おうとしている農業経営との関わり
  - イ 地域計画に農業を担う者として組合が記載されていないときに、当該組合が農業を担う者として今後記載される見込みや協議の状況
- ③ 農業経営規程の設定又は変更の承認に際しては、当該事業の確実な実施を図るため必要最小限の条件を付すことができる。

### Ⅲ-2-1-3 組合の合併

組合は、農業者の自主的な組織であり、その組織のあり方については、組合員の総意に基づき決定されるものである。このことから、行政の関与は最小限にすべきであるが、組合員へのサービスの質の向上や多様なサービスの提供あるいはサービスを安定的に提供し、組合員に安心して組合を利用してもらうためには、事業基盤や経営基盤の強化や経営の効率化等が必要であり、そのための方策の一つとして合併等も有効であることから、行政庁としても合併認可に関わるとともに、貯金者保護、組合員サービスの安定的継続の観点から、万一の場合にも備えた適切な対応を指導するものとする。

### Ⅲ－２－１－３－１ 事業計画の樹立

#### (1) 事業計画書の作成

組合は、合併により合併後の組合（合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下、Ⅲ－２－１－３－１において同じ。）が適正かつ能率的な事業経営を行うことができるよう、共同して、合併及び合併後の組合の事業経営に関する計画（以下、Ⅲ－２－１－３－１において「事業計画書」という。）を立てるものとする。

#### (2) 事業計画の作成の進め方（基本事項）

組合の合併は、基本的に合併しようとする組合の組合員及び役職員の総意が不可欠であるので、組合が合併後の経営に係る事業計画書を樹立するに当たっては、総会等において決議する前に集落座談会等を開催して組合員等にその趣旨及び内容を周知し、組合員等の意思の反映に努めるとともに、あらかじめ、系統組織、市町村等の意見を十分に聴き、合併に対する理解と協力を得ながら進めていくものとする。

#### (3) 事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

##### ① 合併の基本方針に関する事項

- ア 合併しようとする組合の名称
- イ 合併の目的
- ウ 日程
- エ 職員の引継、財産の評価及び整理
- オ 出資一口金額に対する持分調整

##### ② 合併後の組合の事業経営についての基本方針に関する事項

- ア 地域農業の振興に関する方針
- イ 各事業の実施方針、重点及び改善事項
- ウ 機構及び業務分掌等経営管理の改善強化
- エ 増資、欠損補てん、財務の健全化等
- オ 地区内農業団体及び関係機関との連携

##### ③ 合併契約の基本となるべき事項

- ア 合併の方法
- イ 被合併組合の組合員に与える出資金又は交付金
- ウ 財務確認日以降合併日までの間における財産の移動に対する処置
- エ 設立委員の選出及び人数
- オ 新定款又は定款変更の基本となるべき事項

##### ④ 施設の統合整備に関する事項

- ア 施設の種類
- イ 当該施設の統合整備の概要

##### ⑤ 合併後の組合と組合員との間における利用及び協力の強化方策

- ア 組合員の意思を事業経営に表わす方法

- イ 事業経営方針の組合員への徹底方法
- ウ 組合員組織及び協力組織の育成強化
- ⑥ 合併後組合の3か年事業計画（合併の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画）
  - ア 取扱品目、取扱数量、手数料率、利率等
  - イ 損益計画
- ⑦ 不良債権の処理に関する方策
  - ア 不良債権の処理に関する基本方針
  - イ 不良債権の処理の目標

#### （4）事業計画書の留意事項

- ① 事業計画書の策定に当たっては、合併後の組合の自然的、経済的、社会的諸条件に照らして次のア及びイに掲げる事項等を十分検討するとともに、必要に応じ、系統組織の意見も聴いて、慎重に策定することが必要である。
  - ア 組合の地区及び規模についての判断に係る検討事項
    - a 経済的事情
      - 農業生産の状況、農産物の集出荷その他流通市場の実情、農業関係施設の設置状況、総合農協にあっては地域の金融事情及び資金規模等
    - b 社会的事情
      - 地方行政との関連、国及び地方公共団体が行う農業関係施策との関連、地域的社会的慣行等
    - c 地理的条件
      - 地形及び地勢、交通事情等
  - イ 合併後の事業経営のあり方に係る検討事項
    - a 多様化する組合員のニーズを的確に把握するとともに主産地形成・販売力の向上・生産コストの引き下げ等により地域農業振興の司令塔として十分な機能発揮ができるものであること。
    - b 組合員に対するサービスの向上に資するものであること。
    - c 金融自由化の進展等社会経済情勢の変化に対応し得る経営基盤を有しているものであること。
    - d 財務の基礎及び内容が強化され、かつ、健全化されるものであること。
    - e 管理費の節減、職員の合理的な配置、事務の改善その他組合経営の合理化及び効率化が図られるものであること。
- ② 合併しようとする組合は、事業計画書の決議を合併の決議を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し決議を得る必要がある。

### Ⅲ－２－１－３－２ 申請及び認可

#### （1）申請書類

組合の合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、信用事業を行う組合について

は、信用事業命令第 57 条の規定に基づき、次の書類の提出が義務付けられているが、それ以外の組合についても、法第 65 条第 3 項において準用する法第 59 条第 2 項の規定により申請者に対して合併に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

① 合併総会を行う組合に求める提出書類

ア 合併認可申請書（別紙様式 13 及び 14 を参照。）

イ 合併の理由書

ウ 合併を決議した総会等の議事録（謄本）

エ 合併契約書及び覚書（謄本）

オ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表）

カ 法第 65 条第 4 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするとき、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 50 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面

キ 総代会で合併を決議した組合にあっては、法第 48 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類

ク 法第 48 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）

ケ 合併後存続する組合又は合併により設立される組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類

コ 新設合併の場合にあっては、法第 66 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）

サ 合併経過を記載した書面

シ 施行規則第 209 条に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）

ス その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）

② 簡易合併で総会決議を経ない組合に求める提出書類

法第 65 条の 2 第 1 項の規定により合併後存続する組合が総会の決議を経ないで行う合併の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

ア 合併認可申請書（別紙様式 15 を参照。）

イ 合併の理由書

ウ 合併によって消滅する出資組合が合併を決議した総会等の議事録（謄本）

エ 合併後存続する出資組合が合併の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組

- 合にあっては経営管理委員会)の議事録(謄本)
- オ 合併契約書及び覚書(謄本)
- カ 最終事業年度に係る財産目録又は貸借対照表(最終事業年度がない場合においては、合併をする組合の成立の日における財産目録又は貸借対照表)
- キ 法第65条第4項において準用する法第49条第2項の規定による公告及び催告(同条第3項の規定により公告を官報のほか法第97条の4第2項の規定による定款の定めに従い同項第2号又は第3号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告)をしたこと並びに法第50条第2項に規定する手続を経たことを証する書面
- ク 合併によって消滅する出資組合が総代会で合併を決議した場合は、法第48条の2第1項の規定による通知の状況を記載した書類
- ケ 法第48条の2第2項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録(謄本)
- コ 合併後存続する出資組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書(合併及び合併後の事業経営についての基本方針に関する事項、施設の統合整備に関する事項並びに合併の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(農業協同組合連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員履歴書、事務所の位置を記載した書類
- サ 合併経過を記載した書面
- シ 合併により消滅する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数が合併後存続する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の数の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合においては、その割合)を超えていないことを証する書面及び合併により消滅する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額が合併後存続する出資組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を合併後存続する組合の定款で定めた場合においては、その割合)を超えていないことを証する書面
- ス 合併後存続する出資組合の総組合員(准組合員を除く。)の6分の1以上の正組合員が合併に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- セ 施行規則第209条に掲げる書類(既に添付しているものは除く。)
- ソ その他必要な書類(総会等招集通知の写し、理事会の議事録の写しなど)

## (2) 審査要領

組合の合併に関し、法第65条第2項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、合併が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

### ① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 組合員の日常的な活動に適切に対応した営農活動や支所機能の充実が図られ、組合員との結びつきにも十分配慮したものであるか。
- ウ 関係機関や団体等との連携が図られているか。

エ 合併後、組合が行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。

オ 合併により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

## ② 形式的事項

ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。

イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。

ウ 定款は法第 28 条に規定する事項がすべて網羅されているか。

エ 決定手続は法第 46 条、第 65 条等に照らし適法になされているか。

オ 合併契約は、施行令第 35 条第 1 項に規定する内容となっているか。

カ 新設合併の場合は、法第 66 条等に規定する手続が適正になされているか。

キ 合併によって消滅した組合に係る権利義務の承継が適正になされているか（消滅した組合における適正な手続がなされているかどうかも含む）。

ク 合併によって消滅する組合、合併後存続する組合にあっては、法第 65 条の 3 に基づく手続が行われているか。

## ③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本事項は、法第 1 条、第 7 条、第 10 条等に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

ウ 組合員に関する規定は、法第 12 条の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会に関する規定は、法第 43 条の 2、第 43 条の 4、第 43 条の 5、第 43 条の 6、第 44 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

### Ⅲ－２－１－４ 組合の新設分割

組合の新設分割の認可に係る手続は、以下によるものとする。

#### Ⅲ－２－１－４－１ 事業計画の樹立

##### (1) 事業計画書の作成

新設分割をする組合（以下「新設分割組合」という。）は、新設分割並びに新設分割によって設立する組合（以下「新設分割設立組合」という。）及び新設分割後の新設分割組合の事業経営に関する計画（以下、Ⅲ－２－１－４－１において「事業計画」という。）を作成するものとする。その際、組合員等の意思の反映とニーズの把握に努め、新設分割に対する理解と協力を得ながら進めるものとする。

また、新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、その旨も併せて組合員等に周知し、組合員等の意思の反映に努めるものとする（組織変更につ

いてはⅢ－２－１－５参照。)

なお、新設分割組合は、事業計画書の決議を新設分割計画の承認を行う総会等において行うことは差し支えないが、この場合には、それぞれ個別議案として総会等に提出し決議を得る必要がある。

## (2) 事業計画書の記載事項

事業計画書には、次の事項について記載するものとする。

- ① 新設分割の基本方針に関する事項
  - ア 新設分割しようとする組合の名称
  - イ 新設分割の目的
  - ウ 日程
  - エ 新設分割組合から新設分割設立組合に承継させる資産、債務、雇用契約その他の権利義務の内容
- ② 新設分割設立組合の事業経営についての基本方針に関する事項
- ③ 新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項
- ④ 新設分割の基本となるべき事項
  - ア 新設分割組合の組合員が取得する新設分割設立組合の出資金
  - イ 新設分割設立組合の組合員資格（新設分割設立組合の組合員となることができない新設分割組合の組合員がある場合は、当該組合員に対して支払う金銭の額又は算定方法）
  - ウ 設立委員の選出及び人数
  - エ 新設分割設立組合の定款の基本となるべき事項
- ⑤ 新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の3か年事業計画（新設分割の日を含む事業年度以後3事業年度の事業計画。ただし、新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合は、当該組織変更後の法人における事業計画を含むものとする。）

## Ⅲ－２－１－４－２ 申請及び認可

### (1) 申請書類

組合の新設分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、法第70条の3第4項において準用する法第59条第2項の規定により申請者に対して新設分割に関する報告書を要求できるとされていることに基づき、次の書類の提出を求めることとする。

また、審査を行う上で必要となる報告書がある場合においては、必要に応じ当該報告書の提出を求めることとする。

- ① 新設分割計画を総会で決議する組合に求める提出書類
  - ア 新設分割認可申請書（別紙様式16を参照。）
  - イ 新設分割の理由書
  - ウ 新設分割を決議した総会等の議事録（謄本）
  - エ 新設分割計画（謄本）
  - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあつては、新設分

割組合の成立の日における貸借対照表)

- カ 法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 50 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面
  - キ 総代会で新設分割を決議した組合にあっては、法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 48 条の 2 第 1 項の規定による通知の状況を記載した書類
  - ク 法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 48 条の 2 第 2 項の規定に基づく総会の招集があった場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録（謄本）
  - ケ 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。）、組合員数（連合会にあっては会員数）、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
  - コ 法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 66 条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録（謄本）
  - サ 新設分割の経過を記載した書面
  - シ 施行規則第 209 条の 2 に掲げる書類（既に添付しているものは除く。）
  - ス 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要（組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など）
  - セ その他必要な書類（総会等招集通知の写し、理事会議事録の写しなど）
- ② 新設分割計画の総会決議を経ない組合に求める提出書類
- 法第 70 条の 4 第 1 項の規定により総会の決議を経ないで行う新設分割の認可に係る申請書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。
- ア 新設分割認可申請書（別紙様式 17 を参照。）
  - イ 新設分割の理由書
  - ウ 新設分割組合が新設分割の方針を決議した理事会（経営管理委員設置組合にあっては経営管理委員会）の議事録（謄本）
  - エ 新設分割計画（謄本）
  - オ 最終事業年度に係る貸借対照表（最終事業年度がない場合にあっては、新設分割組合の成立の日における貸借対照表）
  - カ 法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 49 条第 2 項の規定による公告及び催告（同条第 3 項の規定により公告を官報のほか法第 97 条の 4 第 2 項の規定による定款の定めに従い同項第 2 号又は第 3 号のいずれかに掲げる公告の方法によりするときは、これらの方法による公告）をしたこと並びに法第 50 条第 2 項に規定する手続を経たことを証する書面
  - キ 新設分割設立組合の定款、各種事業実施規程、事業計画書（新設分割並びに新設分割設立組合及び新設分割後の新設分割組合の事業経営についての基本方針

- に関する事項並びに新設分割の日を含む事業年度以後の事業計画を内容に含むものに限る。)、組合員数(連合会にあっては会員数)、出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書、事務所の位置を記載した書類
- ク 法第70条の3第5項において準用する法第66条の規定により選任された設立委員であることの証明書及び設立委員会の議事録(謄本)
- ケ 新設分割の経過を記載した書面
- コ 新設分割によって新設分割設立組合に承継させる資産の帳簿価額の合計額が新設分割組合の最終の貸借対照表により現存する資産の額の5分の1(これを下回る割合を新設分割組合の定款で定めた場合にあつては、その割合)を超えていないことを証する書面
- サ 新設分割組合の総組合員(准組合員を除く。)の6分の1以上の正組合員が新設分割に反対の意思の通知を行っていないことを証する書面
- シ 施行規則第209条の2に掲げる書類(既に添付しているものは除く。)
- ス 新設分割後に他の法人形態への組織変更を計画している場合には、当該組織変更の概要(組織変更後の法人形態、事業、組織変更の時期など)
- セ その他必要な書類(理事会の議事録の写しなど)

## (2) 審査要領

組合の新設分割に関し、法第70条の3第3項に基づき認可を行う場合は、以下の事項について適正な内容となっているかどうかを確認の上、新設分割が真に意義のあるものとなるよう審査するものとする。

### ① 基本的事項

- ア 組合員の意思反映が適正に行われたか。
- イ 新設分割後、新設分割設立組合及び新設分割組合の双方において、それぞれが行うこととなる事業について、相応する経営的基礎を有しているか。
- ウ 新設分割組合に不良資産のみを残存させるなど、新設分割組合の組合員であつて新設分割設立組合の組合員となることができない者の利益が不当に害されるおそれがないか。
- エ 新設分割により事業・組織の健全性が損なわれる可能性が高く、組合員や取引先等に不測の損害を与えるおそれはないか。

### ② 形式的事項

- ア 申請書は正規な申請者から認可権者あてに提出されているか。
- イ 申請書類の内容は正確で、かつ、それを証する書類が添付されているか。
- ウ 定款は法第28条に規定する事項がすべて網羅されているか。
- エ 決定手続は法第70条の3第1項、同条第5項において準用する法第46条等に照らし適法になされているか。
- オ 新設分割計画は、法第70条の3第2項に規定する内容となっているか。
- カ 法第70条の3第5項において準用する法第66条等に規定する手続が適正になされているか。
- キ 新設分割設立組合が新設分割組合から承継する事業に信用事業又は共済事業

は含まれていないか。

ク 新設分割組合から新設分割設立組合への権利義務の承継が適正になされているか。

ケ 法第 70 条の 3 第 5 項において準用する法第 65 条の 3 に基づく手続が行われているか。

コ 法第 70 条の 6 第 1 項の規定による労働者との協議がなされ、また、同条第 2 項において準用する会社分割に伴う労働契約の承継等に関する法律（平成 12 年法律第 103 号。以下「準用労働承継法」という。）第 2 条第 1 項の規定による労働者への通知等、準用労働承継法に基づく手続が適正に行われているか。

### ③ 定款の内容に関する事項

ア 目的、事業等の基本事項は、法第 1 条、第 7 条、第 10 条等に照らし適正か。

イ 事業の執行に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

ウ 組合員に関する規定は、法第 12 条の範囲となっているか。

エ 経費の分担に関する規定は、組合員間の公平性が確保できるものとなっているか。

オ 役職員に関する規定は、組合の機能が十分に発揮され健全な運営ができるものとなっているか。

カ 総会に関する規定は、法第 43 条の 2、第 43 条の 4、第 43 条の 5、第 43 条の 6、第 44 条等に照らし、合法的に行われるものとなっているか。

キ 会計に関する規定は、適正かつ健全な運営ができるものとなっているか。

## Ⅲ－２－１－５ 組合の組織変更

組合は、農業者の協同組織であるが、農村社会において、實際上、地域のインフラとしての側面を有しているのも事実である。しかしながら、組合という組織形態のままでは、事業が限定されることや員外利用規制等により、農業者でない地域住民に対し、地域のインフラとしてのサービスを適切に提供していくことが難しくなること等も考えられる。組合の事業運営に当たって、こうした法の制約が課題となる場合には、株式会社、一般社団法人、消費生活協同組合等への組織変更も一つの選択肢となり得る。行政庁としては、組織変更はあくまでも組合の選択によるものであることに十分留意しつつ、組織変更に関する照会等があった場合には、以下の着眼点に従って対応する。

### Ⅲ－２－１－５－１ 株式会社への組織変更の照会等があった場合の着眼点

(1) 株式会社への組織変更は、信用事業又は共済事業を行う組合を除く出資組合において可能であること。

(2) 施行規則第 219 条の規定により、組織変更計画には、発行株式の全てを譲渡制限株式（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 17 号に規定する譲渡制限株式をいう。）とする等、株式の譲渡の制限に関する方法を定める必要があること。

- (3) 一般に、株式会社の設立に際しては、公証人による定款の認証が必要であるが、組合から株式会社へ組織変更する場合には、定款の認証は要しないこと。
- (4) 組織変更をしたときは、遅滞なく、施行規則第 223 条に規定する書類を添付して行政庁に届け出る必要があること。
- (5) その他、債権者の異議手続や反対組合員への持分払戻手続等、法第 73 条の 2 から第 76 条までの規定による手続が必要であること。

### Ⅲ－２－１－５－２ 一般社団法人への組織変更の照会等があった場合の着眼点

- (1) 一般社団法人への組織変更は、非出資組合において可能であること。また、出資組合から一般社団法人に組織変更しようとする場合には、組織変更在先立って、法第 54 条の 5 の規定による非出資組合への移行が必要となること。
- (2) 一般に、一般社団法人の設立に際しては、公証人による定款の認証が必要であるが、組合から一般社団法人へ組織変更する場合には、定款の認証は要しないこと。
- (3) 組織変更をしたときは、遅滞なく、施行規則第 223 条に規定する書類を添付して行政庁に届け出る必要があること。
- (4) その他、債権者の異議手続等、法第 77 条から第 80 条までの規定による手続が必要であること。

### Ⅲ－２－１－５－３ 消費生活協同組合への組織変更の照会等があった場合の着眼点

- (1) 消費生活協同組合（以下「生協」という。）への組織変更は、非出資の農協、信用事業又は共済事業を行う農協及び都道府県の区域を越える区域を地区とする農協を除く農協において可能であること。
- (2) 生協の行うことができる事業は、消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号）第 10 条に規定される事業に限られることから、同条に規定されない事業を行っている農協から生協に組織変更しようとする場合には、組織変更在先立って事業譲渡や事業の廃止等を行い、事業内容を同条の規定に適合させる必要があること。
- (3) 農協から組織変更することができる生協は、地域による生協に限られること。
- (4) 生協の組合員資格は、消費生活協同組合法第 14 条第 1 項の規定により個人に限られることから、法人である農協の組合員は、組織変更後の生協の組合員となることができないこと。このため、組織変更をする農協に法人である組合員が含まれる場合は、法第 82 条第 2 項第 4 号の規定による組織変更計画の定めるところにより金銭の支払を行うこととなること。また、この場合には、法第 86 条において準用する法第 73 条

の5第1項及び第2項の規定により当該組合員に対してその持分の全てに相当する金銭を支払うこととなること。

- (5) 生協への組織変更には、都道府県知事の認可が必要であり、当該認可は、生協を新たに設立するのと同様の観点から行われるものであることから、その審査部局は、都道府県における生協担当部局であること。また、農協の所管行政庁においては、組織変更に関する農協からの照会等に適切に対応するとともに、認可の審査に当たっては、生協担当部局と密に連携し、法第86条において準用する法第73条の3第2項の規定による特別決議が適切に得られているかの確認等、必要な協力を行うこと。

(関連通知)

- ・「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合への組織変更に関する農業協同組合所管部局との連携について（通知）」（平成28年2月24日付け社援発0224第1号厚生労働省社会・援護局長通知）
- ・「農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の制定に伴う事務処理上の留意事項について」（平成28年2月24日付け社援発0224第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知）

- (6) 認可申請書の提出に当たっては、農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令（平成28年厚生労働省・農林水産省令第1号。以下「組織変更省令」という。）第1条第1項に規定する書類を添付すること。また、認可申請書の提出に先立って、書類の不備がないか等、農協の所管行政庁の確認を受けること。

- (7) その他、債権者の異議手続や反対組合員への持分払戻手続等、法第81条から第86条までの規定による手続が必要であること。

#### Ⅲ－２－１－５－４ 医療法人への組織変更の照会等があった場合の着眼点

- (1) 医療法人への組織変更は、医療事業等のみを行う組合であって、法第87条に規定する要件を満たす組合において可能であること。

- (2) 組合から組織変更することができる医療法人は、社団である医療法人に限られること。

- (3) 医療法人は、医療法第44条第5項の規定により、残余財産の社員への分配が認められておらず、出資持分の概念がないことから、組合から医療法人に組織変更する場合、組合員の出資金等の持分は、組織変更後の医療法人に引き継ぐことはできないこと。

なお、組合から医療法人への組織変更に当たっては、法第88条第2項第5号の規定により、組合の組合員に対して持分に代わる財産を交付することができるが、金銭以外の形での財産の交付も組織変更計画で定めることができること。また、この財産

の交付については、法第 73 条の 5 第 2 項の規定の適用はなく、組合員の出資口数に応じて行うことは要求されないため、どの組合員にどの程度の財産をどのような形で交付するのかについては、組織変更計画に定めるところにより決定できること。他方で、法第 89 条第 2 項の規定により、組織変更後の医療法人は業務を行うのに必要な資産を有しなければならないとされていることから、組織変更後の医療法人の財務基盤を確保するための工夫が必要であること。また、医療法人への組織変更に係る組織変更計画は、組合員の財産権に大きな変更を加え得るものであることから、法第 88 条第 1 項の規定により、持分に代わる財産交付の内容等を記載した組織変更計画について、総組合員の同意が必要であること。

- (4) 医療法人への組織変更には、都道府県知事の認可が必要であり、当該認可は、医療法人を新たに設立するのと同様の観点から行われるものであることから、その審査部局は、都道府県における医療法人担当部局であること。また、組合の所管行政庁においては、組織変更に関する組合からの照会等に適切に対応するとともに、認可の審査に当たっては、医療法人担当部局と密に連携し、法第 88 条第 1 項の規定による総組合員又は総会員の同意が適切に得られているかの確認等、必要な協力を行うこと。

(関連通知)

「農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について」（平成 28 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 1 号厚生労働省医政局長通知）

- (5) 認可申請書の提出に当たっては、組織変更省令第 1 条第 2 項に規定する書類を添付すること。また、認可申請書の提出に先立って、書類の不備がないか等、組合の所管行政庁の確認を受けること。

- (6) 医療法人への組織変更の認可を申請する組合は、法第 90 条第 1 項の規定により、社会医療法人の要件を満たす旨の認定を併せて受けることができること。その際、認定申請書には、組織変更省令第 5 条第 1 項に規定する事項を記載し、同条第 2 項に規定する書類を添付するとともに、当該申請は、同条第 3 項の規定により、組織変更の認可申請と併せて行わなければならないこと。また、当該認定の審査に当たっては、法第 90 条第 1 項において準用する医療法第 42 条の 2 第 1 項第 5 号ハに規定する救急医療等確保事業に係る業務の実績については、組織変更前の組合が開設する病院又は診療所の実績により審査されること。

- (7) 組織変更前に公的医療機関として位置付けられている厚生連であって、(6) の認定を受けたものは、昭和 26 年厚生省告示第 167 号（医療法第 31 条に規定する公的医療機関の開設者）の規定により、組織変更後も引き続き公的医療機関として位置付けられること。

- (8) 行政庁が農林水産大臣である組合が組織変更をしたときは、遅滞なく、組織変更省

令第6条に規定する書類を添付して農林水産大臣に届け出る必要があること。

- (9) その他、債権者の異議手続等、法第87条から第92条までの規定による手続が必要であること。

### Ⅲ-2-1-6 休眠組合への対応

#### Ⅲ-2-1-6-1 意義

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある組合については、これを放置した場合には、当該組合を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の組合の健全な事業運営に支障を来すおそれ等があることから、組合の実態調査等の結果、休眠状態であることを確認した場合においては、当該組合の解散も含めた指導監督を行うものとする。

#### Ⅲ-2-1-6-2 主な着眼点

- (1) 休眠組合の理事等の所在及び命令書等の送達が可能かどうか

- (2) 預貯金や不動産などの財産の状況

- (3) 預貯金の支払いが必要な組合員等の有無

- (4) 貯金保険制度の対象状況

- ① 昭和48年以前に設立され、その後、休眠状態となった組合について登記事項証明書及び定款に「組合員の貯金又は定期積金の受入」の事業を行うことが明記されていた場合において、
- ア 「農水産業協同組合貯金保険の対象組合について」（昭和48年農経A第1413号）に明記されている組合については、解散命令を行ったとしても保険事故とならないため、Ⅲ-2-1-6-3(2)以降の手順により指導監督を行う。
- イ 「農水産業協同組合貯金保険の対象組合について」に明記されていない組合で、貯金の残高が認められる場合、そのまま解散命令を行うと第二種保険事故になる可能性があることから、貯金者保護の観点から貯金者が特定されるときは当該貯金者に通知し貯金等債権の払い戻し後、解散命令を行う。
- ② ①のイの場合で、貯金残高がある若しくは不明なときは、協同組織課及び金融調整課までその旨連絡し、今後の対応の協議を行う。

#### Ⅲ-2-1-6-3 監督手法・対応

- (1) 休眠組合の把握

- ① 一斉調査により、事業停止、住所不明その他未調査となっていることが判明した組合の全てについて、法務局に対し登記事項証明書の請求を行い、役員や事業内容の確認を行う。
- ② 法第54条の2に基づき、業務及び財産の状況を記載した業務報告書の提出がされていない組合について、提出されない理由が不明なときは休眠組合となってい

る可能性を踏まえ、①に準じた対応を行う。

- ③ 信用事業を行う組合については、財務及び財産の状況を把握するとともに、預貯金等の存在についても確認を行う。

## (2) 報告徴求命令（解散命令のための確認の通知）

(1) の一斉調査等の結果、休眠組合と考えられる場合には、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令により、以下の書類の提出を求めて、活動状況を確認する。

- ① 最近の決算関係書類等及びそれを承認した総会の議事録
- ② 定款
- ③ 役員名簿
- ④ 組合員名簿
- ⑤ ①～④の書類を作成していない組合については、伝票、領収書、口座残高、職員の有無等、活動状況を示す書類

## (3) 報告徴求命令に対して関係書類の提出があった場合

- ① 事業活動していると認められる場合

一斉調査への協力を求めるとともに、法令等に基づく届出、登記、決算書類の作成等の指導を行う。

- ② 活動していると認められない場合

ア 法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令により「活動停止理由」の提出を求める。

イ アの結果、活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催並びに法令等に基づく所要の届出等の提出を求める。

a 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合

b 役員や組合員はいるが、農業構造の変化等により、事業の変更を準備中の場合

ウ アの結果、正当な理由がない又は応答がない場合は、自主解散を指導する。自主解散に応じない場合は、法第 95 条第 2 項解散命令を発出するための手続をとる。

## (4) 報告徴求命令に対して関係書類の提出がない場合

報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第 95 条の 2 第 2 号の正当な理由がないのに 1 年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

## (5) 解散命令の発出

聴聞を実施した結果、解散命令を発出することが妥当であると判断した場合には、

法第 95 条の 2 第 2 号に基づき、組合の代表理事に対し解散命令の発出を行う。なお、解散命令の発出の際には配達証明郵便を使用する。

解散命令書が返戻された場合は、法第 95 条の 3 第 2 項に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

#### (6) みなし解散制度の活用

(2) から (5) までの対応のほか、法第 64 条の 2 第 1 項に基づき、組合に関する登記を 5 年間行っていない組合については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該組合に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。行政庁においては、休眠状態と考えられる組合（通知が返送されるなど通常の方法では連絡が取れない組合を含む。）に対しては、定期的にみなし解散制度も活用することにより解散手続等を進めるものとする。

#### (7) 解散の嘱託登記

解散命令が発効した場合及び法第 64 条の 2 第 1 項に基づく官報公告を行い、2 月の期間の満了により解散とみなされた場合、解散嘱託登記書を登記官に提出し、解散登記を行う。

#### (8) 清算

組合は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、組合の役員に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

### Ⅲ－２－１－７ 役員等

#### Ⅲ－２－１－７－１ 女性役員の登用について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）に基づく「第 5 次男女共同参画基本計画」（令和 2 年 12 月 25 日閣議決定）においては、農業の発展、農村への人材の呼び込みのためには、女性が働きやすく暮らしやすい農村にすることが重要であり、地域をリードする女性農業者を育成し、農村に関する方針策定への女性の参画を推進するため、女性の農協役員への登用について、

ア 女性役員が登用されていない組織数を令和 7 年度までに 0（ゼロ）にする

イ 役員に占める女性の割合を早期に 10%、令和 7 年度までに 15%を目指す

等の成果目標が定められ、女性の参画拡大に向けた取組をより一層促進することとされたところである。当該成果目標の達成等のため、「農業における政策・方針決定過程への女性参画の推進について」（令和 3 年 8 月 19 日付け 3 経営第 1361 号・3 農振第 1290 号農林水産省経営局長・農村振興局長通知）において以下の取組を促すとともに、①の目標の設定状況、取組計画の策定状況及び女性役員の登用実績について、毎年調査・公表することとしているところである。

① 各農協においては、役員に占める女性割合の目標を設定するとともに、女性役員の

登用のための取組計画を定めて、当該取組を推進する

- ② 各都道府県においては、都道府県内の役員の総数に占める女性割合の目標を設定するとともに、都道府県の女性役員の登用のための取組計画を定めて当該取組を推進する。また、管下の農協に対して、女性役員の登用に向けた目標及び取組計画を定めて積極的な取組を行うよう、働きかける

さらに、農協の理事について、「理事の年齢や性別に著しい偏りが生じないように配慮」する旨の規定（法第 30 条第 13 項）が法に設けられた趣旨も踏まえ、農協自ら女性役員の登用、女性の総代就任や女性正組合員の加入などを促進し、農協の経営に多様な視点を導入することにより、農協の自己改革の促進が図られるものと考えられる。

このため、上記通知の内容を踏まえ、農協の女性役員の登用に向けて次の取組などが行われているかを確認するものとする。

ア 役員に占める女性割合の目標及び女性役員の登用のための取組計画が定められていること。また、その目標及び取組計画が農協内で周知されていること。

イ 女性役員枠の設置のほか、役員登用に向けた研修等、上記アの目標の達成に向けた取組が具体的に行われていること。

また、農協の合併に関し、男女共同参画の趣旨を踏まえ、合併によって役員に占める女性割合の低下することのないこと等についても、確認するものとする。

### Ⅲ－２－１－７－２ 競業避止義務

競業（組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事することをいう。）を行う者が当該組合の役員に就任すること自体には何ら問題はない。

一方、組合の役員は、法第 30 条の 3 の規定により、善良なる管理者の注意をもって職務を執行しなければならない義務（いわゆる善管注意義務）を、また法第 35 条の 2 の規定により、組合のために忠実に職務を遂行する義務（いわゆる忠実義務）を負っており、役員が組合の利益の犠牲の下に自己の利益を図ることは許されない。この善管注意義務又は忠実義務の具体的内容として、全ての役員には、いわゆる「競業避止義務」が課されていることに留意する必要がある。

なお、競業避止義務に抵触する場合の一例としては、競業を行う役員が、組合の主要な取引先を奪って、これを自らが経営する法人の取引先にしようと企て、

ア 組合と当該取引先との取引を停止するとともに、組合の了解を得ることなく、自らが経営する法人において当該取引先との取引を開始する場合

イ 当該取引先との取引に係る事業を担当する組合の職員を、組合の了解を得ることなく、引き抜いて自らが経営する法人の社員とする場合

などが考えられる。

（注）平成 27 年改正法による改正前の法第 42 条では、組合の行う事業と実質的に競争関係にある事業を営む者は、当該組合の理事等になってはならないと規定されていたが、当該規定は、最高裁判所の判例により、役員等に対して競業避止義務を課したにとどまるものであって、その就任資格を制限したものではないとされていた（昭和 44 年 2 月 28 日最高裁判所第二小法廷判決）。すなわち、その規定の文言にかかわらず、役員等の被選挙権や役員等就任の資格を制限し、その就任を禁止した

規定と解すべきではなく、法第 35 条の 2 第 1 項に規定する忠実義務の具体的内容として、役員等に対し競業禁止の不作为義務を課したにすぎない規定と解すべきものとされていた。

このような中で、平成 27 年改正法による改正前の法第 42 条の規定は、あたかも農協と同種の事業を営む者が農協の役員になれないとの誤解を与えかねないことから、平成 27 年改正法により廃止されたものである。

### Ⅲ－２－１－７－３ 役員要件の例外規定の承認

施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 3 号イ若しくは同条第 2 項第 3 号イの規定による定数の過半数に代わる数の承認又は同条第 1 項第 4 号ロ若しくは同条第 2 項第 4 号ロの規定による特別な理由の承認は、当該改選の時点における当該農協の状況に基づいて判断されるべきものであるため、これらの承認を受けて例外規定が適用されている農協が次期の理事又は経営管理委員の全部改選以降も引き続き例外規定の適用を受けるためには、その時点で改めて承認を受ける必要があることに留意する。

なお、施行規則第 76 条の 2 第 1 項第 3 号イ又は同条第 2 項第 3 号イの規定による定数の過半数に代わる数は、4 分の 1 を下回らない範囲内であり、かつ、過半数からの引き下げ幅が必要最小限となっている必要があることにも留意する。

### Ⅲ－２－１－７－４ 総会への役員選任議案提出の留意事項

「理事等の選任に関する議案」又は「監事の選任に関する議案」を総会に提出する場合における総会参考書類に記載すべき事項のうち、「当該組合との間に特別の利害関係があるときは、その事実の概要」の記載に係る「特別の利害関係」に該当するものは、法第 30 条第 11 項及び法第 30 条の 2 第 4 項において準用する法第 30 条第 11 項において、組合員が役員として組合運営に当たることを原則としていることにかんがみ、例としては、以下のようなものが考えられる。

ア 組合が行っている事業の利用に関し、その候補者との間で行う定型的な取引以外の取引関係（その候補者が組合員又は会員たる法人（組合の 100% 子会社は除く。）・団体の代表者又は代理人として取引関係の当事者となっている場合を含む。次のイにおいて同じ。）

イ 財産の譲渡・譲受け等組合の行う事業の利用に係る取引以外の取引関係 等  
なお、積極的な情報開示の観点から、広く組合の事業の利用関係を記載することは差し支えない。

## Ⅲ－２－２ 情報開示の適切性・十分性

### Ⅲ－２－２－１ 財務書類の開示制度

組合の情報開示を充実させることは、組合の経営の透明性を高め、組合員や利用者からのチェックが働くことから事業運営の自己改革を促す上で重要である。

情報開示に期待される機能が適切に果たされるためには、組合の事業及び財務の内容がより正確に反映された書類が作成されることがその前提であり、最近の経済・社会環境の変化を踏まえ、適切な開示がされる必要がある。

組合に対しては、法令に基づき、各種財務書類の事業年度ごとの開示が義務付けられているところであるが、各開示書類の概況は次のとおりであり、各々の目的に適合した財務書類が開示される必要がある。

#### (1) 総会に提出する決算書類等

すべての組合は、法第 36 条及び第 37 条の規定に基づき、決算書類等（決算書類のほか、第 37 条に規定する組合にあっては部門別損益計算書を含む。以下同じ。）の総会への提出及び決算書類の備置きが義務付けられている。

決算書類等の作成目的としては、組合経営の最高意思決定機関である総会において組合役職員が組合員から負託された組合の事業・経営の遂行状況に関する説明責任を果たすこと及び事業活動の結果生じた剰余金の精算額を確定することが挙げられる。決算書類等の義務的記載項目については施行規則に定めがあるほか、主要な業種の貸借対照表、損益計算書及び部門別損益計算書の勘定科目体系が施行規則別紙様式に定められている。

#### (2) 行政庁に提出する業務報告書等

すべての組合は、法第 54 条の 2 の規定に基づき、業務報告書等（業務報告書のほか連結子法人等を有する組合にあっては連結業務報告書を含む。以下同じ。）の行政への提出が義務付けられている。

業務報告書等は、行政庁が適切かつ効果的な指導監督を実施するためのオフサイト・モニタリング等に活用される。業務報告書等として作成する事項は施行規則に定めがあり、更に個別記載項についても主な事業種別に施行規則第 202 条第 3 項に規定された別紙様式において定められている。

#### (3) 説明書類の公衆縦覧

法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合は、法第 54 条の 3 の規定に基づき業務及び財産の状況を記載した説明書類（ディスクロージャー誌）を作成し、公衆の縦覧に供することが義務付けられている。

ディスクロージャー誌は、組合の金融機関としての性格を踏まえ、組合経営の透明性を確保するとともに、情報の非対称性による不利益から利用者を保護することを目的としている。また、ディスクロージャー誌については、多様な利害関係者に対する情報提供が円滑に行われる観点から、組合公式WEBサイトへ掲載するよう促すなど、農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第 9 条の規定によるデジタル技術を活用した縦覧に努めるよう促すものとする。

義務的記載項目については、施行規則本文及び別紙様式に定めがあるほか、開示に当たっての留意事項について系統金融機関向け監督指針及び共済事業向け監督指針に定められており、これらの規定に従い適切な開示が図られる必要がある。

### Ⅲ－２－２－２ 全般的な開示態勢の整備

#### (1) 法定開示項目の遵守

各制度において開示が要請される財務書類については、各々の開示目的に即して法令上記載項目が定められている。これらの法規制は全て、組合の利害関係者とりわけ組合員の権利を保護するためのものである。各組合にあつては、少なくともこれら義務的開示項目につき、財務書類については正確な会計帳簿を基礎として作成し、該当法令等の定めるところに従い適時に開示する必要がある。

## (2) 会計情報の実質的同等性の確保

開示先ごとに異なる形式・体裁の財務書類を作成する場合であっても、各財務書類が単一の会計情報を基に作成されたものでなければならないことに留意する。

### Ⅲ－２－３ 財務書類作成に当たっての留意事項

組合の各種財務書類の作成及び開示については、以下の点に留意し指導監督を実施するものとする。

#### Ⅲ－２－３－１ 会計処理の原則

組合の会計については、法第 50 条の 5 の規定に基づき、「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」に従うものとされている。ここでいう「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」とは、組合における社会通念及び実務慣行のほか、企業会計原則等を中心とする企業会計の基本原則が含まれる。

これは、開示される財務書類につき同業者との比較可能性を確保するとともに、目的は異なるとはいえ、組合の行う経済活動が外形的には会社と類似しており、企業会計の諸原則を「手段」として採用することに会計実務上の支障が少ないこと等によるものである。

#### Ⅲ－２－３－１－１ 会計監査人設置組合等の会計処理

企業会計審議会又は財団法人財務会計基準機構・企業会計基準委員会から公表されている企業会計基準等（企業会計基準のほか当該会計基準を補完する適用指針及び実務対応報告等を含む。以下同じ。）は、次の（１）又は（２）に掲げる組合（以下「会計監査人設置組合等」という。）の会計において、原則として「一般に公正妥当と認められる会計の慣行」を構成すると解されており、当該組合の会計が企業会計基準等を適切にしん酌していること又は判断根拠としていることを前提として、会計監査人又は監事による監査及び所管行政庁による検査・監督が行われることに留意する。ただし、会計監査人設置組合等が適切にしん酌すべき企業会計準等の範囲については、例えば、会社法制上の株式、新株予約権、資本金又は準備金に係る規定等協同組織と会社との法人属性自体の差異に係るものは含まれない。

（１）法第 37 条の 2 第 3 項に規定する会計監査人設置組合（法第 10 条第 1 項第 11 号の事業を行う農業協同組合連合会を除く。）

（２）（１）に掲げる組合以外で法第 10 条第 1 項第 3 号又は第 10 号の事業を行う組合

会計監査人設置組合等に適用される具体的な企業会計基準等には、例えば、次に掲げる

ものが含まれる。

- ・ 「外貨建取引等会計処理基準」 (昭和 54 年 6 月 26 日付け企業会計審議会)
- ・ 「リースに関する会計基準」 (令和 6 年 9 月 13 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」 (平成 10 年 3 月 13 日付け企業会計審議会)
- ・ 「研究開発費等に係る会計基準」 (平成 10 年 3 月 13 日付け企業会計審議会)
- ・ 「退職給付に係る会計基準」 (平成 28 年 12 月 16 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「税効果会計に係る会計基準」 (平成 10 年 10 月 30 日付け企業会計審議会)
- ・ 「金融商品に関する会計基準」 (令和元年 7 月 4 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「固定資産の減損に係る会計基準」 (平成 14 年 8 月 9 日付け企業会計審議会)
- ・ 「役員賞与に関する会計基準」 (平成 17 年 11 月 29 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「棚卸資産の評価に関する会計基準」 (令和元年 7 月 4 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」 (令和 6 年 9 月 13 日付け企業会計基準委員会)
- ・ 「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」 (令和 2 年 3 月 31 日付け企業会計基準委員会)

### Ⅲ－２－３－１－２ 会計監査人設置組合等以外の組合の会計処理

会計監査人設置組合等以外の組合についても、企業会計基準等の原則的な会計処理が採用されることが望ましい。

他方、会計監査人設置組合等以外の組合は、販売・購買等の経済事業を中心とする組合が大部分であり、このような事業を行う組合にあっては、会計監査人設置組合等と異なり、一般的にリスクの高い金融商品を保有せず、多数の組合員を含む利用者から貯金等の形で直接資金を受け入れることもない。また、比較的少数の組合員のほかは固定的な取引先との商取引が事業活動の大宗を占めている実態が見受けられる。

このような実態を踏まえれば、当該組合にとって重要性の低い企業会計基準等を一律に強制することは、費用対効果の観点からも必ずしも適当とは言えない。

以上を踏まえ、会計監査人設置組合等以外の組合にあっては、法令上明記されている事項を除き企業会計基準等の原則的な会計処理については一律に強制適用することは求めず、法令に明記されていない資産及び負債の評価等については、「中小企業の会計に関する指針」(平成 17 年 8 月 1 日付け日本公認会計士協会・日本税理士会連合会・日本商工会議所・企業会計基準委員会)や「中小企業の会計に関する基本要領」(平成 24 年 2 月 1 日付け中小企業の会計に関する検討会)を判断の拠り所とすることを推奨するものとする。

なお、一概に会計監査人設置組合等以外の組合といっても、その規模・事業の種類は多様であり個別具体的な会計処理については、漸進的な会計品質の向上を旨とした指導監督がなされることが望ましく、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮する必要がある。

(注 1) 会計監査人設置組合等以外の組合に適用される会計処理については、現行実務の実情及び費用対効果の観点から、施行規則においても「税効果会計に係る会計基準」の不適用や「金融商品に関する会計基準」に基づく有価証券の時価評価等を行わない場合にあっても、ただちに違法とはならないよう明確に規定している

ところである（施行規則第 193 条）。

（注 2）リースは、「リースに関する会計基準」により、原則として、使用権資産及びリース負債として認識した上で会計処理を行うものとされているが、会計監査人設置組合等以外の組合については、「中小企業の会計に関する指針」に規定する所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち借手の会計処理につき、同指針に基づき通常の賃貸借取引による方法に準じて会計処理を行うことができることとされていることに留意する。

（注 3）病院、診療所等を開設している法第 10 条第 1 項第 11 号の事業を行う厚生連については、上記のほか、厚生労働省から法人としての会計基準を「病院会計準則」に極力整合するよう要請されていることに留意する。

（関連通知）

「病院会計準則の改正について」（平成 16 年 8 月 19 日付け医政発第 0819001 号厚生労働省医政局長通知）

### Ⅲ－２－３－１－３ 会計環境の変化への対応

昨今、経済活動が高度化・複雑化し、急速に変化していることに対応する形で、組合の事業内容も高度化・複雑化しており、それを測定・報告する財務会計についても、より経済の実態を反映した情報開示や経営の透明性の確保が求められている。

このため、組合において公正妥当と認められる会計の慣行についても、社会的要請を受け、あるいは組合自らの経営管理の高度化を受け、絶えず変遷するものである。

各組合においては、会計基準の制定改廃や関係法令等の改正をはじめとする会計制度の最新情報の把握はもとより、それらの組合経営への影響度合を早期に認識し、会計環境の変化に速やかに対応することが必要である。また、このような対応を通じた一層正確な財務情報の認識が、組合自らの経営管理の高度化に資することはもとより、適切な情報提供を通じて、組合員、取引先等の利害関係者の組合経営に対する信頼性を高めることとなる。

なお、多数の利用者から貯金等を受け入れる信用事業又は共済事業を行う組合にあっては、特に厳正な会計処理及び開示が求められており、他の金融機関に比べ財務情報が劣後することは、組合経営に悪影響を及ぼすおそれがあることに留意する必要がある。

### Ⅲ－２－３－２ 資産及び負債等の評価

組合の資産及び負債等の評価については、特に以下の点に留意して実務対応がなされるよう指導監督を実施するものとする。

#### （１）引当金の設定

##### ① 貸倒引当金の設定

信用事業実施組合等においては、財務会計上、貸出等債権につき各種会計基準のほか「預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル」等を踏まえた自己査定（組合自らが債務者の財務内容等による債務者区分及び担保・保証等による分類等を行うことをいう。）に基づく償却・引当が実施されている。

一般貸倒引当金の繰入額については、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 57 条の 9 において、貸倒実績率に代えて法定繰入率等により算定した額を損金

算入できることとされているが、これは、貸倒実績率により算定した額が同条の規定に基づき算定した額を下回り、かつ、当該貸倒実績率により算定した額が組合の将来の貸倒リスクを反映した必要額に不足すると見込まれる場合にあっては、同業他社等の貸倒実績率に相当する同法の法定繰入率に基づき算定した額を繰り入れることは、実際の貸倒実績率を補正するために合理的な方法と認められるとの趣旨であることに留意する。

## ② 外部出資等損失引当金の設定

外部出資勘定については、実務上、外部出資の毀損に対する評価性引当金として、外部出資等損失引当金が、自己査定基準に基づき又は監査委員会報告第 71 号「子会社株式等に対する投資損失引当金に係る監査上の取扱い」（平成 13 年 4 月 17 日付け日本公認会計士協会）に準拠して計上されている場合がある。

この場合においても、出資先の財政状態の悪化等により当該外部出資勘定の減損処理が必要と判断された場合には、減損処理を行い、当該引当金は取り崩す必要があることに留意する。

## ③ 利益留保性引当金廃止の徹底

引当金については、税法の定めにかかわらず、企業会計原則注解 18 及び施行規則第 191 条第 2 項の定めるところにより一定要件を満たすものについては適正額を計上することとされているが、これらに規定するもの以外の引当金は計上することができないので留意する必要がある。

仮に負債性を有しない引当金が負債計上されている場合には、当該引当金を取崩し特別利益に計上した上で、必要に応じ剰余金処分を通じて任意積立金として計上することとなる。

## (2) 「退職給付に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等以外の組合にあっても、職員に対する退職金制度がある場合には「退職給付に係る会計基準」に準拠した退職給付引当金の計上が必要である。退職給付引当金を新たに設定する組合については、会計処理変更時の影響を緩和するため、適切な移行期間を設定することが認められるものとする。

(補足：施行規則第 130 条第 1 項及び第 191 条第 2 項第 2 号の退職給付引当金等の用語は、「退職給付に係る会計基準」にいう退職給付引当金等を指すものである。)

## (3) 「固定資産の減損に係る会計基準」の適用

会計監査人設置組合等における「固定資産の減損に係る会計基準」の適用に当たり、資産のグルーピング及び共用資産の取扱いについては、組合の経営の実態が適切に反映されるよう配慮して行うものとする。共用資産は、組合全体に係る共用資産とされる場合のほか、複数の資産又は資産グループに係る共用資産とされる場合もあることに留意する。

なお、育苗施設やカントリーエレベーターなどの農業関連施設等は、農業者のために事業を行う組合の基盤となるものであることや、組合員による組合の事業利用を促進するものであることから、組合の複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・

フローの生成に寄与するときには、共用資産に含めることができる場合があることに留意する。

(補足：施行規則第 128 条第 2 号及び第 187 条第 2 項の減損損失等の用語は、「固定資産の減損に係る会計基準」にいう減損損失等を指すものである。)

#### (4) 「リースに関する会計基準」の適用

組合が農業関連施設等を農業者に利用させる取引が「リースに関する会計基準」におけるリースに該当する場合には、「リースに関する会計基準」に規定するリースの種類(所有権移転ファイナンス・リース、所有権移転外ファイナンス・リース、オペレーティング・リース)に応じ、リースの貸手としての会計処理を行うことに留意する。

#### (5) 組織再編行為の際の資産及び負債の評価

合併後の組合(合併後存続する組合又は合併によって設立する組合をいう。以下同じ。)は、当該合併により消滅する組合の合併対象財産には、例えば合併契約又は事業計画書において、合併の日までに当該合併により消滅する組合の重要な事業の譲渡が予定されている場合など例外的な場合を除き、当該合併により消滅する組合における当該合併の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

また、新設分割設立組合は、新設分割により承継する財産には、例えば、当該承継する財産が、新設分割組合の行う事業のうち特定の財産のみであって事業としてのまとまりを有しない場合など例外的な場合を除き、新設分割組合における当該新設分割の直前の帳簿価額を付さなければならないことに留意する。

### Ⅲ-2-3-3 決算書類の作成

法第 36 条の規定に基づく決算書類の作成については、施行規則に定めるところによるほか、特に以下の点に留意して指導監督を実施するものとする。

#### (1) 全般的な留意事項

- ① 決算書類の各記載項目については、施行規則の定めるところによるほか、適切かつ分かりやすい表示がなされるよう指導するものとする。
- ② 施行規則に定められた義務的な記載項目以外の情報を自主的・積極的に記載することは、組合員等に対する情報開示の促進の観点から望ましい。
- ③ 決算書類については、書面全体の具体的なひな型は法定されておらず、各組合の自主性に委ねられている。したがって、各組合にあっては、例えば必要に応じて財務数値に加え図表等を用いる等の独自の工夫を行うことが望まれる。

#### (2) 個別記載項目に係る留意事項

- ① 施行規則別紙様式に貸借対照表及び損益計算書の様式が定められている組合にあつては、貸借対照表及び損益計算書は、原則として当該様式に規定される勘定科目等に即して作成するよう指導するものとする(施行規則第 106 条・第 117 条)。

ただし、例えば、組合が主として販売する農畜産物が特定のものであるなど組合

の事業が一部の事業に限定されていること等により、組合の財産及び損益の状況を適切に示すために、当該様式によることができない場合はこの限りではない。

- ② 貸借対照表の純資産の部の表示に関しては、施行規則において企業会計基準第5号「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（平成17年12月9日付け企業会計基準委員会）に準拠した表示区分が義務付けられているところである（施行規則第98条・別紙様式）。この中で、任意積立金については、貸借対照表上も組合独自に定められている個別名称（特別積立金、圧縮積立金、施設整備積立金、別途積立金等）をもって表示することとし、個別積立金の内訳を明らかにしない名称をもって一括記載することは適切でないことに留意する。
- ③ 信用事業又は共済事業を行う組合以外の組合にあっては、施行規則の定めるところにより、貸借対照表上の資産及び負債につき流動・固定分類が行われている（施行規則第95条・第96条）。この中で、特に有価証券等については、次の表示区分がなされる必要があることに留意する。
  - ・ 売買目的有価証券及び1年内に満期の到来する有価証券……流動資産
  - ・ 外部出資（株式・出資金等）及び長期保有有価証券（国債その他の債券等）…  
…固定資産
- ④ 信用事業を行う組合以外の組合であっても、複数の事業を行う場合には、損益計算書の事業総利益計算は、事業別に区分表示することが義務付けられている（施行規則第108条第12項）。各組合にあっては、法令等で区分管理が義務付けられている事業のほか、少なくとも購買事業及び販売事業については、事業総利益計算を区分表示することとする。
- ⑤ 農協においては、事業間取引に係る未実現利益については、農協の取引実態に照らして会計上の重要性を有する程度の規模のものが発生することは想定し難いが、農協の財務内容に影響を与えるような事業間取引に係る未実現利益が発生する場合には、その消去を行うことが適当である。
- ⑥ 注記表において、リースにより使用する固定資産に係るオフバランス情報の開示が求められている（施行規則第131条の2第2項）。当該注記の具体的記載内容については、各リース資産の物理的な内容等の定性的な明細が求められているが、多額のリース資産を保有する組合等においては、自主的に定量的な情報（リース物件の取得価額相当額・未経過リース料残高相当額等）が開示されることが望ましい。
- ⑦ 決算書類においても、組合単体の財務情報に加え、子会社等を含む組合グループに関する情報が補足されている（施行規則第139条第7号・第141条第1項第6号）。各子会社等に関する個別情報の開示における重要性の原則の適用については、組合の連結決算において連結対象とされているか否かが一つの目途となることに留意する。
- ⑧ 附属明細書においては、組合と役員との間の取引明細の開示が求められている（施行規則第142条第3号）。当該明細については、役員が組合との直接・間接の取引において、所定の手続を経た上で、組合に不利益を及ぼすような条件で取引を行っていないことを明らかにするため、総会において情報開示されているという趣旨を組合自身が理解の上、適切な開示に努めているか留意する。

(関連通知)

「農業協同組合及び農業協同組合連合会の役員に対する金銭債権等の開示について(回答)」(平成15年12月11日付け経営第4831号経営局協同組織課長・金融調整課長通知)

### Ⅲ-2-3-4 部門別損益計算書の作成

法第37条第1項の規定に基づく、事業の区分ごとの損益の状況を明らかにした書類については、各組合ごとに次の事項に留意して作成するよう指導するものとする。

#### Ⅲ-2-3-4-1 総合農協の部門別損益計算書

##### (1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第143条第2項第1号の規定に基づき、信用事業、共済事業、農業関連事業及びその他の事業の4区分とし、各区分に帰属する事業は次の事業区分表のとおりとする。

事業区分表

区 分	条 項	事 業 内 容
信用事業 (第1号イ)	第10条第1項第2号	組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け
	〃 〃 第3号	組合員の貯金又は定期積金の受入れ
	〃 〃 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第6項～第9項	信用事業に関連する事業
共済事業 (第1号ロ)	第10条第1項第10号	共済に関する施設(施設＝事業、以下同じ。)
	〃 〃 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第8項	保険会社の業務の代理又は事務の代行の事業
農業関連事業 (第1号ハ)	第10条第1項第4号の一部	組合員の事業に必要な物資の供給(肥料、農薬等の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の事業に必要な共同利用施設の設置(精米施設や共同集出荷施設等の事業)
	第10条第1項第6号	農作業の共同化その他農業労働の効率の増進に関する施設(共同田植、共同防除等の事業)
	第10条第1項第7号	農業用土地の造成・改良・管理、農業用土地の売渡し・貸付け、農業水利施設の設置・管理等の事業
	第10条第1項第8号	組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売
	〃 〃 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第2項	組合員の委託を受けて行う農業経営事業
〃 第3項	組合員の委託を受けて行う農地信託事業	
第11条の50第1項	後継者養成等のために行う農業経営事業	
	第10条第1項第4号の一部	組合員の生活に必要な物資の供給(生活資材の購買事業)
	第10条第1項第5号の一部	組合員の生活に必要な共同利用施設の設置(保育所、託児所事業等の事業)
	〃 〃 第9号	農村工業に関する施設(農村地域に工業を誘致する等の事業)

上記以外の 事業 (第1号ニ)	〃 〃 第11号	医療に関する施設（病院、診療所の経営等）
	〃 〃 第12号	老人の福祉に関する施設（老人福祉施設の経営等）
	〃 〃 第13号	農村の生活及び文化の改善に関する施設（旅行事業等）
	〃 〃 第14号	組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結
	〃 〃 第15号	前各号の事業に附帯する事業
	〃 第5項	宅地等供給事業（転用農地の売却、貸付等）
	他の法律で定められている 事業	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第58号）（以下「特定農地貸付法」という。）に基づく特定農地貸付け 簡易郵便局法（昭和24年法律第213号）に基づき日本郵便株式会社より受託する郵便窓口業務  等

- ② 営農指導事業及び上記4区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下、Ⅲ－2－3－4－1において「共通管理費等」という。）については、その全額を上記4区分の事業に配賦するものとする。

## （2）部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に応じ（1）の①で示した事業区分及び営農指導事業の5区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない（「管理部」等の区分を別に設けることも認めない。）。
- なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。
- ④ 営農指導事業については、税引前当期利益計算後の額全額を、組合で採用する合理的な配賦基準により（1）の①で示した4区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、営農指導事業とは、法第10条第1項第1号の規定に基づく農業の経営及び技術の向上に関する指導に限るものであり、生活指導員や販売事業専属指導員の人件費等は含まないことに留意すること。また、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業の各部門への配賦基

準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準と異なるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

### Ⅲ－２－３－４－２ 経済連等の部門別損益計算書

#### (1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第143条第2項第2号の規定に基づき、米穀、園芸農産、畜産、生産資材その他の品目等ごとの農業関連事業及び生活購買、燃料その他の農業関連事業以外の事業に区分する。なお、区分する事業は、各々の経済事業を行っている組合（以下「経済連等」という。）における事業の性格、取組状況等を加味し、また組合員が経済連等の行っている各事業運営の実態についてより的確に把握できることを念頭に区分するものとする。
- ② 上記区分のどの事業にも属さない収益及び費用（以下、Ⅲ－２－３－４－２において「共通管理費等」という。）については、その全額を上記により区分した事業に配賦するものとする。

#### (2) 部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益及び事業費用については、その発生源に依り（1）の①で示した事業区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計を損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 事業管理費については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課するものとする。直課できない事業管理費（共通管理費）については、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、事業管理費の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業部門に直課し、直課できないものについては、経済連等で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦する。
- ④ （1）の①で示した事業区分の中に営農指導事業がある場合には、税引前当期利益計算後の額全額を、経済連等で採用する合理的な配賦基準により（1）の①で示した区分の事業に配賦するものとし、配賦不能の扱いは認めない。なお、営農指導事業の収入及び支出の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ⑤ 部門別損益計算書の末尾に、共通管理費等及び営農指導事業（事業区分に営農指導事業がある場合に限る。）の各部門への配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。なお、共通管理費等として各部門に配賦された事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費の配賦基準となるときは、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記するものとする。

### Ⅲ－２－３－４－３ 厚生連の部門別損益計算書

#### (1) 事業の区分

- ① 事業の区分については、施行規則第 143 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、医療施設及び老人福祉施設の別ごととし、それぞれの施設の運営方法を加味し、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についての的確に把握できることを念頭に区分するものとする。
- ② 上記区分のどの事業の区分にも属さない収益及び費用（以下、Ⅲ－２－３－４－３において「共通管理費等」という。）については、原則として、その全額を上記区分に配賦するものとする。なお、共通管理費等については、本部として独立した事業の区分として部門別損益計算書を作成した方が、会員が厚生連の行っている事業運営の実態についてよりの的確に把握できる場合には、独立した事業の区分とすることを認めるものとする。

#### (2) 部門別損益の計算方法等

- ① 部門別の事業収益、事業費用については、その発生源に応じ（１）の①で示した事業の区分に忠実に帰属させた上で、当該事業ごとの事業総利益を算定し、その合計額は損益計算書の事業総利益と一致させるものとする。
- ② 共通管理費等については、その支出目的等から特定の事業部門に帰属することが明らかなものについては、可能な限り当該事業部門に直課する。直課できない共通管理費等については、（１）の②の趣旨に基づき厚生連で採用する合理的な配賦基準により各事業部門にすべて配賦するものとする。なお、共通管理費等の総額については内部統制が可能となるよう予算（事業計画）段階で設定することとする。
- ③ 事業外収益及び事業外費用並びに特別利益及び特別損失の配賦については、その性質に応じて関係する事業の区分に直課し、直課できないものについては、組合で採用する合理的な配賦基準により各事業部門に配賦する。

### Ⅲ－２－３－５ 業務報告書の作成

法第 54 条の 2 の規定に基づく組合の業務報告書の提出については、施行規則第 202 条に定めるところによるほか、次により指導するものとする。

#### (1) 全般的な留意事項

##### ① 業務報告書の位置付け

業務報告書等については、法第 54 条の 2 の規定に基づき、その作成・提出が全ての組合に義務付けられているところであり、その提出をせず、又は記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした場合の罰則も設けられている（法第 99 条の 5）。全ての組合に業務報告書等の作成・提出が義務付けられている趣旨は、行政庁が定期的に組合の情報を入手して組合の事業や経営の状況をチェックし、適正かつ効果的な指導・監督を行うことにある。このため、正確な業務報告書等が組合において作成され、行政庁へ提出されることが重要である。

##### ② 業務報告書等の記載に錯誤等があった場合の対応

提出された業務報告書等の記載に錯誤等があった場合には、組合に対し、速やかに訂正の報告を求める。

③ 業務報告書等が提出されない場合の対応

業務報告書等の提出が組合の決算に係る総会終了後2週間以内に行われない場合（施行規則第202条第7項に基づき業務報告書の提出の延期を承認した場合を除く。）には、速やかに提出するよう文書で督促を行う。なお、休眠組合と考えられる組合については、Ⅲ-2-1-6に基づき対応する。

④ 業務報告書等の様式

法第54条の2第1項及び第2項により、施行規則第202条に基づき作成して提出する組合の業務報告書等は、施行規則別紙様式の定めのある組合については当該様式に即し作成するものとし、その他の組合にあつては、当該組合が毎事業年度の総会に提出する決算書類によって差し支えない。

⑤ 業務報告書等の金額の表示の単位

業務報告書等の金額単位は千円とし、端数は切り捨て又は四捨五入するものとする。ただし、資産総額が5百億円以上の組合にあつては、百万円単位とし、端数は切り捨て又は四捨五入とすることを妨げない。

(2) キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっての留意事項

① 資金の範囲

キャッシュ・フロー計算書が対象とする資金の範囲は、組合ごとに以下の範囲とする。

ア 信用事業を行う組合

貸借対照表上の「現金」並びに「預金」中の当座預金、普通預金及び通知預金

イ その他の組合

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない短期投資）

② キャッシュ・フロー計算書の表示区分

キャッシュ・フロー計算書には、1会計期間におけるキャッシュ・フローを組合ごとに以下の3つに区分して表示することとする。

ア 信用事業を行う組合

a 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引（信用事業に係る貸付け、貯金等の受入等を含む。）の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券の取得、売却及び償還、金銭の信託の増加及び減少並びに外部出資の取得及び売却等によるキャッシュ・フローを記載する。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出

(劣後特約付借入れ及び信用事業以外の設備借入れに限る。)等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

イ その他の組合

a 事業活動によるキャッシュ・フロー

事業損益計算の対象となった取引の他、投資活動及び財務活動以外の取引によるキャッシュ・フローを記載する。

b 投資活動によるキャッシュ・フロー

固定資産の取得及び売却、有価証券（現金同等物を除く。）の取得、売却及び償還、外部出資の取得及び売却並びに資金の貸付け及び貸付金の回収等によるキャッシュ・フローを記載する。

c 財務活動によるキャッシュ・フロー

出資の増額による収入並びに借入れによる収入及び借入金の返済による支出等の資金の調達及び返済によるキャッシュ・フローを記載する。

③ 利息及び配当金の表示区分

利息及び配当金に係るキャッシュ・フローは、組合ごとに以下の区分に表示することとする。

ア 信用事業を行う組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する（信用事業資産に係る受取利息及び受取配当金は「資金運用による収入」、信用事業負債に係る支払利息は「資金調達による支出」として記載する。）。支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。

イ その他の組合

受取利息、受取配当金及び支払利息は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。支払配当金については、支払事業分量配当金は「事業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、支払出資配当金は「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する。その他、キャッシュ・フロー計算書の作成に当たっては、「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」（平成10年3月13日付け企業会計審議会）を適切にしん酌するものとする。

(3) 事業別の明細等の作成に当たっての留意事項

会計監査人設置組合等において事業別の明細を作成する際、買取購買品取扱実績及び買取販売品取扱実績等の記載に当たっては、「収益認識に関する会計基準」（2018年3月30日付け企業会計基準委員会）等による本人と代理人の区分に関わらず、総額を記載するものとする。例えば、買取購買品や買取販売品において代理人と区分され、損益計算書において購買手数料や販売手数料を計上した契約であっても、事業別の明細を作成する際は、当期受入高や当期供給高、当期販売高等に当該契約による金額を含めて記載する。

#### (4) 連結業務報告書の作成に当たっての留意事項

##### ① 重要性の原則の適用

連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲並びに非連結子法人等及び関連法人等に対する持分法の適用範囲については、重要性の原則を適用するものとする。

重要性の原則の適用については、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 51 年大蔵省令第 28 号。以下「連結財務諸表規則」という。）第 5 条第 2 項及び第 10 条第 2 項の規定並びに「連結の範囲及び持分法の適用範囲に関する重要性の原則の適用に係る監査上の取扱い」（平成 5 年 7 月 21 日付け日本公認会計士協会監査委員会報告第 52 号。以下「監査上の取扱い」という。）に従うこととし、組合並びにその子会社等の財政状態及び経営成績を適正に表示させる観点から、量的側面と質的側面の両面で並行的に判断し、個々の子会社等の特性を十分考慮して連結の範囲等を決定するものとする。

ただし、総合農協は信用事業を併せ行う総合事業体であることから、監査上の取扱いに掲げる各基準のほかに、次に掲げる基準を加えるとともに、業として土地又は建物の売買を行う子法人等は必ず連結子法人等とすることとする。

<非連結子法人等の負債・出資基準>

非連結子法人等の負債額のうち持分に見合う額及び農協の非連結子法人等への出資額の合計額

農協の自己資本の額（※）

（※）貸借対照表上の自己資本の額

また、信用事業を行う組合の連結業務報告書の連結の範囲に含める子法人等の範囲は、農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準（平成 18 年 3 月 28 日金融庁・農林水産省告示第 2 号）第 11 条に基づき自己資本比率を算出するために作成する連結財務諸表の範囲（金融子会社については重要性の原則を不適用、その他の子法人等については同原則を適用）と同じとする。

##### ② 連結貸借対照表等の表示方法

連結貸借対照表等の科目の分類については、原則として親組合の個別貸借対照表等における科目の分類を基礎としなければならないものとし、子会社等の勘定体系は親組合の勘定体系に整合させて表示するものとする。

ただし、組合及びその子会社等の財政状態及び経営成績について誤解を生ぜしめない限り、科目を集約して表示することができる。

#### (5) 業務報告書等の経営局への送付

地方農政局長及び沖縄総合事務局長は、所管組合から施行規則の定めるところにより、事業計画書及び業務報告書等の提出があった場合には、当該資料の写しを、速やかに経営局長に提出するものとする。

### Ⅲ－２－４ 組合の事業等

#### Ⅲ－２－４－１ 不動産賃貸の留意事項

組合は、法又は他の法律により組合の事業として規定された事業以外の事業を行うこと

はできない。このため、組合が不動産賃貸を行うことができるのは、法若しくは他の法律に基づく組合の事業（附帯事業を含む。）として行うとき、又はその保有する資産の管理として行うときに限られることに留意する。

一方、近年は、農協から連合会に事業を移管する際に農協が連合会に施設を賃貸する事例や、購買事業に係る店舗の一面にテナントを入居させる事例が見られるなど、不動産賃貸の内容も多様化している。

このため、組合の指導に当たっては、組合が法令に反して不動産賃貸を行うことのないよう留意することとし、組合が行うことのできる不動産賃貸の可否については、次の区分により、個々の不動産賃貸の目的や実態に応じて判断するものとする。

（注）信用事業の附帯事業として行う不動産賃貸の取扱いについては系統金融機関向け監督指針を、共済事業を行う連合会が財産の運用として行う不動産賃貸の取扱いについては共済事業向け監督指針を参照するものとする。

（1）固有業務（注）として行う不動産賃貸

次の①又は②に該当する場合は、組合の固有業務として行う不動産賃貸に該当する。

（注）「固有業務」とは、法又は他の法律に基づく組合の事業として行うもの（法第10条第1項第15号及び同条第6項第17号の附帯事業として行うものを除く。）をいう。

① 法又は他の法律において組合の事業として明記されている不動産賃貸を行う場合  
法第10条第1項第7号の農用地供給事業、同条第3項の農地信託事業及び同条第5項の宅地等供給事業においては、「土地の貸付け」が法に基づく組合の事業として明記されており、組合はこれらの事業として不動産賃貸を行うことができる。特定農地貸付法第5条の特定農地貸付けも同様であり、組合は同条の特定農地貸付けとして不動産賃貸を行うことができる。

② ①以外の場合であって固有業務の一環として不動産賃貸を行うとき

①の場合のほかにも、次のア又はイに該当する場合には、組合は、その固有業務の一環として不動産賃貸を行うことができる。

ア 固有業務として組合員に提供するサービスの内容が不動産賃貸である場合

組合は、購買事業、共同利用施設の設置の事業等の固有業務において組合員に生産資材や生活物資の供給、農業用施設や農業機械のリースや賃貸等、様々なサービスの提供を行っており、これには不動産賃貸も含まれ得る。このように固有業務として組合が組合員に提供するサービスの内容が不動産賃貸そのものである場合には、当該不動産賃貸は組合の固有業務の一環として行うものに該当する。

例えば、法第10条第1項第5号の共同利用施設の設置の事業として農業用施設（ビニールハウス、畜舎等）の全部又は一部を組合員に一定の期間リースや賃貸により利用させる場合等がこれに該当する。

イ ア以外の場合であって固有業務の一環として不動産賃貸を行うとき

ア以外の場合については、当該不動産を用いて営まれる事業の損益の帰属等から次のように区分し、固有業務の一環として行われる不動産賃貸か否かを判断す

るものとする。

- a 組合が賃貸した不動産を用いて行われる事業（固有業務に該当するものに限る。）の損益の全部又は一部が組合に帰属する場合の取扱い

固有業務に該当する事業について組合が連合会その他の者と共同事業を行う場合において、組合と共同事業者の双方に事業損益が帰属するときは、組合が当該共同事業に必要な不動産を他の共同事業者に貸し付け、当該共同事業の用に供したとしても、当該不動産賃貸は当該組合の固有業務の一環として行うものに該当する。

例えば、農協が農業機械の供給を連合会との共同事業として行う場合において、当該農協と連合会の双方で事業損益を配分することとしており、当該共同事業のために当該農協が自らの不動産を当該連合会に賃貸するような場合等がこれに当たる。

また、固有業務に該当する事業について組合がその事業の運営を連合会その他の者に委託した場合においても、その事業の損益が当該組合に帰属するときは、当該組合が引き続き当該事業を行っていることには変わらないことから、当該事業に必要な不動産を委託先に貸し付けていたとしても、当該不動産の賃貸は当該組合の固有業務の一環として行うものに該当する。

- b 組合が賃貸した不動産を用いて行われる事業の損益が組合に帰属しない場合の取扱い

組合が賃貸した不動産を用いて行われる事業の損益が組合に帰属しない場合であっても、次の(a)又は(b)に該当する場合には、当該不動産賃貸は組合の固有業務の一環として行うものに該当する。

- (a) 固有業務を連合会等に移管することに伴い不動産賃貸を行う場合

組合が、固有業務を移管（注）し、当該事業の損益も組合に帰属しないこととする場合は、一般的に当該事業に係る不動産も移管先に譲渡することとなるが、組合がその事業の補完を目的として設立された連合会等に事業を移管するものであって、移管先が移管元の組合の一定の関与のもとに事業を運営するものについては、移管元の組合と移管先が一体的に組合員に対するサービスを提供していると判断できる。

この場合には、移管元の組合が当該業務に係る不動産を譲渡せずに移管先に賃貸したとしても、当該不動産賃貸は、移管元の組合の固有業務の一環として行われるものとして取り扱う。

具体的には、事業の移管先及び移管後の事業に対する移管元の組合の関与の状況を検証し、次の要件のすべてを満たす場合には、組合と移管先が一体的に組合員に対するサービスを提供していると判断し、当該不動産賃貸を当該移管元の組合の固有業務の一環として行われるものとして取り扱う。

- i) 業務の移管先が、次のいずれかとなっていること。

(ア) 他の組合（その子会社等（Ⅲ－２－５－１において定義する子会社等をいう。（イ）において同じ。）を含む。）

(イ) 当該組合の子会社等

- ii) 移管元の組合の事業計画の中に移管した業務についての取組方針が示されていること。
  - iii) 移管元の組合と移管先が相互に協力し、例えば、次のような取組により、移管元の組合の組合員の意向を反映した事業運営が行われていること。
    - (ア) 移管した業務に係る組合員の意向の把握
    - (イ) 移管した業務に係る移管元の組合と移管先との協議
- (注) 組合が現に行う固有業務に該当する事業を拡充する場合についても、固有業務の移管の場合に準じて判断するものとする。
- (b) (a) 以外の場合であって賃貸先の事業が組合の固有業務と一体的に行われているものであるとき

(a) 以外の場合であっても、組合が賃貸した不動産を用いて組合以外の第三者によって行われる事業（以下「賃貸先の事業」という。）が、組合が現に行う固有業務と一体的に行われているものであると認められるときは、当該不動産の賃貸は固有業務の一環として行われるものとして取り扱う。

例えば、組合の購買店舗の一面に組合員に対する専門的なサービスを提供するためのテナント（クリーニング店、鮮魚店等）を入居させる場合等がこれに該当する。

具体的には、賃貸先の事業への組合の関与の状況及び当該不動産賃貸の規模を検証し、次の要件のすべてを満たす場合には、当該賃貸先の事業が組合が現に行う固有業務と一体的に行われていると判断し、当該不動産賃貸を当該組合の固有業務の一環として行われるものとして取り扱う。

- i) 賃貸先の事業について、例えば、次のような取組により、組合員の意向を反映した事業運営が行われていること。
    - (ア) 賃貸先の事業に係る組合員の意向の把握
    - (イ) 賃貸先の事業に係る組合と当該事業者との協議
  - ii) 当該不動産賃貸の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと（注）。
- (注) 不動産賃貸の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。）。

## (2) 附帯事業として行う不動産賃貸

組合は、上記（1）のほか、法第10条第1項第15号の附帯事業として不動産賃貸を行うことができるが、当該不動産賃貸が附帯事業の範ちゅうにあるかどうかについては、Ⅲ-2-4-2により判断を行うものとする。

この場合には、次のような要件が満たされていることについて、組合自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意するものとする。なお、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い不動産賃貸を行う場合は、地方創生の観点から、④については要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

- ① 各組合において、事業としての積極的な推進態勢がとられていないこと。
- ② 当該組合の地区全域的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。
- ③ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。ただし、公的な再開発事業や地方公共団体等からの要請に伴う建替え及び新設等の場合においては、必要最小限の経費支出にとどまっていること。
- ④ 当該不動産を利用して固有業務が行われており、かつ、その附帯事業として行う不動産賃貸の規模が、当該不動産を利用して行われる固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないこと（注）。

（注）不動産賃貸の規模については、賃料収入、経費支出及び賃貸面積等を総合的に勘案して判断する（一の項目の状況のみをもって機械的に判断する必要はないものとする。）。

### （3）遊休資産の管理として行う不動産賃貸

組合の保有する不稼働又は業務外の資産（遊休資産）については早期に売却等処分を行うことが原則であるが、経済情勢等によっては早期の処分が困難な場合も考えられる。

組合の遊休資産について、短期の売却等処分が困難であることにより、将来の売却等を想定して一時的に賃貸を行わざるを得なくなった場合（注）においては、遊休資産の管理の一環として賃貸を行うことができる。この場合において、組合は、次のような要件が満たされていることについて、組合自らが十分挙証できるよう態勢整備を図る必要があることに留意するものとする。

- ① 各組合において、事業としての積極的な推進体制がとられていないこと。
- ② 当該組合の地区全域的な規模での実施や特定の管理業者との間における組織的な実施が行われていないこと。
- ③ 当該不動産に対する経費支出が必要最低限の改装や修繕程度にとどまること。

（注）遊休資産の管理として行う不動産賃貸が一時的なものであるかどうかについては、賃貸の期間のみから画一的に判断せず、短期の売却等処分が困難な背景や、将来の売却等処分に向けた取組の状況等も総合的に勘案して判断するものとする。

例えば、短期の売却等処分が困難な背景としては、組合が事業の廃止に伴う組合員の事業や生活への影響を避けるために第三者に事業を譲渡しようとする場合に、当該譲渡先が当該事業用資産の賃貸を希望しているため、組合が当該資産の売却を条件とすると事業の譲渡自体が困難となり、結果として将来の売却可能性も低下するというようなものが想定される。

また、国や地方公共団体のほか、地域のニーズや実情等を踏まえ公共的な役割を有していると考えられる主体からの要請に伴い不動産賃貸を行う場合は、地方創生の観点から、不動産賃貸の期間については、要請内容等を踏まえて判断しても差し支えない。

## Ⅲ－２－４－２ 附帯事業の取扱い

組合は、法第 10 条第 1 項第 15 号に基づき、同項各号（第 15 号を除く。（1）において同じ。）の事業に附帯する事業を営むことができる。固有業務以外の事業（余剰能力の有効活用を目的として行う事業を含む。）が、附帯事業の範ちゅうにあるかどうかの判断に当たっては、組合の目的及び次のような観点を総合的に考慮して判断することとなる。

（1）当該事業が法第 10 条第 1 項各号に掲げる事業に準ずるか。

（2）当該事業の規模が、その事業が附帯する固有業務の規模に比較して過大なものとなっていないか。

（3）当該事業について、組合の事業との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか。

（4）組合が固有業務を遂行する中で正当に生じた余剰能力の活用に資するか。

（注）信用事業の附帯事業の取扱いについては系統金融機関向け監督指針のⅢ－4－2を参照するものとする。

### Ⅲ－2－5 子会社等

子会社等は、協同組合活動の一環として、組合の事業活動の補完及び合理化等を目的に設立、取得又は議決権の取得若しくは保有（以下「設立等」という。）されているところであるが、その目的が不明確なもの、多額の赤字を抱え、組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例がみられる。

このため、子会社等の設立等及び管理の適正化を図ることにより、組合本体の経営の健全性を確保していくことが必要となることから、以下により子会社等の管理運営に関する指導監督を行うものとする。

#### Ⅲ－2－5－1 定義

子会社等とは、組合が法第 54 条の 2 第 2 項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等（法第 11 条の 2 第 2 項の子会社、施行規則第 6 条第 2 項の子法人等及び同条第 3 項の関連法人等）である。

#### Ⅲ－2－5－2 特定事業等に相当する事業を行う子会社等について

法第 10 条第 1 項 3 号又は 10 号の事業を行う組合において、特定事業（信用事業及び共済事業をいう。）に相当する事業を行い、又は法第 11 条の 64 第 1 項で定める特定事業に相当する事業に従属し、付随し、若しくは関連する業務を営む子会社等の業務の範囲等については、系統金融機関向け監督指針又は共済事業向け監督指針によるものとする。

#### Ⅲ－2－5－3 子会社等の設立等

##### Ⅲ－2－5－3－1 意義

子会社等は、組合の事業活動の補完や合理化等を目的として設立等されることを踏まえ、子会社等の設立等に当たっての手続き、子会社等の業務内容等を検証するものとする。

### Ⅲ－２－５－３－２ 主な着眼点

子会社等の設立等の届出があった場合、又は、業務報告書若しくはⅢ－２－５－５の資料の提出により組合の新たな子会社等が確認された場合には、次の点を検証する。

- (1) 子会社等の形態は、株式会社（特例有限会社を含む。）又は合同会社となっているか（合名会社又は合資会社を設立し、無限責任社員となることについては、責任の範囲が組合の全財産に及び、組合経営に重大な支障をきたすおそれがあることから認められない。）。
- (2) 組合の定款に会社の株式の取得又は法人への出資に関して規定されている場合は、組合において適正な手続きを経ているか。
- (3) 管理部署、経営内容の把握の方法、管理の方法等を内容とする「子会社管理規程」等が定められていることが望ましい。
- (4) 上記の「子会社管理規程」等が経営管理委員会又は理事会の決議を経て定められていることが望ましい。
- (5) 子会社等の設立等は、組合の事業の補完等であり、協同組合活動の一環であることを踏まえ、その事業内容が、組合が行うことができる法令で定められている事業の範囲内であって、かつ、当該組合の定款で定められている目的に照らして適切なものか。
- (6) 組合の子会社等の設立等の趣旨が上記のとおりであることに鑑み、組合員と組合員以外の利用がある場合には、組合員の利用が主であることが望ましい。

### Ⅲ－２－５－３－３ 監督手法・対応

- (1) 子会社等の設立等に関して、子会社等の設立等の届出があった場合、又は、業務報告書若しくはⅢ－２－５－５の資料の提出により新たな組合の子会社等の設立又は取得を把握した場合には、ヒアリング（例えば総合的なヒアリング）でその設立状況を確認し、Ⅲ－２－５－３－２の着眼点に掲げる事項に不適正な点が認められる場合には、当該組合に対し法第93条第1項に基づき、また、必要に応じ当該子会社等に対し同条第2項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項をまとめた報告の提出を求めることにより、着実な改善を促すものとする。
- (2) また、Ⅲ－２－５－３－２の着眼点に掲げる事項について、重大な問題がある又は提出された改善計画どおりの改善がなされておらず、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反している場合には、法第95条第1項に基づく必要措置命令を発出するものとする。

### Ⅲ－２－５－４ 子会社等の管理

#### Ⅲ－２－５－４－１ 意義

組合が子会社等を保有している場合については、その子会社等が行う業務内容や財務状況を把握し、子会社等が協同組合活動の一環として組合の事業活動の補完や合理化等を目的に設立等されているという本来の趣旨から逸脱していないか、また、組合経営に重大な支障を与えていないかを検証する必要がある。この場合、組合から提出される業務報告書のほか、別に定める調査報告結果を踏まえて行うものとする。

#### Ⅲ－２－５－４－２ 主な着眼点

子会社等の経営状況等については、次の点に留意する。

- (1) 組合において、子会社等の業務及び財産の状況を記載した書類が、毎事業年度、通常総会で報告されているか。
- (2) 子会社については必要に応じ、子会社の協力を得て監査を行い、その結果に基づき必要な指示又は勧告を行っているか。
- (3) 組合において、子会社等の業務及び財産の状況から必要な改善指導がなされているか。
- (4) 組合において、子会社等の目的が達成されたと認められる場合や設立時の趣旨を逸脱している場合など、組合が子会社等を有しておく必要性が乏しい場合は、解散、出資の引き揚げ等所要の措置をとることとしているか。

#### Ⅲ－２－５－４－３ 監督手法・対応

- (1) 業務報告書又はヒアリングを通じて、子会社等の状況を把握し、Ⅲ－２－５－４－２の着眼点に掲げる事項が実施されていない場合であって、不適正な点が認められるときは、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善するための期間及び当該期間内での具体的方策を把握し、着実な改善を促すものとする。
- (2) また、信用事業又は共済事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第94条の2に基づき、当該事業の健全な運営を確保するための業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令を発出する。
- (3) なお、ヒアリング等の過程で、法令等に違反する不祥事件等であることが判明した場合には、Ⅱ－１－４（不祥事件等への対応）に即し対処する。

#### Ⅲ－２－５－５ 資料の提出

##### (1) 意義

子会社等の経営が組合本体の経営に重大な影響を及ぼす例が見られることから、子

会社等の状況を把握することは、組合本体の経営の健全性を確保するために必要なものである。

## (2) 把握方法について

### ① 対象となる子会社等

対象となる子会社等とは、組合が法第 54 条の 2 第 2 項に基づき、連結業務報告書を作成する場合の連結対象子会社等とする。

### ② 組合に提出を求める資料

施行規則第 202 条第 3 項に規定する様式により業務報告書を提出する組合については以下のイ及びウ、その他の組合については以下のアからウまでの資料の提出をそれぞれ求めることとする。

ア 当該組合の子会社等に係る財務等の状況（様式については、別紙様式 18 を参照。）

イ 新たに設立された子会社等（合併及び分割により設立された子会社等を含む。）  
にあつては、当該子会社等の定款、事業計画、出資者の構成及び役員の構成に関する資料

ウ 行政庁の指導監督に当たって特に必要となる子会社等に関する資料

## (3) 資料の報告方法

① 報告資料については、毎年 7 月末日までに行政庁への提出を求めるものとする。

② 組合に対しては任意に提出を求めるものとするが、組合が資料の任意提出に応じない場合は、法第 93 条第 1 項の規定に基づく報告徴求命令を发出する。

③ 2 以上の組合が共同して関連法人等を設立している場合にあつては、それらの組合のうち当該関連法人等に対し、その有する議決権が最も多い組合に対して行うものとし、議決権数が同数の場合にあつては、当該組合中に上部機関が含まれている場合には上部機関とする等行政庁が提出すべき組合を指定するものとする。

④ 行政を適正に処理するために特に必要となる子会社等に関する資料の徴収が必要になった場合には、その都度、上記（2）に準じて提出を求めるものとする。

## (4) 提出資料の精査と指導

提出された資料については、次の観点等に留意しつつ、子会社等の設立、管理及び経営が適正になされているかどうかについて法に基づいて提出される連結業務報告書とともに精査し、特に必要と認める場合には、組合に対して指導監督を行うこととする。

① 子会社等に対する出資又は子会社等の設立、合併及び分割が、組合の事業目的に照らし逸脱するものでないかどうか。

② 子会社等の定款の変更及び資本金の額の増減がなされた場合は、子会社等の設立目的、事業内容からみて妥当かどうか。

③ 子会社等の経営内容が、組合本体の経営に悪い影響を与えてないかどうか。

## (5) 経営局への報告

### ① 組合に係る提出資料

行政庁は、所管組合の当該資料（施行規則第 202 条第 3 項に規定する様式により業務報告書を提出する組合についてはⅢ－2－5－5（2）②のイ及びウ、その他の組合については同（2）②のアからウまでの資料）を取りまとめ（様式については、別紙様式 19 を参照。）（北海道にあっては直接、都府県の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由し）、8 月末日までに経営局長に提出することとする。

### ② ①以外の組合に係る提出資料

地方農政局長又は沖縄総合事務局長は、①以外の組合の当該資料を取りまとめ（様式については、別紙様式 19 を参照。）、8 月末日までに経営局長に提出することとする。

## (6) 経営局による提出資料の集計・分析及びフィードバック

### ① 提出資料の集計・分析

経営局は、提出された資料（施行規則第 202 条第 3 項に規定する様式により業務報告書を提出する組合については提出された資料及び業務報告書）を基に子会社等の財務状況、管理状況等につき集計・分析をすることとする。

### ② ①の結果のフィードバック

経営局は、子会社等の財務状況、管理状況等の集計・分析結果を取りまとめ（北海道にあっては直接、都府県の所管する組合にあっては、地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長）を経由し）、所管行政庁にフィードバックすることとする。

## IV 農事組合法人の監督上の評価項目

### IV-1 意義

農事組合法人は、農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進するため、農業に係る共同利用事業や農作業の共同化に関する事業を行うほか、農業者が農地、労働力等を提供しあい、共同して農業経営を行うものであり、生産行程における協同組織体として比較的小規模で人的結合の強い組織であるという性格から、その組織は行政庁の監督を必要最小限にとどめ、組合員の自主的な運営に委ねている。

このため、農事組合法人に対する監督は、組合と異なり、設立、解散、合併、定款変更等の認可は不要で、単に届出（定款変更については法第72条の29第2項、設立については法第72条の32第4項、解散については法第72条の34第2項、合併については法第72条の35第3項）でよいほか、請求検査（法第94条第1項）、随時検査（法第94条第3項）及び常例検査（法第94条第4項）の適用はなく、報告徴収（法第93条第1項）、違法の疑いのある場合の検査（法第94条第2項）、違法行為に対する必要措置命令（法第95条第1項）及び解散命令（法第95条の2第1号及び第3号）の規定の適用があるにとどまっている。

しかしながら、農事組合法人の中には、事業活動が不十分なものや活動内容が不適正なものもあることから、農事組合法人の事業活動の活発化を図るとともに、不適正な活動を行っているものについては是正を図っていく必要がある。

このため、農事組合法人の指導・監督に当たっては、以下により対応するものとする。

### IV-2 主な着眼点

#### (1) 設立・組織変更の照会等があった場合の着眼点

農事組合法人は、その事業等に制限があることから、設立の照会を受けた場合は、その行おうとする事業等を(2)に掲げる着眼点に照らして農事組合法人という法人形態が妥当なものかよく検討するよう促すものとする。

また、設立時に限らず、当該法人の現状が農事組合法人という法人形態に合致しなくなっていないか定期的に確認することが望ましく、照会を受けたタイミング等を活用して、確認を促すものとする。

これらを踏まえ、農事組合法人の設立・組織変更の照会等があった場合においては、法令、別紙定款例に基づき、以下の着眼点に従って対応し、必要に応じて知見を有する最寄りの相談窓口（市町村、農業委員会、農業会議、農業法人協会等）を紹介する。

#### ① 設立の照会

ア どのような事業等を行う法人を設立したいのか、また、農事組合法人を選択した理由も確認し、農事組合法人が適さない場合にはその理由、問題点を説明するとともに、他の法人の選択が可能と思われる場合にはその旨を説明する。

イ 組合員を規定する範囲（地区）はどのように想定しているかを確認する。また、主たる事務所の所在地は、法人の活動の本拠としての場所を指すものであり、法人の地区外に置くことは望ましくないため、主たる事務所を範囲（地区）外に設置することを想定している場合はその理由について確認する。農事組合法人の範囲（地区）から、所管となる行政庁が判明した場合は、照会者に当該行政庁を紹介

介するとともに、当該行政庁に対し情報提供を行う。

ウ 法第 72 条の 32 第 4 項の規定に基づき、設立の日から 2 週間以内に行政庁に、定款、登記事項証明書及び必要書類を添えて届出書を提出することが必要であることを伝える。なお、提出された届出書類を確認する際は、(4)に掲げる事項に準じて確認するものとする。

## ② 組織変更の照会

農事組合法人の設立後、法人の事業実態からみて農事組合法人という法人形態をとることが妥当でなくなり、事業の多角化や迅速な組織決定を可能にするよう、農事組合法人から組織変更を希望するものもある。

その場合には、

ア 組織変更とは、法人の清算・設立という手続は必要なく、組織変更計画の総会承認（特別決議）等と登記により法人の同一性は維持したまま株式会社又は一般社団法人となる制度であること

イ 出資農事組合法人のみが株式会社へと組織変更が可能であり、非出資農事組合法人のみが一般社団法人へと組織変更が可能であること

ウ 株式会社又は一般社団法人の設立に際しては、公証人による定款の認証が必要であるが、農事組合法人の組織変更の場合には、定款の認証は要しないことを伝えた上で、株式会社への組織変更については法第 73 条の 3 から第 74 条まで、一般社団法人への組織変更については法第 78 条から第 80 条までに規定された事項に関する手続について説明するとともに、組織変更の際には行政庁への届出が必要であることを伝える。

## ③ 所管変更による移管の手続

所管行政庁が変更となる移管の手続きは、下記の事項に留意し、当該農事組合法人に関する書類（設立届及び活動状況確認で求める書類）及び指導監督に関する書類を、所管が変更となる旨の文書とともに新たな所管行政庁へ送付するものとする。

ア 所管する農事組合法人の定款の変更届により、地区の拡大（縮小）により所管行政庁が変更となることが判明した場合は、（届出書類を審査した上で）当該農事組合法人へ所管行政庁が変更となることを連絡するとともに移管先行政庁への連絡及び移管の手続きを行う。

また、申し送り事項がある場合は、その旨も併せて移管先行政庁へ連絡を行う。

イ 所管する農事組合法人の活動状況調査により、登記事項証明書を取得した際に所管する行政庁が変更となっていたことが判明した場合は、アに準じた移管手続きを行う。

ウ このような所管行政庁の移管が行われた場合の当該農事組合法人に対する指導監督は、移管先行政庁が行う。

## (2) 法令違反の農事組合法人の指導監督に関する着眼点

一部の農事組合法人において、設立の届出を怠っている事例や農業以外の事業を定款に定めている事例など、法令に違反している事例が見受けられるところである。

農事組合法人制度は、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の一形態として農業施策の一翼を担う重要な制度であり、その運用が適正に行われる必要があることから、法令違反の農事組合法人の指導監督に当たっては、特に以下の着眼点に留意するものとする。

また、法令違反については罰則（法定外事業の実施（法第101条第1項第1号）、設立又は解散の届出義務違反（法第101条第1項第4号）等）の適用もあることから、農事組合法人が法を遵守するよう指導するものとする。

この際、特に②、⑤及び⑥に該当する法人であって、今後も事業を継続することを希望する法人については、株式会社又は一般社団法人へ組織変更するよう促すものとする。なお、⑤に該当する法人については、農民たる組合員が3人未満になった日から引き続き6ヶ月間その農民たる組合員が3人以上にならなかった場合には、その6ヶ月を経過した日に法定解散となることに留意する必要がある。

- ① 法第72条の32第4項に規定されている設立の届出が設立後2週間以内にされているか。
- ② 法第72条の10に規定のない事業（福祉事業、組合員以外から資材の提供を受ける堆肥の製造（廃棄物処理）など）を営んでいないか。
- ③ 法第72条の32第1項の規定に反して農民以外の者が発起人となっていないか。
- ④ 実際の払込済出資金総額より登記事項証明書に記載されている払込済出資金の総額が多額となっていないか。
- ⑤ 農民たる組合員が3人未満となっていないか。
- ⑥ 法第72条の12に規定されている常時従事者制限について、農業経営を行う法人に常時従事する組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の数は、3分の2を超えていないか。

（注）農業に関連する事業を行う農事組合法人が、②に該当する事業を営んでいないかどうかを判断するに当たっては、農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行うことができる（法第72条の10第1項第2号）とされており、その範囲内であれば、例えば、自ら生産する農畜産物だけでなく他者から購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農家レストランを行うことができることに留意する。

### （3）休眠法人への対応に関する着眼点

長期にわたり事業活動を停止するなど休眠状態にある農事組合法人については、これを放置した場合には、当該法人を利用した悪質かつ不正な事件が発生し、周辺の農民や農事組合法人の健全な事業運営に支障を来すおそれがあることから、その活動状況の確認等の結果、休眠状態にある農事組合法人を発見した場合においては、特に以下の着眼点に留意するものとする。

- ① 休眠状態となっていることに対し正当な理由があるか。
- ② 問題が解消することによって適正な活動が行えるか。

### （4）農事組合法人の活動状況を確認するために収集する書類と着眼点

農事組合法人が法令等を守っているか、また、適正な事業活動を行っているかを確認するために次の書類の提出を求め、それぞれの事項について確認するものとする。

① 登記事項証明書

ア 法第 72 条の 5 の規定どおり、名称中に「農事組合法人」という文字を用いているか。

イ 農事組合法人の行っている事業が法第 72 条の 10 に照らし適正か。

ウ 法第 73 条第 2 項で準用する法第 31 条第 1 項の規定どおり、3 年以内の周期で役員が改選（重任も含む）されているか、また、登記も行っているか。

② 定款

ア 法第 72 条の 16 に規定する事項が全て網羅されているか。

イ 農事組合法人定款例に沿うように作成され、設立目的が達成されるよう実情に見合った定款となっているか。

ウ 地区は組合員資格を定めるものであり、組合員の住所若しくは耕作地がある最小行政単位（市町村区）又はそれ以下を基本としていることから、組合員が見込めない地区が含まれていないか。また、地区を最小行政単位を超えて設定する合理的な理由があるか。

③ 組合員名簿

ア 法第 73 条第 1 項で準用する法第 27 条に規定する事項が全て網羅されているか。

イ 組合員資格は以下について確認する。

a 農業経営を行わない農事組合法人にあつては、法第 72 条の 13 第 1 項第 1 号に掲げる農民のみ（ただし、機構法第 26 条第 2 項又は農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 7 条第 2 項によりなお従前の例によることとされる旧基盤強化法第 28 条第 2 項に基づき、引き続き組合員資格が認められる特例を含む。）が組合員たる資格を有しているか。

b 農業経営を行う農事組合法人にあつては、法第 72 条の 13 第 1 項第 4 号に掲げる者及び同条第 2 項に規定する者の数が、総組合員の 3 分の 1 を超えていないか。

ウ 施行令第 40 条第 1 号に規定する個人又は第 2 号に規定する者については、構成員の安定性という観点から、農事組合法人と 5 年以上の長期の契約を締結しているか。

エ 組合が農事組合法人の組合員になっている場合には、次の点に留意するものとする。

a 組合が農事組合法人に対して行う出資は、法人の経営の安定及び発展を図っていくための支援方策としてのものであることから、法人の支配を目的とした出資が行われていないか。

b 組合の農事組合法人に対する出資については、その態様により組合員の行う営農に対する影響が考えられることから、組合員の賛成の下に行われる必要があり、組合員に対する十分な説明を行うなど特に慎重な手続きが採られているか。

オ 施行令第 40 条第 3 号に規定する法人を組合員とする農事組合法人については、基盤強化法第 19 条第 1 項に規定する地域計画に農業を担う者として記載されているか。

カ 施行令第 40 条第 3 号に規定する法人については、労働力の融通や農業機械や施設の共同利用など、当該法人を組合員とする農事組合法人と連携して事業を行っているか。

④ 従業員名簿

法第 72 条の 12 に規定されている常時従事者制限について、農業経営を行う法人に常時従事する組合員及び組合員と同一の世帯に属する者以外の数は、3 分の 2 を超えていないか。

⑤ 総会議事録

ア 法第 73 条第 2 項で準用する法第 46 条の 4 及び施行規則第 178 条の規定に基づいた総会議事録が作成されているか。特に、総会に出席した理事の氏名、総会の議長の氏名及び議事録を作成した理事の氏名の記載（又は署名）がされているか。

イ 法第 72 条の 26 に規定されているとおり最低でも毎年 1 回通常総会を開催しているか。

ウ 法第 72 条の 29 に規定されている定款の変更等の事項については、総会の議決を経て決定されているか。

⑥ 事業報告等

ア 法第 72 条の 25 の規定どおり、事業報告等（非出資農事組合法人にあつては事業報告及び財産目録、出資農事組合法人にあつては事業報告、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案）を作成しているか。また、その会計については中小企業の会計に関する指針や中小企業の会計に関する基本要領に準じて行われているか。

イ 施行規則第 216 条の 2 の規定どおり、決算書類の内容は当該農事組合法人を正確に把握することができるよう明瞭に記載又は記録されているか。

ウ 法第 72 条の 10 第 3 項の員外利用制限について、同条第 1 項第 1 号の共同利用施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を目的とする法人は、当該事業年度における組合員以外の事業の利用分量の総額が、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の総額の 5 分の 1 を超えていないか。

エ 剰余金の配当については法第 72 条の 31 に規定されている利益準備金及び資本準備金を控除した後の剰余金について、定款で定めるところにより、利用分量及び事業に従事した程度に応じた配当となっているか。また、政令で定める年 7 分以内の配当となっているか。

オ 法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号に規定する「農業に関連する事業」や同項第 3 号に規定する「附帯する事業」については、農業生産を行う農事組合法人の経営体質を強化するため認められていることに鑑み、その関連事業や附帯事業が当該法人が行う農業の規模に比較してより大きくなっていないか。

⑦ 発起人が農民であることを証明する書類

農民であることの証明が可能である以下のような書類が提出されているか。

- ア 農業委員会からの耕作証明書や農業を営む者の証明等
- イ 認定農業者の証明書、農協や市場が発行する出荷証明書
- ウ 農業所得があることを確認できる所得証明書や税務関係書類
- エ 加入資格が農民である農協の正組合員証や農業者年金の加入証明等
- オ 農業法人や農家に就労している場合には、当該就労先からの農業従事証明

### IV-3 監督手法・対応

#### (1) 農事組合法人の実態把握

- ① 農事組合法人は、組合と異なり財務状況書類などの行政庁への提出義務がないことから、行政庁へ設立の届出がなされている農事組合法人であっても、その活動状況を把握するため、例えば、IV-2の(4)の⑤や⑥などの提出を依頼し、実態の把握に努めるものとする。
- ② 農事組合法人の中には、農事組合法人成立後の行政庁への届出を怠っている事例も見受けられていることから、日頃から、農事組合法人が関わる可能性がある以下のような情報の把握に努めるとともに、届出が行われていない法人を把握した場合には法務局等から登記事項証明書を取り寄せ、事業内容、地区、連絡先等を確認するものとする。

- ア 農業関係の補助金担当部局からの補助金等の交付先
- イ 各種法人の所管部局が把握している法人情報
- ウ 農業資材の取扱い登録先
- エ 法務局での登記簿の閲覧
- オ 他の都道府県、国等の農事組合法人の指導部局の情報
- カ 一般からの問い合わせ 等

#### (2) 活動状況の確認

- ① (1)の結果、以下に示す場合には、農事組合法人(主たる事務所及び理事全員)に対し、IV-2の(4)に掲げる関係書類を、法第93条第1項に基づく報告徴求命令により求める。
  - ア 休眠状態が疑われる場合
  - イ 法令違反が疑われる場合
  - ウ 設立後の届出が行われていない場合
- ② ①の報告徴求命令の結果、関係書類とともに応答があった場合は、活動の確認及び適正な運営がなされているかの審査を法令に基づき行う。報告を求めた事項に対する内容が不十分である場合などについては、再度、法第93条第1項の報告徴求命令を行う。

活動が認められることを判断する際には、直近の総会の議事録、組合員名簿、定款及び事業報告書等の提出があること、又は、最近の活動状況を示す書類の提出があることを基準とする。なお、その際、農事組合法人が関連事業や附帯事業を積極的に行っている場合に、当該事業を独立の事業として営むことが適当と判断される

場合には、農業部門と切り離し、当該事業部門を別法人化するか、又は法第 73 条の 2 以下の規定により株式会社又は一般社団法人に組織変更することを検討するよう促すものとする。

③ ①の報告徴求命令の結果、法において認められていない事業を行っていること以外の法令違反がある場合には、再度、法第 93 条第 1 項の報告徴求命令により、法令違反の改善に向けた内容・スケジュールを織り込んだ改善計画の提出を求める。

④ ①の報告徴求命令の結果、活動していると認められなかった場合には、再度、法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令により、「活動停止理由」の提出を求める。

活動を休止していることに対し、以下のような正当な理由がある場合は、事業活動を妨げている要因が解消され次第、理事会及び総会の開催並びに法令に基づく所要の届出等の提出を求める。

ア 役員や組合員はいるが、天災等により、その事業を行うことが不可能である場合

イ 役員や組合員はいるが、農業構造の変化等により、事業の変更を準備中の場合  
「活動停止理由」の提出を求めた結果、正当な理由がない又は応答がない場合は、自主解散を指導する。自主解散に応じない場合は、法第 95 条の 2 に基づく解散命令を発出するための手続をとる。

⑤ ①のうち休眠状態が疑われる場合の報告徴求命令に対して応答が無い、通知が返送される、自主解散に応じない又は自主解散を行う旨の連絡があったが自主解散していない等の場合は、法第 95 条の 2 第 2 号の正当な理由がないのに 1 年以上事業を停止したときと認定し、解散命令の手続を行う。

### (3) 必要措置命令

① (2) による審査結果に応じて、次のように法第 95 条第 1 項に基づく必要措置命令を発出する。

ア 法において認められていない事業を行っているとは認められる場合には、当該事業の廃止を内容とする期限を定めた改善計画の提出を求める。

イ (2) の③によって提出された改善計画どおりの改善が図られない場合には、法令違反の解消を内容とする具体的な命令を発出する。

② ①の必要措置命令の結果、書類や改善計画等が提出された場合には内容を十分審査し、不足する資料等がある場合はその提出を求めた上で、その内容が適正であると認めた場合は、その後の状況を注視しつつ適正な事業活動となるよう指導を行っていく。また、自主解散する旨の連絡があった場合には、速やかに自主解散を行うよう指導する。

③ ①の命令に従わない場合には、必要に応じて、法第 95 条第 2 項に基づく業務停止命令又は役員改選命令を発出することとする。

### (4) 解散命令

(2) の④又は⑤の場合、(3) の必要措置命令に従わない、また、自主解散もしない場合には、法第 95 条の 2 に基づき、当該法人及び理事に対し解散命令を発出する。

解散命令書が返戻された場合は、法第95条の3に基づき通知に代えて命令の要旨を官報に掲載することにより解散させることとする。

(5) 報告徴求命令、必要措置命令又は解散命令を発出する場合には、「VI 行政処分を行う際の留意点」を参考とするとともに、その都度配達証明郵便を使用することとする。

#### (6) みなし解散制度の活用

(2) 及び(4)の対応のほか、法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項に基づき、組合に関する登記を5年間行っていない農事組合法人については、行政庁に事業を廃止していない旨の届出をすべき旨を官報に公告し、その旨を当該農事組合法人に対し通知することにより解散手続を進める、いわゆる「みなし解散制度」が活用できる。

行政庁においては、休眠状態と考えられる農事組合法人（通知が返送されるなど、通常の方法で連絡がとれない農事組合法人を含む。）に対しては、定期的に「みなし解散制度」も活用することにより、解散手続等を進めるものとする。

#### (7) 解散の嘱託登記

① 解散命令が発効した場合及び法第73条第4項において準用する法第64条の2第1項に基づく官報公告を行い、2月の期間の満了により解散とみなされた場合、解散登記嘱託書を登記官に提出し、解散登記を行う。

ア 登記官によって解散登記がなされた後、確実に登記がなされていることを確認するために、解散登記後の登記事項証明書の請求を併せて行う。

イ 解散後の農事組合法人は、清算手続に入ることとなるが、清算事務の監督官庁は当該農事組合法人の主たる事務所の所在地管轄地方裁判所となることから、解散手続が終了した旨を地方裁判所長あて通知する。

② 解散登記が完了した後は、各理事（報告徴求命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対し、解散登記が完了した旨及び清算手続が完了した後は行政庁に届出をする必要がある旨通知する。

#### (8) 清算

農事組合法人は、解散しても、清算の目的の範囲内において、その清算が終了に至るまで、なお存続するものとされており、清算の終了により初めてその法人格を失うこととなるので、各理事（報告徴求命令等の通知において「あて先不明」又は「転居先不明」であった理事を除く。）に対して、清算の事務手続を行うよう指導する。

## V 行政指導等を行う際の留意点等

### V-1 行政指導等を行う際の留意点

組合等に対して、行政指導等（行政指導等とは行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第6号にいう行政指導に加え、行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行政行為を含む。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

#### (1) 一般原則（行政手続法第32条）

- ① 行政指導の内容があくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、以下の点に留意する。
  - ア 行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。
  - イ 相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。
- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。
  - ア 行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。
  - イ 行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくても、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

#### (2) 申請に関連する行政指導（行政手続法第33条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

- ① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。
- ② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

例えば、以下の点に留意する。

  - ア 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。
  - イ 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。
  - ウ 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、提出された申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

### (3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第34条）

許認可等を行う権限又は許認可等に基づく処分を行う権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合にもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従う事を余儀なくさせていないか。

例えば、以下の点に留意する。

- ① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。
- ② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行ったりすることを暗示するなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

### (4) 行政指導の方式（行政手続法第35条）

- ① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、以下の点に留意する。

ア 相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。

イ 当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。

ウ 個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。

エ 個別の法律に根拠を有さない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められた時は、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか（ただし、行政手続法第35条第4項各号に該当する場合を除く。）

ア 書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。

イ 書面交付を拒みうる「行政上の特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。

ウ 単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

## V-2 面談等を行う際の留意点

行政庁の職員が組合等の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール、ファックス等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、下記の事項に留意するものとする。

- (1) 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。

- (2) 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- (3) 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。
- (4) 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じて確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- (5) 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のある場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後にすみやかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政庁の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

## VI 行政処分を行う際の留意点

組合等において、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合、行政庁は、適宜、適切に、行政処分などの監督措置を行う必要がある。

行政庁による監督措置については、透明性、衡平性が求められていることから、このため、行政庁が行政処分を発動する際に把握しておくべき基本的な事務の流れ、処分を検討する際に勘案すべき要因その他の留意点等は以下の通りである。

### VI-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

#### VI-1-1 行政処分

組合等に行う主要な不利益処分（行政手続法第2条第4号にいう不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第93条第1項に基づく報告徴求命令、②法第94条の2に基づく業務改善命令、③法第94条の2に基づく業務停止命令、④法第95条第1項に基づく必要措置命令、⑤法第95条第2項に基づく業務停止又は役員の変更の命令、⑥法第95条第3項に基づく規程の承認の取消し、⑦法第95条の2に基づく解散命令があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れについては、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下のとおりである。

##### (1) 法第93条第1項に基づく報告徴求

- ① 検査や、オフサイト・モニタリング（ヒアリング、不祥事件届出書など）を通じて、組合等のリスク管理態勢、法令等遵守態勢、経営管理態勢等に問題があると認められる場合においては、法第93条第1項に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、さらに精査する必要があると認められる場合においては、法第93条第1項に基づき、追加報告を求めることとする。

##### (2) 法第93条第1項に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

上記報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、組合等の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて上記（1）において報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。

##### (3) 法第94条の2に基づく業務改善命令

上記（1）の報告（追加報告を含む。）を検証した結果、例えば、法第10条第1項第3号又は第10号の事業を行う組合の健全性・適切性の観点から重大な問題が認められる場合、又は、組合の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第94条の2に基づき、当該事業の健全な運営を確保するため業務の改善計画の提出とその実行を命ずること又は監督上必要な命令をすることを検討する。

(4) 法第94条の2に基づく業務停止命令

上記(3)の業務改善命令を発出する際、業務の改善に一定期間を要し、その間、当該業務の改善に専念させる必要があると認められる場合においては、法第94条の2に基づき、改善期間を勘案した一定の期限を付して当該業務の停止を命じることを検討する。

(5) 法第95条第1項に基づく必要措置命令

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、法令、定款又は法令に基づく行政処分などに違反すると認められるときは、法第95条に基づき、必要な措置を採るべき旨を命じることを検討する。

(6) 法第95条第2項に基づく業務停止命令又は役員の変更の命令

組合等に対し上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、組合等が当該命令に従わない場合は、法第95条第2項に基づき、当該業務の全部若しくは一部の停止又は役員の変更を命じることを検討する。

例えば、一部の理事による独断専横のため、理事会が機能していないなどにより、改善に向けた真摯な取組が組織として行われていない場合には、本措置を命ずることを検討する。

(7) 法第95条第3項に基づく規程の承認の取消し

上記(1)の報告(追加報告を含む。)を検証した結果、組合等が信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程又は農業経営規程に定めた特に重要な事項に違反していることが認められ、上記(5)の命令を発出したにもかかわらず、これに従わないときは、法第95条第3項に基づき、違反した事業に係る規程の承認の取消しを検討する。

(8) 法第95条の2に基づく解散命令

組合等に対し、上記(5)の必要措置命令を発出したにもかかわらず、当該命令に従わず、重大な法令等の違反又は公益を害する行為が多数認められる等により、今後の業務の継続が不適当と認められる場合においては、法第95条の2に基づく解散命令を検討する。

(注) 上記(3)、(4)、(5)又は(6)の行政処分と同時に、制度改革等により可能となった新規業務への進出を一定期間行わせないこととする等の措置を命ずることが検討される場合がある。

上記Ⅵ-1-1の(3)から(8)までの行政処分を検討する際には、本指針で他に具体的に示されている場合を除き、以下の(1)から(3)までに掲げる要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味することとする。

(1) 当該行為の重大性・悪質性

① 公益侵害の程度

組合等が、例えば、外国産の農産物を国産として不正表示して国産農産物全体に対する信頼を落とす、不公正な取引方法を用いて価格の引き上げを図り公正な競争を阻害するなど、公益を著しく侵害していないか

② 利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が深刻な被害を受けたか。

③ 行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、引き続き同様の商品等を販売し続ける行為を行うなど、組合等の行為が悪質であったか。

④ 行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去同様の違反行為が行われたことがあるか。

⑤ 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

⑥ 組織性の有無

当該行為が現場の担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

⑦ 隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

⑧ 反社会的勢力の関与の有無

反社会的勢力の関与はなかったか。関与がある場合にはどの程度か。

(2) 行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

① 代表理事や理事会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

② 内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

③ コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

④ 業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、組織内教育が十分になされているか。

(3) 軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、組合等自身が自主的に業務の改善のための取組を行っている、といった軽減事由があるか。

## VI-1-2 標準処理期間

VI-1-1の(3)から(8)までの不利益処分をしようとする場合には、上記VI-1-1の(1)の報告書を受理したとき、又は不祥事件の届出(法第93条第1項に基づく報

告を求めた場合は、当該報告書)を受理したときから、原則としておおむね1ヶ月(処分が地方農政局等を経由して農林水産本省において行われる場合、処分が地方農政局等において行われるが農林水産本省との調整を要する場合又は処分が他省庁との共管法令に基づく場合は、おおむね2ヶ月)以内を目途に行うものとする。

(注1)「報告書又は届出を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第93条第1項に基づく報告を求める場合(直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。)には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書又は届出に関し、資料の訂正、追加提出等(軽微なものは除く。)を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

(注2) 弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

(注3) 標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

### VI-1-3 法第94条の2等に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要な措置を採るべき旨の命令を発出する場合には、当該命令に基づく組合等の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、組合等の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなっているが、以下の点に留意するものとする。

- (1) 法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来するまでの間に報告を行うことにより、当該組合等の報告義務は解除される。
- (2) 法第94条の2に基づき業務改善命令又は法第95条に基づき必要措置を採るべき旨の命令を発出している組合等に対して、当該組合等の提出した業務改善命令の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善命令に沿って十分な改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。その際、当該報告やⅢ-1-2-2により説明を受けた検査結果等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

### VI-2 行政手続法との関係等

#### (1) 行政手続法との関係

行政手続法第13条第1項第1号に該当する不利益処分をしようとする場合には聴聞を行い、同項第2号に該当する不利益処分をしようとする場合には弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条、不利益処分をする場合には同法第 14 条に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

## （2）行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 82 条に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

## （3）行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

## **VI-3 意見交換制度**

### **VI-3-1 意義**

不利益処分を行おうとする場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続の前に、組合等からの求めに応じ、監督部局と組合等との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実及びその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

### **VI-3-2 監督手法・対応**

法第 93 条第 1 項に基づく報告徴求命令に係るヒアリング等の過程において、不利益処分が行われる可能性が高いと認識した組合等から、当局の幹部（注 1）と当該組合等の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、当局が当該組合等に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分をする必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実及びその重大性等について認識を共有するための意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）当局の幹部の例：経営局担当課室長又は地方農政局等担当課長以上

（注 2）組合等からの意見交換の機会の設定の求めは、当局が、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 93 条第 1 項に基づく報告書等を受領したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

#### **VI-4 関係当局等との連携及び連絡**

(1) 地方農政局等において、上記VI-1-1 (1) から (8) の不利益処分をしようとする場合には、協同組織課（信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課）との十分な連携により、これらの事務を行うものとする。

また、必要に応じて、地方農政局等は相互の連携に努め、さらに、必要に応じて関係当局への連絡を行うものとする。

(2) 協同組織課（信用事業を行う組合に対し処分をしようとする場合には金融調整課）において、上記VI-1-1 (1) から (8) の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係当局・海外指導監督当局等への連絡を行うものとする。

(3) 協同組織課（信用事業に関することについては金融調整課）又は地方農政局等において都道府県所管の組合等における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、当該組合等の所管都道府県がこれを知らないときは、知った情報を所管都道府県に連絡するものとする。

また、都道府県において農林水産省本省又は地方農政局等所管の組合等における不祥事件等や不適正な業務運営を知り、当該組合等を所管する農林水産省本省又は地方農政局等がこれを知らないときは、当該組合等を所管する農林水産省本省又は地方農政局等あて報告するよう求めるものとする。

#### **VI-5 不利益処分の公表に関する考え方**

上記VI-1-1 (3) から (8) までの不利益処分については、他の組合等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等の公表により組合等の経営改善に支障が生じるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実及び処分の内容等を公表することとする。

## **Ⅶ 組織変更後連合会の監督上の留意点**

### **Ⅶ-1 監督上の評価項目**

#### **Ⅶ-1-1 組織変更後連合会の行う監査事業の意義**

平成 27 年改正法附則第 13 条第 5 項第 2 号の規定により、組織変更後連合会は、監査事業を行うことができる。

組織変更後連合会が監査を行うこととした場合、その監査は、法第 37 条の 2 第 3 項の規定による会計監査人の監査とは異なるものであって、財務諸表の適法性及び適正性を証明するものではなく、会員からの求めに応じて、任意で行われるものである。したがって、組織変更後連合会の監査を受けるかどうかは各組合の判断に委ねられており、これを受けることが法により義務付けられているものではないことに留意が必要である。

また、監査には、組合監査について専門的知識を有する農業協同組合監査士が従事し、質の高い監査が行われる必要がある。

#### **Ⅶ-1-2 組織変更後連合会の行う監査事業の主な着眼点**

(1) 事業の実施に必要な農業協同組合監査士を置き、これを監査事業に従事させているか。

(2) 組織変更後連合会が実施できる監査事業は、会員である組合の求めに応じて行うものであり、事業の実施に当たって、組織変更後連合会は会員との間で明確な契約を締結しているか。

#### **Ⅶ-1-3 組織変更後連合会の行う監査事業に係る監督手法・対応**

必要に応じて、上記の着眼点を踏まえたヒアリング等を実施して組織変更後連合会における取組状況を把握し、適切な事業実施に疑義があると認められる場合には改善を促すものとする。

### **Ⅶ-2 事務処理上の留意点**

#### **Ⅶ-2-1 監査規程の認可**

平成 27 年改正法附則第 20 条第 1 項の規定に基づく監査規程の変更の認可申請書若しくは同条第 2 項の規定に基づく監査規程の変更又は廃止の届出書の受理に当たっては、次の書類の提出を求めるものとする。

また、審査を行う上で必要となる書類（理由書の内容が不明確な場合に要求する追加報告書等）がある場合には、必要に応じ当該書類の提出を求めることとする。

##### (1) 変更認可申請書類

- ① 監査規程変更認可申請書（様式については、別紙様式 20 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 監査規程変更新旧対照表
- ④ 監査規程全文（現行のもの）
- ⑤ 規程変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

(2) 変更に係る届出

- ① 監査規程変更届（様式については、別紙様式 21 を参照。）
- ② 理由書
- ③ 監査規程変更新旧対照表
- ④ 監査規程全文（現行のもの）
- ⑤ 規程変更の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

(3) 廃止に係る届出

- ① 監査規程廃止届（様式については、別紙様式 22 を参照）
- ② 理由書
- ③ 規程廃止の決定を証する書面（総会の議事録（謄本）等）

### **VII-2-2 組織変更後連合会の定款変更**

組織変更後連合会の定款変更の認可については、Ⅲ-2-1-1 によるほか、当該組織変更後連合会が平成 27 年改正法附則第 18 条の規定によりその名称中に農業協同組合連合会という文字に代えて農業協同組合中央会という文字を用いている場合は、当該組織変更後連合会の変更後の定款の内容が引き続き施行規則第 240 条に規定する要件を満たすかについても確認するものとする。

## 別添 1 連絡文書集

以下は、組合等の監督行政を行う担当官として了知しておくことが必要と考えられるものである。

それぞれの文書の性格は区々であるが、その趣旨・目的は各文書に記されているとおりである。

### (局長通知)

1. 農業協同組合等が行う特定の宅地等供給事業のために買取られた転用相当農地等の譲渡に係る租税特別措置法の適用について（昭和 49 年 12 月 6 日付け農経 A 第 1209 号農林省農林経済局長通知）
2. 人権問題に関する啓発推進の取組みの強化について（平成 11 年 7 月 7 日付け 11 農経 A 第 865 号農林水産省経済局長通知）
3. 農事組合法人の事業範囲について（依頼）（平成 16 年 7 月 15 日付け 16 経営第 2015 号農林水産省経営局長通知）（参考：法務省民事局長あて通知）
4. 大規模農業者と連携した農業協同組合の共同利用施設の有効活用について（平成 27 年 1 月 28 日付け 26 経営第 2771 号農林水産省経営局長通知）

### (課長通知)

1. 市町村合併に伴う行政区画の変更と組合等の地区の登記について（昭和 30 年 6 月 20 日付け）
2. 法人税等の非課税措置を受けるための申請手続きについて（昭和 59 年 5 月 29 日付け 59-468 農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
3. 農業協同組合の合併に伴う農業協同組合の既存施設の有効活用等の推進について（平成 12 年 5 月 18 日付け 12 農経 A 第 691 号農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
4. 農業協同組合の合併等に伴う既存施設の有効活用等の推進について（平成 12 年 12 月 15 日付け 12-14 農林水産省経済局農業協同組合課長通知）
5. 休眠組合の整理に係る手続について（平成 13 年 11 月 29 日付け 13 経営第 4311 号農林水産省経営局協同組織課長通知）
6. 農事組合法人の指導に係る手続について（平成 20 年 6 月 24 日付け 20 経営第 1960 号農林水産省経営局協同組織課長通知）
7. 「認定農業者に準ずる者」に関する農業協同組合への情報提供について（依頼）（平成 28 年 5 月 25 日付け 28 生畜第 290 号・28 経営第 548 号農林水産省生産局畜産部畜産企画課長・経営局経営政策課長・経営局就農・女性課長・経営局協同組織課長通知）
8. 指導農業士に関する情報の提供について（依頼）（平成 28 年 6 月 6 日付け 28 経営第 548 号農林水産省経営局就農・女性課長・経営局協同組織課長通知）

### (その他)

1. 農業協同組合法の規定による消費生活協同組合への組織変更に関する農業協同組合所管部局との連携について（通知）（平成 28 年 2 月 24 日付け社援発 0224 第 1 号厚生

労働省社会・援護局長通知)

2. 農業協同組合法の規定による消費生活協同組合又は医療法人への組織変更に関する省令の制定に伴う事務処理上の留意事項について(平成 28 年 2 月 24 日付け社援発 0224 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課消費生活協同組合業務室長通知)
3. 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律等の施行に伴う法人登記事務の取扱いについて(通知)(平成 28 年 3 月 8 日付け法務省民商第 31 号法務省民事局商事課長通知)
4. 農業協同組合又は農業協同組合連合会の医療法人への組織変更に係る都道府県知事の認可等について(平成 28 年 3 月 15 日付け医政発 0315 第 1 号厚生労働省医政局長通知)

## 別添2 標準処理期間

法に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第11条の42第1項の規定による信託規程の承認</li> <li>・ 第11条の42第3項の規定による信託規程の変更の承認</li> <li>・ 第11条の45の規定による信託受託農協の辞任の許可</li> <li>・ 第11条の48第1項の規定による宅地等供給事業実施規程の承認</li> <li>・ 第11条の48第3項の規定による宅地等供給事業実施規程の変更の承認</li> <li>・ 第11条の51第1項の規定による農業経営規程の承認</li> <li>・ 第11条の51第3項の規定による農業経営規程の変更の承認</li> </ul>	1月
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第44条第2項の規定による定款変更の認可</li> <li>・ 第59条の規定による組合の設立の認可</li> <li>・ 第64条第2項の規定による組合の解散の決議の認可</li> <li>・ 第65条第2項の規定による組合の合併の認可</li> <li>・ 第70条第2項の規定による連合会の権利義務の承継の認可</li> <li>・ 第70条の3第3項の規定による新設分割の認可</li> </ul>	2月

施行規則に基づく農林水産大臣の処分（信用事業、共済事業に係るものを除く。）に係る行政手続法第6条の規定による標準処理期間は、次のとおりとする。

処 分 案	標準処理期間
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第76条の2第1項第3号イの規定による理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認</li> <li>・ 第76条の2第1項第4号ロの規定による特別な理由の承認</li> <li>・ 第76条の2第2項第3号イの規定による理事の定数の4分の1を下回らない範囲内の数の承認</li> <li>・ 第76条の2第2項第4号ロの規定による特別な理由の承認</li> </ul>	14日
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第202条第7項の規定による業務報告書の提出の延期の承認</li> </ul>	1月

- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>• 第 206 条第 2 項の規定による縦覧書類の縦覧の開始の延期の承認</li><li>• 第 232 条第 5 項の規定による行政庁に対する事業計画書等の提出の延期の承認</li></ul> |  |
|---|--|